

第10節 主な国際機関の概要

1 国連機関

① 国際連合（UN:United Nations）

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1945年設立。日本は1956年に加盟。

● 経緯・目的

国際連合は、1944年8月から10月まで中国、ソ連、英国、米国の代表によりワシントンのダンバートン・オークスにおいて開かれた会議でその輪郭が形成された。国連憲章は、1945年4月から6月にかけて連合50か国の代表がサンフランシスコに会合し起草され、同年6月26日、調印された。さらに同年10月24日、5大国（中国、フランス、ソ連、英国、米国）と他の署名国の過半数が同憲章を批准し、国連は正式に発足した。

国連の目的は、①国際の平和および安全を維持すること、②人民の同権および自決の原則を尊重する諸国間の友好関係を発展させること、③経済的、社会的、文化的または人道的性質を有する国際問題を解決すること等について国際協力を達成すること、④これらの共通の目的の達成に当たって、諸国の行動を調和させるための中心となること、である。

2. 機構

国連の主要機関は、総会、安全保障理事会、経済社会理事会、信託統治理事会、国際司法裁判所および事務局により構成される。そのうち、総会、安全保障理事会、経済社会理事会の概要は以下のとおり。

● 総会

総会は国連の全加盟国によって構成される国連の主要な審議機関である。総会は、国連憲章の範囲内にある問題、または国連憲章に規定する機関の権限および任務に関する問題について討議し、安全保障理事会が憲章によって与えられた任務をいずれかの紛争または事態について遂行している間を除き、加盟国もしくは安全保障理事会またはこの両者に対して勧告することができる。各国が1票を持ち、表決は国際の平和と安全の維持に関する勧告、新加盟国の承認、予算問題など重要問題には出

席し、かつ投票する構成国の3分の2の多数が必要であるが、その他の問題は出席し、かつ投票する構成国の単純多数決による。

● 安全保障理事会

安全保障理事会は、国際の平和と安全の維持について主要な責任を負う機関である。その主な任務は、紛争当事者に対して、紛争を平和的手段によって解決するよう要請することや適当と認める解決条件を勧告すること、事態の悪化を防ぐため必要または望ましい暫定措置に従うよう当事者に要請すること、平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為の存在を決定し、平和と安全の維持と回復のために勧告を行うこと、経済制裁などの非軍事的強制措置および軍事的強制措置を決定すること、等である。中国、フランス、ロシア、英国、米国の常任理事国5か国および任期2年の非常任理事国10か国で構成される。理事国はそれぞれ1票を持ち、手続事項の決定には少なくとも9か国の賛成が必要であり、実質事項の決定には少なくとも9か国が賛成し、かつ、常任理事国の反対（拒否権の行使）がないことが必要である。

● 経済社会理事会

経済社会理事会は、国連、専門機関等諸機関の経済的、社会的活動を調整する機関である。経済社会理事会は、経済、社会、文化、教育、保健、人権等の分野について、研究および報告を行い、これらの事項について、総会、加盟国および関係専門機関（国際労働機関〈ILO〉、国連食糧農業機関〈FAO〉等）に勧告し、この勧告を通じて専門機関の活動を調整することを主な任務としている。理事会は3年の任期を持つ54か国の理事国で構成される。表決は単純多数決で、各理事国は1票を持つ。

3. 日本との関係

● 安全保障理事会および経済社会理事会等における日本の位置付け

安全保障理事会においては、日本は①1958～1959年、②1966～1967年、③1971～1972年、④1975～1976年、

⑤1981～1982年、⑥1987～1988年、⑦1992～1993年、⑧1997～1998年、⑨2005～2006年、⑩2009～2010年に、ブラジルとならんで全加盟国中最多の10回にわたり非常任理事国を務めた。安保理理事国15か国は、英語のアルファベット順で1か月ごとの輪番で議長国を務めることになっており、近年では、日本は2009年2月および2010年4月に議長国を務めた。

経済社会理事会においては1960年に初めて理事国となって以降、1960～1965年、1968～1970年、1972～1980年、1982～2014年まで合計17期理事国を務めた。また、2014年の選挙において再選され、18期目となる2015～2017年の間、理事国を務める。

● 邦人職員

国連事務局の専門職以上の邦人職員は、83名（衡平な地理的配分の原則が適用されるポストに就いている職員。全体の2.86%。2014年6月末現在）である。高須幸雄国連事務次長（管理局長）ほかが活躍している。

● 日本の財政負担

日本は国連の通常予算に対し、2014年約2億7,650万ドル、2015年約2億9,400万ドルの分担金を負担。なお、日本の国連通常予算分担率は、2014年、2015年ともに10.833%だった。

● 通常分担金（上位10か国）

（単位：百万ドル、%）

順位	2014年			2015年		
	国名	分担金額	分担率	国名	分担金額	分担率
1	米国	621.2	22.0	米国	654.8	22.0
2	日本	276.5	10.8	日本	294.0	10.8
3	ドイツ	182.2	7.1	ドイツ	193.8	7.1
4	フランス	142.7	5.6	フランス	151.8	5.6
5	英国	132.2	5.2	英国	140.5	5.2
6	中国	131.4	5.1	中国	139.7	5.1
7	イタリア	113.5	4.4	イタリア	120.7	4.4
8	カナダ	76.2	3.0	カナダ	81.0	3.0
9	スペイン	75.9	3.0	スペイン	80.7	3.0
10	ブラジル	74.9	2.9	ブラジル	79.6	2.9
	その他	785.0	30.9	その他	834.8	30.9
	合計	2,611.7	100	合計	2,771.4	100

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. より詳細な情報

● 書籍等

・国際連合の基礎知識（国際連合広報局国際連合広報センター監訳）

● ウェブサイト

・国際連合本部：http://www.un.org
 ・駐日国際連合広報センター：http://www.unic.or.jp
 ・外務省国際機関人事センター：http://www.mofa-irc.go.jp

② 国連食糧農業機関 (FAO: Food and Agriculture Organization of the United Nations)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1945年10月16日設立。

● 経緯・目的

1943年に開催された連合食糧農業会議で、食料・農業^{（注1）}に関する恒久的機関として設置が決定された。1945年10月16日に、FAO第1回総会開催のための連合国代表会議が開かれ、連合国34か国の署名により設立の根拠となるFAO憲章が発効した。

FAOは、人類の栄養・生活水準の向上、食料・農産物の生産と流通の促進、農村住民の生活条件の改善、および世界経済成長への寄与を通じて世界の食料安全保障を達成し、人類を飢餓から解放することを目的として活動している。国際条約等の執行機関としての国際的ルール

の策定（国際植物防疫条約（IPPC）、コーデックス委員会等）、国際的な検討の場の提供（総会、国際会議の開催等）、世界の食料・農林水産物に関する調査分析および情報の収集・伝達（各種統計資料、世界食料農業白書、世界食料情報・早期警報システム（GIEWS）等）、および開発途上国に対する技術助言、技術協力（フィールド・プロジェクトの実施等）を主な機能としている。

2. 事業の仕組み

● 概要

FAOの活動の財源は、加盟国の分担金により賄われる通常予算と、各加盟国の任意拠出金および国連開発計画（UNDP）資金等による信託基金から成る。このうち、通常予算は主として職員の給与、会議の開催、食料・農業

注1:ここでいう「農業」は、林業、水産業を含み、以下、特別に断りがない場合は同様。

に関する調査分析、情報の収集・伝達、各国政府に対する助言、フィールド事業の管理・支援等に向けられ、信託基金は、主にフィールドレベルの技術協力等に利用されている（一部のフィールド事業は通常予算によって実施される〈後述「3.最近の活動内容」内「主要な事業」を参照〉）。

● 意思決定機関

最高意思決定機関は、各加盟国の代表により構成され、2年に1度開催される総会である。総会会期以外の期間においては、総会で選出された49か国の理事国で構成される理事会が、その執行機関として総会に代わって活動するほか、総会による議決を必要としない事項についての決定等を行う仕組みとなっている。

通常予算はFAO事務局長の提案に基づき、2年を1期とする事業年度ごとに総会で決定される。また、信託基金で行われるフィールド事業等については、FAO事務局が個別の案件を提案し、事業ごとに援助国側の判断により拠出が決定される。

● 事業運営

通常予算については、定められた項目別に事務局が事業を実施する。次期事業計画を含む事業運営および実施状況については、技術的問題に対処するために設置された7つの常設委員会（計画、財政、憲章法務、農業、林業、水産および商品問題）で審議され、理事会、総会に報告がなされる。

一方、信託基金については、FAO事務局が作成した事業計画案について援助国とFAO事務局の間で約束文書を取り交わした上で実施に移される。事業開始後は、事業の進行状況について定期的に援助国に報告されるとともに、FAO事務局との調整の場が適宜持たれる。また、事業終了時には評価ミッションが送られ、その成果につき確認と報告がなされる。

3. 最近の活動内容

● 主要な事業

FAOは効率的な業務運営を確保するために2009～2013年に改革に取り組みその一環として、結果に基づく事業予算計画を2010～2011年から導入した。この計画においては、農業・林業・水産業に関連する13の戦略項目を設定し、2012～2013年事業予算計画（通常予算）では8億3,776万ドルの予算が計上され、技術協力計画（後述）および地方組織の能力構築も実施された。これら戦略項目の共通事業として農林水産統計や世界食料農業白書等が

作成されているほか、農業分野の主な取組としては、農業や農村開発のための投資促進策の検討、国際植物防疫条約（IPPC）事務局運営、コーデックス委員会運営、越境性動物疾病（口蹄疫等）対策等に係る事業が挙げられる。また、林業分野については、森林資源および林産物の評価・モニタリング・報告業務、国家森林計画の策定と実施の支援等の事業が、水産分野については、違法・無報告・無規制（IUU）漁業の防止、「責任のある漁業のための行動規範」の実施、水産資源の保存・管理・モニタリング業務、養殖のための保全・管理・モニタリング等の事業が挙げられる。

2012年1月に就任したジョゼ・グラツィアーノ・ダ・シルバ事務局長は、第39回総会（2015年6月）において再選された。グラツィアーノ事務局長は、引き続き①飢餓の撲滅、②持続可能な食料の生産と消費、③フードマネジメントにおける公平性の増大、④FAO改革の完遂、⑤パートナーシップおよび南南協力の拡大、という5つの柱の下で、FAOの運営に取り組むこととしている。

2015年7月時点で194か国およびEUが加盟している。

● 技術協力計画（TCP）の地域別実績

FAOでは、前述のとおり開発途上国に対し直接技術協力等を行っており、その大部分は外部資金により行われている。一方で通常予算の中でも、開発途上国の要請に迅速かつ柔軟に対応するため、技術協力計画（TCP）として比較的短期、小規模のフィールド事業を行っている。TCPは2014～2015年事業予算計画（通常予算）では約1億3,500万ドルの予算となっている。

● フィールド事業

FAOでは1950年代から飢餓対策として実践的な援助を行ってきており、FAOの全予算の約半分を占める信託資金の大部分がフィールドでの農村・農業開発事業等に使用されている。近年、気候変動に起因する自然災害が多発しており、2013年のフィリピンにおける台風「ハイヤン」被害を受けた農民に対して、野菜の種子等の提供を行うことで、自立した生活を支援するなどの緊急援助を実施した。

4. 日本との関係

● 加盟および日本の位置付け

日本は、1951年11月の第6回総会において加盟が承認された。日本は食料・農業問題を積極的に取り組むべき地球規模の課題の一つととらえ、FAOの各種事業・活動に大きく協力・貢献してきており、資金面においても米

国に次ぐ第2位の分担金を負担している。また、アジア・太平洋地域における数少ない先進国であることから、FAOにおける日本の役割は極めて大きなものとなっている。

このような状況の下、日本は、1954～1961年および1965年以降現在まで理事国を務めている。

● 事務局における邦人職員

FAOでは、2015年5月末時点で956名の職員（通常予算から支出されている専門職以上の職員）が働いている。そのうち、邦人職員数は29名であり、五十嵐FAO本部事業評価部長、庄司FAOトルコ事務所長等が活躍している。

● 財政負担

2014～15年の分担金総額は約10億1,475万ドルであり、2015年の日本の分担額は、約2,811万ドルおよび約2,066万ユーロ（2004年より通貨別支払い）となっている。分担率は10.834%となっている。

また、日本は1980年以来、FAOが行うフィールド事業等を支援するため、任意の資金拠出を行っている。2014年（平成26年）には、以下の事業等を実施した。

- ・アフリカ食料安全保障情報整備支援事業・アジアにおける食品安全、動物衛生や植物防疫（SPS：Sanitary and Phytosanitary）関連対策・越境性感染症対策総合支援事業
- ・台風ハイヤン（日本名30号）によって甚大な被害を受けた小規模ココナツ農家の食料安全保障と生計の早期回復およびマングローブのリハビリ促進のための緊急支援
- ・世界農業遺産活動支援事業

- ・南南協力を活用した気候変動下での食料安全保障地図活用・普及支援事業

● 通常分担金（上位10か国）

（単位：百万ドル、％）

順位	2014年			2015年		
	国名	分担額	分担率	国名	分担額	分担率
1	米国	111.6	22.0	米国	111.6	22.0
2	日本	55.0	10.8	日本	55.0	10.8
3	ドイツ	36.2	7.1	ドイツ	36.2	7.1
4	フランス	28.4	5.6	フランス	28.4	5.6
5	英国	26.3	5.2	英国	26.3	5.2
6	中国	26.1	5.1	中国	26.1	5.1
7	イタリア	22.6	4.4	イタリア	22.6	4.4
8	カナダ	15.1	3.0	カナダ	15.1	3.0
9	スペイン	15.1	3.0	スペイン	15.1	3.0
10	ブラジル	14.9	2.9	ブラジル	14.9	2.9
	合計	507.4	100	合計	507.4	100

* 合計はその他の国を含む。

5. より詳細な情報

● 書籍等

FAOでは、世界の食料情勢の報告として「世界食料農業白書」などを発行している。また、食料、農業、林業、水産業および栄養に関する統計については、印刷物以外にFAOのホームページでも情報提供されている。

● ウェブサイト

- ・国連食糧農業機関（FAO）本部：<http://www.fao.org>
- ・FAO日本事務所：<http://www.fao.or.jp>

③ 国連世界食糧計画(WFP:World Food Programme)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1961年設立。

● 経緯・目的

1961年の第16回国連総会決議1714（XVI）および第11回国連食糧農業機関（FAO）総会決議1/61により、多数国間食糧援助に関する国連およびFAOの共同計画として1963年に発足。

国連世界食糧計画（WFP）は、国連唯一の食料支援機関であると同時に、世界最大の人道支援機関であり、世界の飢餓撲滅を使命として活動している。紛争等の人為的災害、あるいは干ばつや洪水等の自然災害に起因する

難民、国内避難民、被災者等に対する緊急食糧援助を行う。さらに、労働の対価として食料を配給する「Food for Work」や「学校給食プログラム」など地域社会の自立や人的資源開発を促す活動を行う。

2. 事業の仕組み

● 概要

①緊急食糧援助、②中期救済復興援助、③開発事業（農村、人的資源開発）等において主として食料を通じて援助を実施している。

● 審査・決定プロセス

上記①に関しては、迅速な対応を要するため、事務局

長の承認により援助計画が確定される（食料価格が300万ドルを超える場合にはFAO事務局長の承認も必要となる）。また、②、③の分野に関しては、事務局で作成した援助計画案を執行理事会において審査・承認を行う。

● 実施の仕組み

各援助計画に基づき、食料の調達、海上輸送、陸上輸送を行い、現地政府・地方自治体、NGO等の協力を得て、食料の配給を行う。

3. 最近の活動内容

● 活動の概要

2014年のWFPによる食料支援の活動規模は約42.5億ドルであり、世界82か国約8,000万人の人々に約308万トンの食料配布等の支援を実施した。

なお、2015年3月現在、98か国に386事務所を有しており、職員数は14,647名（うち国際専門職員は1,380名）である。

● 地域別実績

（単位：百万ドル）

地 域	2013年	2014年
サブサハラ・アフリカ	2,303.1	2,514.8
アジア	576.4	524.0
中南米・カリブ諸国	151.7	131.3
中東・北アフリカ	895.0	1,431.3
欧州・CIS諸国	24.7	21.1
その他	313.8	94.9
合 計	4,264.7	4,717.5

出典：WFP事務局資料

● 分野別実績

（単位：百万ドル）

分 野	2013年	2014年
開発援助	376.9	345.6
中期救済復興援助	1,771.0	1,682.1
緊急援助	1,558.5	2,161.8
その他	558.3	528.0
合 計	4,264.7	4,717.5

出典：WFP事務局資料

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

国連経済社会理事会またはFAO理事会より選出された36か国より成る「執行理事会」（Executive Board）の下で、援助計画案の審査・承認、WFP運営上の必要な措置の決定、事務局予算の承認が行われる。日本はWFP発足以来理事国として参加している。

● 邦人職員（邦人職員の全体に占める割合および幹部職員）

WFPの専門職以上の邦人職員は、2015年3月末現在41名（全体の約3.0%）であり、ローマの本部および各国・地域事務所において活躍している（うち、JPOは5名）。

● 財政負担（各国比較等、過去2年間暦年ベース）

日本は、WFP創設以来、資金拠出を行ってきている。WFPの活動を高く評価しており、拠出額は2013年では2億3,843万ドル（全体の5.5%）、2014年では1億5,655万ドル（全体の2.9%）となっている。2014年は第7位の拠出国であった。

● 主要拠出国一覧

（単位：百万ドル、%）

順位	2013年			2014年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	米国	1,496.9	34.7	米国	2,245.3	42.1
2	英国	455.4	10.6	英国	409.2	7.7
3	カナダ	366.7	8.5	EC	371.8	7.0
4	EC	336.6	7.8	カナダ	350.1	6.6
5	日本	238.4	5.5	ドイツ	301.2	5.6
6	ドイツ	230.2	5.3	サウジアラビア	271.1	5.1
7	国連	143.3	3.3	日本	156.6	2.9
8	スウェーデン	102.6	2.4	国連	137.3	2.6
9	オーストラリア	95.1	2.2	オーストラリア	112.8	2.1
10	スイス	79.5	1.8	スウェーデン	93.5	1.8
	合 計	4,309.3	100	合 計	5,336.2	100

出典：WFP事務局資料

* 合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

援助の現場レベルで日本のNGO等との事業連携や、JICAおよび青年海外協力隊との間での協力実績もある。

また、WFPは人間の安全保障基金を活用したプロジェクトの実施を重視しており、2014年末までに計23件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「年次報告（Annual Report）」（英語）

WFPの最近の活動を紹介している。例年夏に本部事務局が発行（非売品、ウェブサイトにも掲載あり）。

・「国連WFP協会（JAWFP）ニュースレター」（日本語）

日本での広報・募金活動のほか、世界各地でのWFPの活動について紹介するニュースレター（4ページ、WFPと国連WFP協会事務局の共同発行）。

連絡先：WFP日本事務所 TEL：045-221-2510

● ウェブサイト

- ・WFP本部（ローマ）：<http://www.wfp.org>
- ・WFP日本事務所：<http://www.wfp.or.jp>

上記ウェブサイトからWFPおよび国連WFP協会のニュースを毎週金曜日に登録者に配信するサービスに登録できる。

④ 国連教育科学文化機関

(UNESCO: United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1946年11月設立。

● 経緯・目的

1945年11月、ロンドンにおいて採択されたユネスコ憲章（1946年11月発効）に基づき、教育、科学、文化における国際協力を通じて世界の平和と人類の福祉に貢献する国際機関として設立された。1946年12月には、国際連合との間に協定を締結し、国際連合と連携関係を持つ国連専門機関となった。日本は1951年7月に加盟した。

国連教育科学文化機関（UNESCO）の目的は、ユネスコ憲章第1条1項により、「国際連合憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語または宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権および基本的自由を尊重するために教育、科学および文化を通じて諸国民の間の協力を実現することによって、平和および安全に貢献すること」と定められている。

2. 事業の仕組み

● 概要

教育の普及、科学の振興、文化遺産の保護と活用、情報流通の促進等のために、規範・ガイドラインの策定、共同研究、会議・セミナーの開催、出版物の刊行、開発途上国援助等の活動を行っている。

その活動資金は、各加盟国からの分担金、任意拠出金等によって賄われており、2014～2015年（1会計年度は暦年2年間）の通常予算（加盟国からの分担金）は6億5,300万ドル、予算外資金（加盟国からの任意拠出金等）は約4億250万ドル（2013年：UNESCO調べ）である。

● 審査・決定プロセス

年に2回開催される執行委員会（58か国で構成）で、次期総会（総会は2年に1度開催）に提出される事務局作成の政策・事業・予算計画案等を審議、総会でその政策・

事業・予算計画案等を決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

4年の任期で選出される事務局長の監督の下で、事務局および各地域事務所がこれを実施する。また、UNESCOの活動は加盟各国の国内委員会、多数のNGO、学術機関等国際的民間団体、民間のパートナー等によっても支えられている。

3. 最近の活動内容

● 概要

2014～2021年までの中期戦略において、平和と公平で持続可能な開発という二つの包括目標の下、9つの戦略目標（万人のための質の高い包括的な生涯学習を促進する教育制度の加盟国による開発の支援、学習者の創造性およびグローバル市民としての責任の強化、万人のための教育（EFA）の促進と将来の国際教育アジェンダの形成、科学技術とイノベーションの制度および政策の強化、持続可能な開発への重要な課題に対する国際的な科学協力を促進、包括的社会開発の支援、文化の関係改善のための文化間対話の振興および倫理原則の推進、遺産の保護・促進および伝達、創造性の涵養および文化的表現の多様性、表現の自由・メディア開発および情報・知識へのアクセスの促進）を設定。

2014～2021年の通常予算のうち事業実施に割り当てられている額は約4億7,337万ドルである。

● 地域別実績

2014～2021年中期戦略においては、引き続きジェンダーバランスとアフリカを二大優先分野としており、地域としてはアフリカに重点を置いている。

● 主要な事業

2014～2015年事業予算の分野別の内訳は、教育分野に29.2%、自然科学分野に15.4%、社会人文分野に8.2%、文化分野に13.4%、情報コミュニケーション分野に8.1%

となっている。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、UNESCO加盟翌年の1952年以来連続して執行委員国を務めており、UNESCOの予算、事業内容の策定過程および管理運営に直接関与している。

● 邦人職員

2014年1月現在55名（全体の約2.5%）。1999年11月に第8代事務局長に就任した松浦晃一郎氏は、2005年10月に再選され、2009年11月に任期満了で退任した。

● 日本の財政負担

2014年においては、日本は第2位の分担金負担国。分担率は10.834%であり、2014年度は分担金として約37億円を負担。分担金拠出額第1位は米国、第3位はドイツである。

● 主要分担国一覧

（単位：千ドル、%）

順位	2014年			2015年		
	国名	分担額	分担率	国名	分担額	分担率
1	米国	71,830	22.0	米国	71,830	22.0
2	日本	35,373	10.8	日本	35,373	10.8
3	ドイツ	23,319	7.1	ドイツ	23,319	7.1
4	フランス	18,261	5.6	フランス	18,261	5.6
5	英国	16,909	5.2	英国	16,909	5.2
6	中国	16,808	5.1	中国	16,808	5.1
7	イタリア	14,523	4.4	イタリア	14,523	4.4
8	カナダ	9,743	3.0	カナダ	9,743	3.0
9	スペイン	9,708	3.0	スペイン	9,708	3.0
10	ブラジル	9,580	2.9	ブラジル	9,580	2.9
	合 計	326,500	100	合 計	326,500	100

*1 合計は、その他の国を含む。

*2 UNESCOの会計年度は1期間が2年であるため、2014年、2015年の各分担金は、2014～2015年（2か年）の分担金総額を、2で割ったもの。

● 日本の協力の分野別主要例

(1) 教育分野

・アジア太平洋地域教育協力

万人のための教育（EFA：Education for All）の目標達成のため、識字教育事業、初等教育のカリキュラム開発を目的とした人材養成セミナー等を実施するための「アジア太平洋地域教育協力信託基金」に3,400万円拠出（2014年度）。

・持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）

2005年から開始された国連「持続可能な開発のため

の教育の10年」の提案国としてその主導機関であるUNESCOに貢献するための「持続可能な開発のための教育交流・協力信託基金」に1億5,000万円を拠出（2014年度）。

- ・アフガニスタンにおいて、2008年以降、UNESCOを通じてアフガニスタン国内18県の60万人の非識字者を対象に識字教育事業を実施（総額32億8,300万円）。加えて、「警察識字能力強化計画」実施のため、2011年6月、UNESCOに対し2億4,900万円の無償資金協力を行った。

(2) 科学分野

・自然・社会科学事業

UNESCOの国際科学事業や日本がこれまでアジア・太平洋地域で実施してきた科学分野での活動の成果を踏まえ、地球規模問題解決の基礎となる事業を実施すべく、「ユネスコ地球規模の課題解決のための科学事業信託基金」に4,500万円拠出（2014年度）。なお、域内国とユネスコ政府間海洋学委員会（ユネスコIOC）を中心としてインド洋津波警戒減災システム（IOTWS）構築が進められ、日本としても、専門家を派遣するなど、技術面で協力を行った。

・世界の水問題への取組

UNESCOでは、「国際水文学計画（IHP）」を通じて世界の水問題に取り組んでおり、日本は2006年3月にUNESCOとの連携による「水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）」を設置し、水災害とそのリスク管理に関する研究、研修、情報ネットワークを推進している。

(3) 文化分野（文化遺産保存事業）

・有形文化遺産保護

人類共通の文化遺産である世界各地の文化遺産の保存・修復等に協力するため、1989年に「ユネスコ文化遺産保存日本信託基金」を設立し、2014年度末まで累計6,646万ドルを拠出、世界的にも広く知られるカンボジアのアンコール遺跡、アフガニスタンのバミヤン遺跡の保存修復事業等を積極的に推進している。2014年度は129万ドルを拠出。

・無形文化遺産保護

伝統的音楽、舞踊、演劇、伝統工芸、口承文芸等の各国に伝わる無形文化遺産を保存・振興し、次世代に継承するため、1993年に「ユネスコ無形文化遺産保護日本信託基金」を設立し、2014年度末までに累計約1,597万ドルを拠出している。2014年度は約30

万ドルを拠出。

(4) その他（人材育成等）

UNESCOが行う開発途上国の人材育成事業への協力、万人のための教育（EFA）目標の達成、「教育」や「水」分野のミレニアム開発目標（MDGs）の実現を目的とした活動等を支援するために、2000年に「ユネスコ人的資源開発日本信託基金」を新設し、2013年度末までに累計約5,799万ドルを拠出した。2013年度は約40万ドルを拠出。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

日本は、従来UNESCO総会、同執行委員会等の議論への積極的な参画を通じて、教育、科学、文化、コミュニケーションの各分野での国際協力の実現等に尽力してきているが、特に、重点分野であるEFA目標の実現、水問題への取組、文化遺産の保護の促進等については、UNESCOに設置した各種日本信託基金および二国間援助を通じて、独自の支援を行っている。

また、限られた援助資金を効果的かつ効率的に執行するとの観点から、UNESCOに拠出している日本信託基金と日本の二国間援助とをうまく組み合わせることにより、

相互の補完性を高め、日本の顔がよく見えるような形で援助が行われるよう努めている。たとえば、文化遺産の保護の分野では、アンコール遺跡（カンボジア）、タンロン遺跡（ベトナム）等に関し日本信託基金を通じた保存修復事業と二国間援助による機材供与が相乗効果を上げている。

さらに、UNESCOは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2014年末までに計15件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

・ UNESCO : <http://www.unesco.org>

（英語・フランス語・スペイン語・ロシア語・中国語・アラビア語）

・ 日本ユネスコ協会連盟 : <http://www.unesco.jp>

（日本語、英語）

・ ユネスコ・アジア文化センター :

<http://www.accu.or.jp> （日本語、英語）

⑤ 国連工業開発機関 (UNIDO: United Nations Industrial Development Organization)

1. 設立・経緯・目的

● 設 立

1967年設立。

● 経 緯

1966年の国連総会において開発途上国の工業化を促進することを目的として採択された決議に基づき、1967年1月1日、総会の補助機関として設立された。

1985年、国連工業開発機関（UNIDO）憲章の発効に同意する旨の通告をした国が80か国以上に達したことにより、国連の第16番目の専門機関として独立。ウィーンに本部を置き、世界30か国に地域事務所、3都市に連絡事務所、24か国にUNIDOデスク、8か国9都市に投資・技術移転促進事務所を設置。

● 目 的

- ・ 経済に関する新たな国際秩序の確立に貢献するため、開発途上国における工業開発の促進および加速を図ること。

- ・ 世界的、地域的および国家的規模にて工業開発および工業協力を推進すること。
（UNIDO憲章第1条）

2. 事業の仕組み

● 概 要

開発途上国における持続可能な産業開発を促進するために、2年に1度開催されるUNIDO総会で決定される方針に基づき、技術協力、政策提言、規格制定、知識移転を主とした活動を実施している。その活動資金の多くは、国連開発計画（UNDP）やモントリオール基金^{（注1）}等から供与される資金、工業開発基金（IDF）^{（注2）}や信託基金に対する加盟国等の任意拠出金により賄われており、2014年実績は約1億7,116万ドル。

事務局の行政経費（人件費、地域事務所運営費、会議開催費等）は、加盟国の分担金に基づく通常予算によって賄われており、2014年通常予算額は7,187万ユーロ。

注1: 開発途上国のフロンティア規制措置実施の支援のための国際基金。

注2: UNIDO内部にある、各国政府や国際機関、NGOからの任意拠出を受け入れる基金。

● 審査・決定プロセス

開発途上国との協議を通じて開発ニーズを把握した上で国別の全体的なプログラムを策定し、これに基づき被援助国政府および加盟国等との協議を踏まえて、具体的なプロジェクトを確定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

プロジェクト実施に際しては、UNIDO本部においてプロジェクト担当官が任命される。担当官には、予算執行権限が付与される。

3. 最近の活動内容

● 概 要

第15回総会で採択されたリマ宣言に基づき、「包摂的かつ持続可能な産業開発」(Inclusive and Sustainable Industrial Development)に取り組んでおり、第11回総会で採択された2005～2015年の長期的行動計画「戦略的長期ビジョン」(Strategic Long-Term Vision)の下で、生産的活動を通じた貧困削減、貿易能力構築、環境およびエネルギーの3分野を重点目標に定めて援助活動を実施している。具体的には、後開発途上国（LDC）諸国（特にアフリカ地域）を対象として、起業家精神の育成や中小企業の発展、技術・品質基準に沿った製品開発能力の強化、再生資源エネルギーの推進、モントリオール議定書等の国際環境合意履行の支援等を実施している。

● 地域別実績

LDC諸国を中心に技術援助を実施。

(単位:百万ドル)

地 域	2014年
アジア・太平洋(アラブ諸国除く)	49.9
アラブ諸国	21.5
アフリカ(アラブ諸国除く)	40.1
中南米	8.9
欧州・中央アジア諸国	24.2
グローバル・地域間	26.6
合 計	171.2

出典:2014年UNIDO年次報告書

● 分野別実績

(単位:百万ドル)

分 野	2014年
生産的活動を通じた貧困削減	33.3
貿易能力構築	24.5
環境およびエネルギー	109.3
その他	4.1
合 計	171.2

出典:2014年UNIDO年次報告書

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、発足以来、工業開発理事会（IDB）のメンバーを務め、専門機関化後もIDBおよび計画予算委員会（PBC）のメンバーとして、UNIDOの政策立案・活動実施面で参加協力してきた。1996年の米国脱退後は、最大の分担金拠出国となっている。

● 邦人職員

専門職以上の邦人職員は18名（2015年5月現在：全体の約6.8%）。

● 財政負担

分担金：2014年度1,145万ユーロ

（分担率17.7%、第1位）

拠出金（工業開発基金）：2014年度4億9,000万円

● 主要分担国一覧（コア拠出）

(単位:千ユーロ、%)

順位	2013年			2014年		
	国 名	分担額	分担率	国 名	分担額	分担率
1	日本	14,610	19.1	日本	11,450	17.7
2	ドイツ	9,349	12.2	ドイツ	7,548	11.7
3	フランス	7,140	9.3	フランス*1	7,139	—
4	イタリア	5,829	7.6	中国	5,441	8.4
5	中国	3,719	4.9	イタリア	4,702	7.3
6	スペイン	3,705	4.9	スペイン	3,141	4.9
7	メキシコ	2,747	3.6	ブラジル	3,101	4.8
8	韓国	2,636	3.4	ロシア	2,557	4.0
9	オランダ	2,163	2.8	韓国	2,108	3.3
10	ブラジル	1,790	2.5	メキシコ	1,947	3.0
	合 計	76,616	100	合 計*2	71,872	100

*1 フランスはUNIDOのメンバー国ではないため、分担率は割り当てられていない。

*2 上記分担額合計には、分担対象となっているその他の国の拠出金額、および分担対象外のフランスの拠出額も含む。

● 主な使途を明示した特定信託基金への拠出、活用状況

日本は主として、日本から開発途上国への投資促進を目的に工業開発基金に対する拠出を行っている。UNIDO東京投資・技術移転促進事務所（ITPO）は、上記拠出金により運営されており、開発途上国の投資案件の紹介、開発途上国の投資促進ミッションの招聘、セミナーの開催等を実施。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

UNIDOは、日本政府もODAとして出資する「人間の安全保障基金」を用いたプロジェクト実施に力を入れており、2014年末までに計16件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「Annual Report」(UNIDO編)

UNIDOの年間活動内容、財政状況等を取りまとめている。入手方法は下記ウェブサイトを参照。

● ウェブサイト

- ・国連工業開発機関 (UNIDO) 本部：
<http://www.unido.org>

⑥ 国連児童基金 (UNICEF: United Nations Children's Fund)

1. 設立・経緯・目的

● 設 立

1946年設置。

● 経緯・目的

1946年第1回国連総会決議 (決議57 (I)) により、戦争で被害を受けた児童の救済のための緊急措置として設置され、その後1953年第8回総会決議 (決議802 (III)) により経済社会理事会の常設的下部機構となった。

設立の目的は、当初は第二次世界大戦によって荒廃した欧州地域の児童に対する緊急援助を目的としたが、戦災国の復興に伴い1950年ごろからは開発途上国や被災地の児童等に対する長期的援助に重点が移っている。1965年にはノーベル平和賞を受賞。

日本の資金協力は1950年代以降行われている。

2. 事業の仕組み

● 概 要

開発途上国の主に子どもを対象に保健、水・衛生、栄養改善、教育等に関する中長期的な開発援助、自然災害や武力紛争等の際の緊急人道支援活動等を行っている。2014年の総収入は約51億6,929万ドルで、総支出額は約42億2,400万ドル。このうち約41億3,080万ドルが現地での事業本体の支出に充てられている。

● 審査・決定プロセス

年に3回開催されるUNICEF執行理事会 (執行理事国36か国により構成) において、中期事業計画、国別プログラム、行財政問題等を審議、決定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

各被援助国にあるUNICEF現地事務所が、現地政府、他の国際機関、NGO等と協力しつつ、UNICEF執行理事会等で審議・決定された国別プログラムに則って事業を実施する。

3. 最近の活動内容

● 概 要

サブサハラ・アフリカ地域での自然災害や武力紛争に対応するため、近年同地域での事業割合が5割以上を占める。また、シリア人道危機への対応を含む中東・北アフリカ地域での事業割合が、2014年は7.9%を占め、日本もUNICEFを通じて両地域への支援を実施している。

すべての活動分野においてジェンダー平等・女性のエンパワーメントを推進。男子と比べ社会的弱者となり易い女子への支援 (教育支援、水・衛生支援等) や、子どもを守り、育てる母親への支援 (妊産婦・母子保健支援等) を重視している。

● 地域別実績

(単位: 百万ドル)

地 域	2014年	割合 (%)
サブサハラ・アフリカ	2,231	54.0
アジア・太平洋	754	18.3
中東・北アフリカ	703	17.0
ラテンアメリカ・カリブ海諸国	165	4.0
中・東欧・NIS諸国	116	2.8
他 (複数地域にまたがる事業)	161	3.9
合 計	4,131	100

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

● 分野別実績

(単位: 百万ドル)

分 野	2014年	割合 (%)
健康	1,229	29.8
教育	826	20.0
水・衛生	727	17.6
子どもの保護	514	12.5
栄養	484	11.7
社会的包摂	242	5.9
HIV/AIDS	107	2.6
合 計	4,131	100

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、重要なパートナーの一つであるUNICEFが果たす役割に鑑み、従来からその活動を積極的に支援しており、可能な限りの資金協力を行うとともに、執行理事会のメンバーとして長年にわたりその政策決定に参画してきた。日本の2014年の拠出額は世界8位であり、日本政府の意向は執行理事会の審議・決定等に反映されている。

● 邦人職員

2014年12月現在、邦人職員数は84名である（幹部職員は4名）。

● 日本の財政負担（暦年ベース）

日本のUNICEFに対する2014年の拠出額は約1億7,401万ドルで、各国政府によるUNICEFへの拠出額全体の5.5%を占める。

● 主要拠出国一覧

（単位：百万ドル、%）

順位	2013年			2014年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	英国	555.4	18.6	米国	672.2	21.1
2	EC	431.4	14.4	英国	489.8	15.4
3	米国	325.4	10.9	EC	355.3	11.2
4	日本	263.0	8.8	ノルウェー	198.2	6.2
5	ノルウェー	241.3	8.1	ドイツ	193.7	6.1
6	スウェーデン	206.4	6.9	スウェーデン	191.1	6.0
7	オランダ	176.2	5.9	カナダ	189.1	5.9
8	カナダ	161.6	5.4	日本	174.0	5.5
9	ドイツ	59.8	2.0	オランダ	146.4	4.6
10	デンマーク	59.7	2.0	オーストラリア	119.4	3.8
	合 計	2,994.5	100	合 計	3,180.7	100

* 合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

UNICEFは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2014年7月末までに計76件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「ユニセフ年次報告」（日本語版）

● ウェブサイト

・UNICEF東京事務所：<http://www.unicef.org/tokyo/jp>
 ・日本ユニセフ協会：<http://www.unicef.or.jp>

⑦ 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR:United Nations High Commissioner for Refugees)

1. 設立・経緯・目的

● 設 立

1951年1月1日設立。

● 経緯・目的

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、1949年第4回国連総会決議によって設置が決定された。高等弁務官は、その権限の範囲にある難民に対して国際的保護を提供し、これら難民の自発的帰還または新しい国の社会への同化（第三国定住、現地定住）を促進することによって難民問題の恒久的解決を図るとともに、緊急時には難民に対して法的、物的両面での保護・支援を与える。また、難民の保護のため、国際条約（1951年の「難民の地位に関する条約」、1967年の「難民の地位に関する議定書」等）の締結および国際条約の批准（加入）の促進等を実施する。

2. 事業の仕組み

● 概 要

(1) 対 象

1950年に国連総会にて採択された規程によれば、UNHCRが保護を与える難民とは、人種、宗教、国籍もしくは政治的意見を理由に迫害を受ける恐れがあるため、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者または国籍国の保護を受けることを望まない者をいう。

また、その後の国連総会決議によって、UNHCRは自発的帰還に対する支援を提供すること（総会決議40/118）、国内避難民への保護・支援についても、事務総長、国連総会の要請等を得て行うこと（総会決議48/116）とされている。

(2) 内 容

具体的には、難民等に対する水、食料、住居等の提供や国際的保護の付与のほか、自発的な帰還、受入国における定住、または第三国における定住を図ることにある。また、難民の発生を未然に防ぐ予防措置に留意した活動、紛争終了後の復旧・復興への円滑な移行のために支援を行う。

● 審査・決定プロセス

規程に基づき、執行委員会（例年10月、ジュネーブで開催）が翌年の活動計画・予算を討議の上承認する。同委員会は、難民受入国および援助国を中心に構成されている（2015年時点98か国）。また、執行委員会の下部組織である常設委員会が年に3回開催され、UNHCRが行う難民の保護、地域情勢、財政問題等を議論している。

● 実施の仕組み

UNHCR事業計画は、執行委員会の決定を受けて実施され、同実施過程には、UNHCRが自ら実施する以外に、他の国連機関、政府機関、NGOなどが実施団体（Implementing Partners）としてUNHCRから事業実施の委託を受ける方式が確立している。

3. 最近の活動内容

● 概 要

2014年のUNHCRの活動規模は、約33億5,540万ドルとなっている。2014年12月時点で124か国、433か所の事務所を拠点に7,092名の職員が難民、国内避難民等への支援活動を行っている。UNHCRが発表している難民を含むUNHCRの支援対象者数は、2014年12月時点で約5,494万人となっている。

● 地域別実績（年次予算）

（単位：百万ドル、％）

地 域	2014年	構成比
アジア・太平洋	269.4	8
サブサハラ・アフリカ	1,125.2	33.5
中東・北アフリカ	1,198.8	35.7
欧州	209.3	6.2
米州	61.1	1.8
グローバル・オペレーション ^{*1}	278.9	8.3
本部関係	205.4	6.1
その他	7.3	2.1
合 計	3,355.4	100

^{*1} 複数地域にまたがるもの。

^{*2} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、過去15年以上にわたり上位の援助国としての財政的貢献を行うとともに、1979年以降、UNHCRの活動計画・予算および政策を討議・承認する同機関の最高意思決定機関である執行委員会（98か国から構成）のメンバーになっている。

● 邦人職員

UNHCR国際専門職以上の邦人職員は60名（国際専門職員全体の3.1%、2014年12月現在）である。

● 日本の財政負担

日本からは、1967年以降積極的に資金協力を行っており、2013年は約2.62億ドル^{*2}、2014年は約1.83億ドル^{*3}を拠出した（国別では第4位）。

● 主要拠出国一覧

（単位：百万ドル、％）

順位	2013年			2014年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	米国	1,040.8	38.3	米国	1,280.8	39.8
2	日本	252.9 ^{*2}	9.3	EU	271.5	8.4
3	EC	186.2	6.9	英国	203.5	6.3
4	英国	155.4	5.7	日本	181.6 ^{*3}	5.6
5	スウェーデン	112.6	4.1	ドイツ	134.2	4.3
6	クウェート	112.4	4.1	スウェーデン	104.3	4.1
7	ドイツ	111.8	4.1	クウェート	92.2	2.8
8	デンマーク	86.5	3.2	サウジアラビア	90.9	2.8
9	オランダ	85.6	3.2	ノルウェー	77.5	2.4
10	ノルウェー	78.5	2.9	オランダ	77.1	2.3
	合 計	2,716.3	100	合 計 ^{*1}	3,217.8	100

出典：UNHCR作成資料

^{*1} 合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

^{*2}、^{*3} 数字の誤差は、日本政府と国際機関側で使用している為替レートの違いによるもの。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

UNHCRは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2014年末までに計23件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「The Global Appeal」

UNHCRの年間活動計画の概要についてとりまとめている。例年、前年の12月に発表される。

英語のウェブサイト（下記）にて参照可能。

・「The Global Report」

UNHCRの年間活動報告。例年、翌年の6月に発表される。

英語のウェブサイト（下記）にて参照可能。

・ UNHCR駐日事務所：<http://www.unhcr.or.jp>（日本語）

● ウェブサイト

・ 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）本部：

<http://www.unhcr.ch/>

（英語：情報量が日本語ウェブサイトより多い）

⑧ 国連人口基金（UNFPA:United Nations Population Fund）

1. 設立・経緯・目的

● 設 立

1967年6月、国連事務総長の下に信託基金として設置。日本は1971年以来、資金協力を行っている。

● 経 緯

国連システム下で人口分野における諸活動を強化するための財源として国連事務総長の下に信託基金の形で発足し、1969年、「国連人口活動基金」（UNFPA:United Nations Fund for Population Activities）と改称。1972年には第27回国連総会決議3019に基づき国連の下部組織となり、1988年に通称はUNFPAのまま「国連人口基金（United Nations Population Fund）」に改称。

● 目 的

UNFPAは、人口統計データを用いて、開発途上国のニーズの調査・予想を可能にし、開発目標到達までの道のりと進捗を把握するための支援を行っている。さらに、技術面での指導・訓練・サポートを通して開発途上国パートナーのデータ収集・分析・研究などの能力強化を図っている。

また女性と若い人々の性と生殖に関する健康・権利が開発の中心に位置付けられるように、主に以下の3つの活動を行っている。

・ すべての妊娠が望まれるものであること

女性が意図しない妊娠を避け、自身の望む、責任を持って育てられる数の子どもを産めるようにするために、家族計画を実行し、効果的な避妊薬（具）を入手できるようにする。

・ すべての出産が安全であること

貧富の格差、住んでいる場所にかかわらず、また自然災害や紛争・戦時下でも、家族計画を実施でき、専門家の立ち会いの下に出産が行われ、緊急産科ケアを受けられるようにし、妊娠婦死亡率を低減する。

・ すべての若者の可能性が満たされること

開発途上国人口の半数以上を占める若者の権利を守り、性と生殖に関する情報・サービスをはじめ、自ら

の潜在能力を発揮できる知識とスキルを得られるようにする。特に少女の強制的な結婚・児童婚・ジェンダーに基づく暴力、女性性器切除等を廃絶し、教育を続けられるようにする。

2. 事業の仕組み

● 概 要

被援助国である開発途上国の要望に応じ、開発途上国政府およびNGOを通じて援助を実施している。国連加盟各国からの資金拠出を主な財源とし、ほかに財団やトラスト（公益信託）、企業や個人からの寄付、利子収入などによって支えられている。2014年の国連人口基金の収入は約10億2,510万ドルで、そのうち一般拠出金総額は約5億2,340万ドルである。

● 審査・決定プロセス

各国からの拠出金見込み額をもとに、事業の4、5年計画を策定し国別援助額を定め、世界中の約150か所にあるカントリー・オフィスが中心となり、国連開発援助枠組み（UNDAF）の下に国別プログラムを策定する。この国別プログラムは最高意思決定機関である執行理事会にて審議・承認される。被援助国政府等との協議を踏まえて具体的なプロジェクトが確定され、必要があれば執行理事会で改訂される。

● 決定後の案件実施の仕組み

UNFPAは事業を開発途上国のパートナー（政府、NGO等）に委託して、技術支援をしながら事業を実施している。

3. 最近の活動内容

● 概 要

1994年カイロで行われた国際人口開発会議（ICPD）で採択された行動計画（PoA）およびミレニアム開発目標（MDGs、特に第3、5、6目標）に基づき、妊娠や出産、母子保健、家族計画、さらには性感染症・HIV/エイズの予防など、幅広い課題を含むリプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）の推進を重要目標に掲げ、人口

と開発、そして、ジェンダーの平等・女性のエンパワメントに関する政策提言（アドボカシー）に重点を置いて援助を行っている。ICPD開催から20年の節目となる2014年、「ICPD Beyond 2014（ICPDから20年：2014年以降の展望）」を冠した関連行事が行われている。

また、ポスト2015開発アジェンダに向け、ジェンダーの平等と女性のエンパワメントを一つの独立した目標とし、その中で性と生殖に関する健康・権利をターゲットとすること、性と生殖に関する健康・権利を保健分野の目標のターゲットとすること、思春期の少女と青年期の若者への投資を一つの独立した目標とする提案を行った。

● 地域別実績

UNFPAはプログラムへの投資として、性と生殖に関する健康・権利、女性のエンパワメント、ジェンダーの平等などに重点を置き、思春期の少女・若者や女性を中心としているため、主にアフリカおよびアジア・太平洋地域への援助にその資金が充てられている。

(単位:百万ドル、%)

地 域	2014年	構成比
東・南部アフリカ	201.2	21.0
西・中部アフリカ	175.2	18.3
アラブ諸国	93.5	9.7
東欧・中央アジア	34.6	3.6
アジア・太平洋	177.7	18.5
ラテンアメリカ・カリブ諸国	67.3	7.0
地球規模の活動	210.2	21.9
合 計	959.7	100

出典:UNFPA Annual Report 2014

● 目的別実績

2014年のUNFPAの目的別事業実績は支出額ベースで以下の通り。

(単位:百万ドル、%)

目 的	金 額	構成比
総合的な性と生殖に関する健康若者	501.2	52.3
ジェンダーの平等と権利	60.2	6.3
開発のためのデータ	95.6	10.0
組織の効率と有効性	140.4	14.6
組織の効率と有効性	162.3	16.8
合 計	959.7	100

出典:UNFPA Annual Report 2014

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、人口問題の重要性に鑑み、UNFPAに対して積極的な資金協力を行っており、拠出金の国別順位においては1986年から1999年まで第1位、2000年から2004年までは第2位、2005年は第4位。2010年には第9位にまで下がったが、2011年からは第8位となり、2014年は一般拠出金として約2,500万ドルを拠出し、第9位となった。また、これまで数度にわたり、最高意思決定機関である執行理事会の理事国も務めてきている。

● 邦人職員

国際専門職以上の邦人職員13名（2014年12月現在）。

● 日本の財政負担

一般拠出金額は、2012年以降約2,500万ドルで推移。UNFPAに対する一般拠出金総額（約5.2億ドル）に占める2014年の拠出率は、5.0%（第9位）となっている。

● 主要拠出国一覧（一般拠出金）

(単位:百万ドル、%)

順位	2013年			2014年		
	国 名	拠出額	拠出率	国 名	拠出額	拠出率
1	ノルウェー	70.6	15.3	スウェーデン	70.3	14.7
2	スウェーデン	65.8	14.3	ノルウェー	69.1	14.5
3	オランダ	52.4	11.4	フィンランド	60.4	12.7
4	フィンランド	46.8	10.2	オランダ	48.4	10.1
5	デンマーク	40.4	8.8	デンマーク	41.9	8.8
6	英国	31.5	6.9	英国	33.1	7.0
7	米国	28.5	6.2	米国	31.1	6.5
8	日本	24.9	5.4	ドイツ	24.7	5.1
9	ドイツ	24.0	5.2	日本	23.8	5.0
10	スイス	16.1	3.5	スイス	16.8	3.5
	合 計	460.0	100	合 計	523.4	100

*1 合計は、その他の拠出国を含む。

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出

2000年、UNFPAと日本政府の合意の下に日本信託基金（JTF、「インターカントリーなNGO支援信託基金」）が設けられ、多数の国にまたがった、または地域的規模で活動する人口開発分野のNGO等の活動に資金を提供している。日本は毎年100万ドルを拠出。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

日本は、1994年にUNFPAとの間で「マルチ・バイ協力」を結び、1995年以来、同協力を22か国（2012年度まで総額約20億円相当）において実施してきている。また、UNFPAは人間の安全保障基金を用いたプロジェクトの実施に力を入れており、2014年12月まで計54件のプロジェ

クトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「世界人口白書」（UNFPA編・発行、日本語版制作 ジョイセフ）

世界の人口分野の問題の動向と人口指標などを取りまとめている。例年秋に発行。英語と日本語版はUNFPA東京事務所ウェブサイトより入手可能。日本語版印刷

物は（公財）家族計画国際協力財団（ジョイセフ）で入手可。

- ・「UNFPA Annual Report」（UNFPA編・発行）

UNFPAの年間活動内容、財政状況などをとりまとめている。入手方法はUNFPA東京事務所ウェブサイトを参照。

● ウェブサイト

- ・UNFPA本部：http://www.unfpa.org
- ・UNFPA東京事務所：http://www.unfpa.or.jp（日本語）

⑨ 国連パレスチナ難民救済事業機関

(UNRWA:United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1949年12月設立。1950年から活動を開始。2010年の総会で活動期間が更新され、現在の活動期間は2017年6月30日まで。

● 経緯・目的

1948年5月、英国によるパレスチナ委任統治終了と同時にイスラエルが独立を宣言。これにエジプト等アラブ諸国が反発し、第一次中東戦争が勃発した。この戦争の結果、イスラエルに占領された地域のパレスチナ人約75万人が難民となり、ヨルダン、シリア、レバノン、ヨルダン川西岸およびガザ地区に流出した。当初、パレスチナ難民の救済は、1948年に設立された国連パレスチナ難民救済機関（UNRPR：United Nations Relief for Palestine Refugees）の調整により、民間の手によって行われていた。しかし、問題の長期化につれて、救済事業を自らの手で実施する国連機関の設立を望む声が高まり、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）が成立した。

2. 事業の仕組み

● 概要

UNRWAの事業は、大きく分けて通常計画と特別事業計画とがあり、通常計画としては下記「3.最近の活動内容」のとおり、教育・職業訓練、医療・保健、および救済・福祉等のサービス提供を行っており、ドナー国のイヤマーク拠出を受けて特別事業計画を実施している。

● 審査・決定プロセス

パレスチナ難民である現地職員（教員、医師、フィールド・ワーカー等）および国際職員約3万名により事業が運営されており、前述の事業の内容は、日本もメンバーで

あるUNRWA諮問委員会および財政作業部会において、適正に運営されているか審査が行われ、また、実施された事業については、毎年国連事務総長に対して報告される。

3. 最近の活動内容

● 概要

ヨルダン、シリア、レバノン、ヨルダン川西岸およびガザ地区に住むパレスチナ難民約549万人に対し、通常計画として教育・職業訓練、医療・保健、救済・福祉等を下記のとおり直接実施している。なお、2014年の活動規模は約13億ドルであった。

● 教育・職業訓練

パレスチナ難民の子弟は、周辺難民受入国だけでなくヨルダン川西岸およびガザにおいても一般の教育システムの中で教育を受ける機会が少ない。そのため、パレスチナ難民の子弟に対して初等・中等教育および職業訓練を提供することは、UNRWAの重要な課題である。UNRWAが運営する初等・中等学校666校において生徒約48万人に対する初等・中等教育、また、職業訓練所9か所において職業訓練を行っている。なお、これらの教育を行うために、教育スタッフとして約2万2,600名が従事している。

● 医療・保健

パレスチナ難民は、UNRWAが運営する保健センター128か所において、医療サービスを受けることができるほか、歯科治療、母子保健サービス、家族計画等のサービスを提供する施設を運営しており、一日95件の診察を実施している。

● 救済・福祉

老人、寡婦、身体障害者等の生活困窮状態にあるパレ

スチナ難民に対して社会福祉活動を実施している。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

UNRWAの管理・運営を司る委員会としては、国連総会の決議により設置された諮問委員会（英国、米国、フランス、日本等のドナー国とヨルダン、シリア、レバノンの難民受入国の計26か国から構成、パレスチナ解放機構（PLO）はオブザーバーとして参加）、また1970年に設置され、財政問題を検討し国連総会に勧告する財政作業部会（英国、米国、フランス、日本、レバノン等）がある。日本は、諮問委員会および財政作業部会のメンバーとなっており、UNRWAの運営に対して影響力を有している。

● 邦人職員

2014年12月現在、国際職員254名のうち邦人職員3名が在籍。

● 日本の支援

日本は1953年から拠出を行っており、2014年には約2,908万ドル*3を拠出した。

● 主要拠出国一覧

（単位：百万ドル、％）

順位	2013年			2014年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	米国	294.0	24.1	米国	408.8	31.8
2	EC	216.4	17.8	EU	139.4	10.8
3	サウジアラビア	151.6	12.4	サウジアラビア	103.5	8.1
4	英国	93.7	7.7	英国	95.3	7.4
5	スウェーデン	54.4	4.5	ドイツ	79.9	6.2
6	ドイツ	53.1	4.3	スウェーデン	54.8	4.3
7	ノルウェー	34.6	2.8	UAE赤新月社	42.9	3.3
8	日本	28.8	2.4	ノルウェー	35.9	2.8
9	スイス	23.3	1.9	日本	28.8*3	2.2
10	オーストラリア	22.4	1.8	オーストラリア	27.2	2.1
	合 計	1,219.0	100	合 計	1,323.9	100

*1 UNRWA統計(暦年)より。

*2 合計は、その他の拠出国を含む。

*3 数字の誤差は、日本政府と国際機関側で使用している為替レートの違いによるもの。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

・国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）本部：
<http://www.unrwa.org>

⑩ 国連環境計画 (UNEP: United Nations Environment Programme)

1. 設立・経緯・目的

● 設 立

1972年設立。日本の資金協力は、翌1973年の活動開始以来行われている。

● 経緯・目的

1972年の第27回国連総会決議2997（12月15日採択）に基づき、環境の保護と改善のための国連内部機関として設立された（上記決議は、同年6月に「かけがえのない地球」をキャッチフレーズにストックホルムで開催された国連人間環境会議において採択された「人間環境のための行動計画」の勧告を受け、提案・採択されたものである）。国連環境計画(UNEP)は、既存の国連諸機関が行っている環境に関する諸活動を総合的に調整するとともに、国連諸機関が着手していない環境問題に関して、国際協力を推進していくことを目的としている。

上記国連総会決議では、UNEPの目的遂行に必要な資金を賄うための環境基金を1973年1月1日より設置することも決定された。日本は、この基金に対する最初の拠出国として、同年、100万ドルを拠出した。

2. 事業の仕組み

● 概 要

環境分野を対象に、国際協力活動を行っている。オゾン層保護、気候変動、廃棄物、海洋環境保護、水質保全、化学物質管理や重金属への対応、土壌の劣化の阻止、生物多様性の保護、国際環境ガバナンス等、広範な分野の環境問題に取り組んでおり、それぞれの分野において、国連機関、国際機関、地域機関、各国と協力して活動している。

その活動資金は主に、環境基金を含む各国の任意拠出によって賄われている。2012年および2013年の環境基金への拠出総額は、2014年6月末時点でそれぞれ7,236万ドルおよび7,939万ドルである。

● 審査・決定プロセス

国連持続可能な開発会議（リオ+20、2012年6月、ブラジル）の決定を受け、UNEP設立以来58か国の管理理事国会合に代わり、2014年からは全国連加盟国が参加可能な国連環境総会（UNEA）が意思決定機関となり、2年に1度開催されることとなった。各国からの拠出金見込額を

もとに、UNEAにおいて、向こう2年間の分野ごとの資金配分を決定していく。この資金配分に従って、UNEP事務局がUNEAで決議された方針と各国からの要請を踏まえて、具体的なプロジェクト等の活動を策定している。第1回UNEAが2014年6月に開催された。

● 決定後の案件実施の仕組み

事務局長は、UNEAで決定された2か年事業計画を実施する義務を負う。個別のプロジェクトは、地球環境のモニタリングとその結果の公表、環境関係条約の作成準備、環境上適正な技術に関する情報収集・配布等、UNEP事務局が独自に実施する場合と、ナイロビの事務局本部がアジア・太平洋地域など世界6か所にある地域事務所や国連開発計画（UNDP）等他の国連機関などと連携して実施する場合とがある。UNEPは各開発途上国に事務所を持たないため、途上国における環境法制度の策定支援等についてはUNEP職員自らが出張し直接事業を実施するが、直接対応できない場合は、コンサルタントの雇用や、UNDP等の職員に依頼するなどしている。

3. 最近の活動内容

● 概 要

地球環境のモニタリングを行い、その結果を公表し政策決定者へ提供するとともに、特定の環境課題に対応するための条約策定の促進や政策ガイドラインの作成を行い、規範的な側面から環境分野において貢献している。主な活動内容は次のとおり。

- ・多国間環境条約や国内環境政策の策定支援
- ・環境管理のための関係機関の強化、連携促進
- ・経済開発と環境保護の統合
- ・持続可能な開発のための知識・技術移転の促進
- ・市民社会や民間部門の意識啓発・パートナーシップ促進

● 地域別実績

様々な分野の地球環境問題に対応するため、アフリカ、アジア・太平洋、欧州、中南米の各地域において、他の国際機関等と連携しつつ、地域レベル・国レベルの事業を実施している。2012年度および2013年度に実施した事業のうち、特定の国・地域を対象とした具体例として以下のような事業がある。

- ・紛争後の環境回復支援事業（アフガニスタン、コンゴ民主共和国、ハイチ、南スーダン等）
- ・気候変動への適応のための政策の策定支援事業（バングラデシュ、ブータン、ミャンマー、モザンビーク、

ネパール等）

- ・各国の環境政策立案に際して、生態系の保護・管理に資する事項が含まれるよう支援する事業（ハイチ、ケニア、ドミニカ共和国等）

● 分野別実績

前項の「審査・決定プロセス」のとおり、2年間の活動について分野別に予算を配分しており、最終実績も2年間の上記分野ごとの支出額が報告される。2013年12月時点での環境基金を財源とした実績額（2012-2013年）は次のとおり。

（単位：百万ドル）

分 野	実績額(2012-2013年)
気候変動	25.3
災害と紛争	6.2
生態系管理	27.8
環境ガバナンス	40.0
有害物質と廃棄物	17.3
資源効率性	19.8
その他	19.6
合 計	155.9

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

1972年のUNEP発足当初から2012年までの最高意思決定機関は、国連総会において選出された58か国（任期4年）により構成される管理理事会であり、日本は継続して管理理事国に選出されていた。2014年から、意思決定機関は全国連加盟国が参加可能なUNEAとなり、日本は、第1回UNEA（2014年6月）に参加した。

● 邦人職員

2013年12月末現在、専門職以上の職員は648名で、うち日本人職員は18名。日本としては邦人職員数増加のため積極的に働きかけている。

● 日本の財政負担

UNEP創設以来資金拠出を継続しており、最近の毎年の拠出規模は上位15位内に位置している。2012年および2013年の拠出状況（上位10か国の拠出率・額および全体額）は次のとおり。

● 主要拠出国一覧

(単位:百万ドル、%)

順位	2012年			2013年		
	国名	拠出額	拠出率	国名	拠出額	拠出率
1	オランダ	10.0	14.09	オランダ	10.2	13.15
2	ドイツ	9.7	13.64	ドイツ	9.9	12.69
3	米国	6.6	9.27	米国	6.2	8.02
4	フランス	5.9	8.23	フランス	5.9	7.51
5	英国	5.7	8.03	英国	5.6	7.15
6	スウェーデン	4.9	6.87	スウェーデン	4.8	6.15
7	フィンランド	4.4	6.18	スイス	4.7	5.98
8	デンマーク	4.4	6.15	デンマーク	4.6	5.90
9	スイス	4.4	6.10	フィンランド	4.4	5.60
10	ノルウェー カナダ	3.0	4.20	ノルウェー	3.0	3.85
	日本	2.8	3.91	日本	1.3	1.63
	合 計	72.4	100	合 計	79.4	100

* 合計は、その他の拠出国を含む。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

日本は、開発途上国への環境上適正な技術の移転を行う「国連環境計画国際環境技術センター」(UNEP/IETC)を日本に招致、1992年に大阪に設置された。日本はホスト

国として、コア予算分として2012年、2013年にそれぞれ約160万ドルを拠出しているほか、「エネルギー利用のためのバイオマス廃棄物プロジェクト」等、プロジェクトの実施も支援している。UNEP/IETCは、主に廃棄物管理の分野を対象に、環境上適正な技術に関するデータベースの構築、研修(短期・長期)、セミナー等の開催を通じ、開発途上国・市場経済移行国への技術移転を促進している。また、「廃棄物管理に関するグローバルパートナーシップ」の事務局を務め、国際的な廃棄物管理の取組・活動に関する情報や連携のさらなる促進に努めている。

● 日本の政府開発援助(ODA)との協調実績

- ・イラク環境部門人材育成事業
- ・イラク南部湿原環境管理支援事業

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「UNEP 2014 ANNUAL REPORT」
- ・「UNEP YEAR BOOK 2014」

● ウェブサイト

- ・国連環境計画(UNEP)本部：<http://www.unep.org>

⑪ 国連開発計画(UNDP:United Nations Development Programme)

1. 設立・経緯・目的

● 設 立

1966年1月1日設置。

● 経緯・目的

1965年の第20回国連総会決議2029(XX)に基づき、それまでの「国連特別基金」および「拡大技術援助計画」が統合されて、1966年1月1日に設立された。国連システムにおける技術協力活動を推進する中核的機関として、ニューヨークに本部を置き、130以上の国と地域に事務所を構える。

2. 事業の仕組み

● 概 要

国連開発計画(UNDP)は32の国連機関等から成る国連開発グループの議長を務める開発分野の中核的機関であり、開発分野における高い専門的知見と経験、グローバルなネットワークを有している。これらを活かし、開発途上国、市場経済移行国または地域を対象として技術協力や能力開発のための国別計画、地域計画、およびグローバルな計画を策定する。また、同計画に基づき受益

国等からの要請に応じて専門家派遣、技術者の研修、機材供与等を行っている。UNDPは、国連総会が設立した「国連資本開発基金(UNCDF)」や「国連ボランティア計画(UNV)」の管理も行う。

その活動資金は、各国からの任意拠出等によって賄われている。2014年の収入は約45億9,300万ドルであり、そのうち通常資金(コア・ファンド)収入は約7億9,300万ドル。

● 審査・決定プロセス

各国からのコア・ファンド収入の見込み額をもとに、原則4年ごとに向こう4年間の国別援助割当額を定める。これをもとに各国のUNDP国事務所が中心になって、援助の重点分野や主要プログラムの概要を示した国別協力計画を策定する。その上で、被援助国政府および他の援助国等との協議を踏まえて具体的なプロジェクトを確定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

UNDPが自ら事業を実施するほか、開発途上国政府がUNDPの協力を得て事業を実施するが、他の国連機関やNGO等に委託して事業を実施する場合もある。

3. 最近の活動内容

● 概 要

貧困の撲滅、不平等と社会的疎外的大幅是正を目標として、持続可能な開発プロセス、民主的ガバナンス、強靱な社会の構築に重点を置いて、170以上の国・地域で活動している。

1990年からは毎年、開発の度合いを測定する尺度である「人間開発指数」に基づく「人間開発報告書」を発刊している。また、ミレニアム開発目標（MDGs）達成に向け国連において中心的役割を果たし、ポスト2015年開発アジェンダである「持続可能な開発のための2030アジェンダ」策定にあたって、国連内部の調整役を務めるなど重要な役割を担っている。

● 地域別実績

2014年の地域別事業実績は、支出額ベースで以下のとおり。

（単位：百万ドル）

地 域	金 額
アジア太平洋	1,256.7
アフリカ	1,199.8
ラテンアメリカ・カリブ地域	885.7
アラブ諸国	333.5
欧州・CIS	323.7
合 計	3,999.5

出典：UNDP年次報告書2014/2015

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 日本との連携

UNDPは、グローバルな課題の解決に向けた取組を牽引する上で、日本の重要なパートナーとなっている。日本が主導した2011年6月の「MDGsフォローアップ会合」、2012年7月の「世界防災閣僚会議in東北」、2013年6月の「第5回アフリカ開発会議（TICAD V）」等を共催した。また、2013年9月の国連総会においてサイドイベント「ポスト2015：保健と開発」を共催し、2014年7月にはUNDP人間開発報告書の国際公式発表を日本において開催した。

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本はUNDPが設立されて以降、数年を除き、UNDPの政策および活動方針を決定する最高意思決定機関である執行理事会の理事国として、UNDPの意思決定に積極的に関与している。

● 邦人職員

UNDPの職員数7,648名（うち専門職以上は2,632名）のうち、邦人職員は73名（うち専門職以上は61名）（2015年）

である。

● 日本の財政負担（暦年ベース）

日本からは積極的に資金援助を行っている。UNDPのコア・ファンドへの拠出は、2014年度は約8,047万ドル、全コア・ファンドに占める日本の拠出の割合は約10%である。

● 主要拠出国一覧（コア拠出）

（単位：百万ドル、%）

順位	2013年			2014年		
	国 名	拠出額	拠出率	国 名	拠出額	拠出率
1	ノルウェー	133.2	14.9	ノルウェー	112.2	14.2
2	カナダ	93.5	10.4	英国	90.3	11.4
3	英国	85.5	9.5	米国	81.0	10.2
4	スウェーデン	84.6	9.4	日本	80.5	10.1
5	日本	80.5	9.0	スウェーデン	72.9	9.2
6	米国	79.1	8.8	スイス	63.5	8.0
7	オランダ	74.4	8.3	デンマーク	60.1	7.6
8	スイス	62.8	7.0	オランダ	36.8	4.6
9	デンマーク	56.5	6.3	カナダ*2	35.6	4.5
10	ドイツ	29.9	3.3	フィンランド	30.3	3.8
	合 計	895.7	100	合 計	793.0	100

出典：UNDP年次報告書2014/2015

*1 合計はその他の拠出国を含む。

*2 カナダの、2014年の拠出額は、2015年に受領。

● 主な使途を明示した特定基金への拠出、活用状況

日本とUNDPの効果的かつ効率的なパートナーシップを構築することを目的として、2003年に従来の基金を整理統合し、日本・UNDPパートナーシップ基金を設置した。本基金により、MDGs達成、ジェンダー平等、防災などの日本とUNDPの共通の重要開発課題において、二国間援助に補完的かつ相乗効果を生む事業を実施している。2014年度は、同基金に対して約112万ドル（当初予算）を拠出した。

また、目的別の基金として、日本・パレスチナ開発基金（1988年設立）およびTICADプロセス推進基金（1996年設立）をUNDPに設置し、拠出している。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

2011年より、日本とUNDPの政策方針の相互理解を向上させ、効果的な連携を図ることを目的として、例年、日・UNDP戦略対話を実施している。

また、UNDPとJICAは2009年に連携強化のための覚書を締結し、定期協議を開催するとともに、世界各地の開発現場で様々な連携プロジェクトを展開している。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・ UNDP年次報告書（UNDP発行）
- ・ UNDPが毎年発表する「Human Development Report（人間開発報告書）」

● ウェブサイト

- ・ 国連開発計画（本部）：<http://www.undp.org>
- ・ 国連開発計画（UNDP）駐日代表事務所：
<http://www.jp.undp.org/tokyo/ja/home.html>

⑫ 世界保健機関(WHO:World Health Organization)

1. 設立・経緯・目的

● 設 立

1948年4月7日設立。

● 経緯・目的

国際連合の専門機関であり、1946年、ニューヨークで開かれた国際保健会議が採択した世界保健憲章（1948年4月7日発効）によって設立された。日本は1951年5月16日の第4回総会において、加盟が認められた。

「すべての人々が到達しうる最高基準の健康を享有すること」（憲章第1条）を目的としている。

2. 事業の仕組み

● 概 要

予算は2年制であるが、活動の財源は、加盟国の義務である分担金（各国の分担率は国民所得等に基づいて算定される国連分担率に準拠）と、加盟国およびUNDP、世界銀行等の他の国際機関からの任意拠出金から成っている。

分担金による通常予算は、主として職員の給与、会議の開催、保健・医療に関する調査・研究、情報の収集・分析・普及、器材購入、各国政府に対する助言等に振り向けられ、任意拠出金は、通常予算ではカバーできないフィールド・レベルの技術協力等を中心とした事業活動に使われることとされているが、近年はこの任意拠出金の割合が8割程度まで上昇していることから、通常予算で賄うべき事業への支出にも活用されている。

● 審査・決定プロセス

各加盟国により構成され、年に1度開催される世界保健総会が最高意思決定機関であり、総会で選出された34か国が推薦する執行理事により構成される執行理事会

が、総会の決定・政策の実施、総会に対しての助言または提案を行っており、総会の執行機関として行動するという仕組みになっている。

総会では、事業計画の決定、2か年予算の決定、執行理事国の選出、新規加盟国の承認、憲章の改正、事務局長の任命等を行うほか、保健・医療に係る重要な政策決定を行う。

● 決定後の案件実施の仕組み

総会において承認された事業計画に基づいて、定められた項目別に事務局が事業を実施する。事業の実施状況については、執行理事会・総会に報告がなされる。

3. 最近の活動内容

● 概 要

WHOは、保健衛生の分野における問題に対し、広範な政策的支援や技術協力の実施、必要な援助等を行っている。また、感染症対策や慢性疾患等に対する対策プログラムのほか、国際保健に関する条約、協定、規則の提案、勧告、研究促進等も行っており、ほかに食品、生物製剤、医薬品等に関する国際基準も策定している。

● 地域別実績

地域事務局が主体となって行っている仕事の大半は、WHOの事業のうち最も重要なものの一つとして位置付けられている各国に対する技術支援である。これに対してWHOの全予算の約7割が振り向けられている。技術支援は、通常①専門家の派遣、②ワークショップ等の開催、③ガイドラインの作成、④フェローシップの提供という形式で与えられる。

● 地域別予算

(単位:百万ドル、%)

地 域	2014-2015年	
	金 額	構成比
南東アジア*2	338.0	8.5
アフリカ	1,121.5	28.2
南北アメリカ	175.0	4.4
欧州	226.7	5.7
東地中海*3	560.8	14.1
西太平洋*4	270.4	6.8
(本部)	1,284.6	32.3
合 計	3,977	100

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*2 南アジアと東南アジアの一部、北朝鮮。

*3 中東と北アフリカの一部。

*4 大洋州と東アジア、東南アジアの一部。

● 主要な事業

2009年に発生した豚由来の新型インフルエンザA (H1N1) や2013年に発生した鳥インフルエンザA (H7N9) 対策をはじめとして、新たに発生した感染症（エボラ出血熱、鳥インフルエンザ、SARS〈重症急性呼吸器症候群〉など）や、既に克服されたと思われていた感染症の再興（コレラ、結核など）が、世界的規模で大きな問題となっていることから、これらを「新興・再興感染症」として総合的・重点的に対策を講じている。2005年5月のWHO総会において採択された疾病の国際的な伝播を最大限防止することを目的とした改正国際保健規則（IHR:International Health Regulations）が2007年6月に発効し、感染症の発生をはじめとする公衆衛生上の緊急情報をWHOに通達することとなった。新型インフルエンザA (H1N1) が発生した際には、本規則に基づくネットワークが有効に機能した。

また、HIV/エイズ、結核、マラリアという三大感染症についても、世界エイズ・結核・マラリア対策基金やその他の国際機関と協調しつつ、指導的役割を担っている。結核については、直接管理の下に服薬を行う短期療法（DOTS）、HIVとの重複感染や多剤耐性への対応を行っている。

さらに、そのほかの感染症の対策にも力を注いでいる。ポリオについては、重点的な予防接種事業の推進により西太平洋地域においても2000年10月に京都でポリオ制圧宣言が出され、残されたポリオ常在国における撲滅に向けて取り組んでいる。その他、リンパ・フィラリア症、アフリカの風土病であるオンコセルカ症、中南米の風土病であるシャーガス病など顧みられない熱帯病（NTD）についても、制圧対策を推進している。

さらに、病気の子どもに幅広くケアを提供するための小児期疾患総合管理対策、安全な出産を確保するための妊産婦対策や家族計画などのリプロダクティブ・ヘルス対策の推進、日常の疾病対策に不可欠な医薬品を適切に供給・管理するための必須医薬品対策や医薬品の研究開発、2005年2月に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に基づくたばこ対策や生活習慣病などの非感染症疾患、自然災害や紛争等の緊急事態における緊急人道援助などについても力を注いでいる。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

1951年の加盟以来、日本は、WHOの活動に積極的に参画している。この間、日本は12回にわたって、執行政理事会の理事指名国に選ばれている。

● 邦人職員

WHOは、2014年12月末現在で7,309名（専門職2,919名、一般職3,314名）の職員がいるが、そのうち邦人職員は33名。中島宏第4代事務局長（1988～1998年）、尾身茂西太平洋地域事務局長（1999～2009年）を輩出している。

● 財政負担

2014～2015年の総予算は39億7,700万ドルである。このうち、約23%にあたる分担金総額は9億2,900万ドル（2年間の総額）であり、加盟国の義務的負担により賄われる。2015年の日本の分担率は10.8338%で、分担金は約5,030万ドル。米国（分担率22%）に次いで第2位の拠出国となっている。一方、残りの77%である30億4,800万ドルは、加盟国の任意の負担である任意拠出金により賄われ、このうち、日本は2015年には670万ドルの任意拠出金（2014年には709万ドル）を拠出している。

● 主要分担国一覧

(単位:百万ドル、%)

順位	2014年			2015年		
	国名	分担額	分担率	国名	分担額	分担率
1	米国	105.1	22.0	米国	105.1	22.0
2	日本	50.3	10.8	日本	50.3	10.8
3	ドイツ	33.2	7.1	ドイツ	33.2	7.1
4	フランス	27.8	5.6	フランス	27.8	5.6
5	英国	24.1	5.2	英国	24.1	5.2
6	中国	23.9	5.1	中国	23.9	5.1
7	イタリア	20.7	4.4	イタリア	20.7	4.4
8	カナダ	13.9	3.0	カナダ	13.9	3.0
9	スペイン	13.8	3.0	スペイン	13.8	3.0
10	ブラジル	13.6	2.9	ブラジル	13.6	2.9
	合 計	479.3	100	合 計	479.3	100

* 合計は、その他の国を含む。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

WHO西太平洋地域事務局（WPRO）との間では、感染症対策等において、日本のODAを通じた連携を行っている。基本的に毎年、WPROとの連携協議（日・WPRO協議）を行い（2007年10月に第7回協議を実施）、保健・医療分野のODAに関する意見交換や、予防接種拡大計画等での連携を図っている。1990年にはポリオ根絶計画に協力し、日本のJICAを通じた協力により全国一斉投与用経口ポリオ・ワクチンが供与され、1997年の発生例を最

後として、2000年10月、WHOにより西太平洋地域からのポリオ根絶が宣言された。

新型インフルエンザ対策においても、2007年に鳥および新型インフルエンザ対策のために1,802.6万ドルを拠出し、ASEANおよびASEMの抗ウイルス薬備蓄事業にも協力を得ている。また、2009年9月、H1N1新型インフルエンザのワクチン接種支援のため約11億円の緊急無償資金協力を実施した。

人道支援としては、2005年1月スマトラ沖大地震・インド洋津波被害支援（660万ドル）、2007年2月イラク復興支援（390万ドル）等のための拠出も行っている。

そのほか、WHOの各種技術セミナー等への講師・専門家派遣やWHOが派遣するフェローの受入れ等の協力を行っている。

また、WHOは人間の安全保障基金を活用したプロジェクトの実施に力を入れており、2015年5月末までに計38件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・ World Health Report, 2013 (WHO発行)

● ウェブサイト

・ 世界保健機関（WHO）本部：http://www.who.int

⑬ 国連大学(UNU:United Nations University)

1. 設立・経緯・目的

● 設 立

1972年設立。1975年東京に国連大学暫定本部設置。日本の協力としては、国連大学設立準備費用の拠出や研究費の拠出等が1972年以来、継続して行われている。

● 経緯・目的

- ・ 1969年、ウ・タント国連事務総長が、国連総会で国際的な大学院大学としての国連大学創設を提唱。
- ・ 当時日本に本部を置く国連機関がなかったこともあり、日本国内で同大学の設立・誘致の機運が高まり、1970年4月にウ・タント国連事務総長が訪日した際、佐藤栄作内閣総理大臣（当時）は国連大学創設構想実現への協力を日本政府として約束した。
- ・ 1972年、第27回国連総会で国連大学設立決議を採択。ただし、英国、米国等主要国が伝統的な意味での「大学」とすることに反対したため、「学者・研究者の国際的共同体」として設立されることとなった。

- ・ 1973年第28回国連総会は「国連大学憲章」を採択。国連大学本部を東京首都圏内に設置することが決定した。
- ・ 1975年、東邦生命ビル（東京）内に国連大学暫定本部を開設し、本格的な活動を開始。
- ・ 1992年、東京・青山に新本部ビル完成。土地は東京都が無償提供、建物の建設経費は日本（旧文部省）が負担した。
- ・ 2009年第64回国連総会にて「国連大学憲章」の改正。大学院プログラムが開設可能となった。

2. 事業の仕組み

● 概 要

大学本部（東京）および世界13か国にある計13の研究・研修センター/プログラム（2014年6月現在）が世界各国の大学等と連携・協力関係を結び、それらをつなぐネットワークを通じ、人類の存続・発展および福祉等に係る

地球規模の諸問題についての研究、人材育成および知識の普及を行うことを目的としている。その活動資金は各国政府、国際機関およびその他非政府財源からの任意拠出金によって賄われており、2014～2015年（1会計年度は暦年2年間）の予算は1億3,140万ドルである。

● 審査・決定プロセス

最高意思決定機関である理事会が、国連大学の活動および運営をつかさどる原則および方針を定め、国連大学の事業プログラムを審議・承認し、予算を決定する（年2回開催）。理事会は、個人の資格で任命される理事24名、職務上の理事3名および学長で構成される。

● 決定後の案件実施の仕組み

国連大学は本部（東京）もしくは世界13か国13の研究・研修センター/プログラムを通じ、または世界各国の大学・研究機関とのネットワークを通じて事業を実施する。事業実施後、学長は事業報告を理事会に提出しその審議を受ける。

3. 最近の活動内容

● 概要

2013年3月にマローン新学長が就任し、同学長のリーダーシップの下、「戦略プラン2015～2019」を定め、国連の喫緊の課題についての研究を最優先課題とし、組織の効率化および政策研究機能を強化するなど、各種の改善を行っている。

● 主要な事業

(1) 研究活動

国連のシンクタンクとして国際機関および各国政府への助言などを通してその政策形成に貢献することを目的とし、主として以下の分野について、研究活動を行っている。

- ・ 平和とガバナンス
- ・ 地球規模の開発と包摂
- ・ 環境・気候・エネルギー

(2) 研修活動

主に開発途上国の人材育成を目的として研修事業を実施している。たとえば以下がある。

- ・ 研究者個人や研究機関全体の能力向上を支援する「大学院レベルの学者・専門家のための長期研修コース」（テーマ：「地熱の利用」、「持続可能な養殖」等）
- ・ 大学生、大学院生（留学生を含む）、若い社会人のためのグローバルセミナー（テーマ：「国連の新たな挑戦ーグローバル時代の安全保障ー」）

(3) 大学院プログラム

東京に設けられた国連大学サステナビリティと平和研究所（UNU-ISP）において2010年秋に、「サステナビリティ・開発・平和学」修士課程を開設、2011年秋には、横浜にある国連大学高等研究所（UNU-IAS）において、「環境ガバナンス生物多様性学」修士課程を開始。2012年秋には、UNU-ISPに「サステナビリティ学」博士課程が開設された。翌年にはオランダの国連大学マーストリヒト技術革新・経済社会研究所（UNU-MERIT）が公共政策と人間開発に関する修士課程プログラムを開講した。2014年には日本人を含む世界中から選ばれた約180名の大学院生が在籍し、将来的に国連機関や開発援助機関等で貢献し得る人材の育成を目指している。なお、東京の「サステナビリティ・開発・平和学」課程と横浜の「環境ガバナンス生物多様性学」課程は2014年に統合され「サステナビリティ学」の修士および博士課程となった（東京）。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

理事会には設立以来連続して邦人理事が参加しており、2010年9月から阿部信泰原子力委員会委員長代理が理事に就任している。

● 邦人職員

邦人の正規職員数は2013年12月現在で17名。

● 日本の財政負担

日本は国連大学への最大の拠出国であり、創設時には国連大学基金に1億ドルを拠出した。2014年は外務省から1億6,000万円、文部科学省から3億円、環境省から4億円（国連大学ESDプログラム推進事業費他）、農林水産省から3,100万円（途上国における持続的農業のための実習型研究能力育成事業）を拠出している。2014年の各国政府拠出額の第2位はアルジェリア、第3位はドイツである。

● 主要抛出国一覧

(単位:百万ドル、%)

順位	2013年			2014年		
	国・地域名	拠出額	拠出率	国 名	拠出額	拠出率
1	日本	11.1	29.8	日本	8.4	21.1
2	ドイツ	5.8	16.1	アルジェリア	6.3	15.7
3	マレーシア	4.5	12.0	ドイツ	5.2	13.2
4	英国	2.9	7.9	オランダ	4.4	11.1
5	オランダ	2.2	6.0	マレーシア	4.2	10.7
6	スウェーデン	2.2	5.8	フィンランド	2.1	5.2
7	フィンランド	2.1	5.7	カナダ	1.8	4.6
8	カナダ	2.0	5.2	英国	1.3	3.2
9	デンマーク	1.3	3.5	ポルトガル	1.0	2.5
10	欧州委員会	0.8	2.2	スウェーデン	1.0	2.4
	その他	2.2	5.8	その他	4.1	10.3
	合 計	37.2	100	合 計	39.7	100

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「United Nations University Annual Report」
当該年度の新規事業に重点をおいた報告書。毎年春に発行。

- ・「国連大学年次報告」(上記の日本語版)

● ウェブサイト

- ・国連大学：<http://www.unu.edu/>

⑭ 国際労働機関 (ILO: International Labour Organization)

1. 設立・経緯・目的

● 設 立

1919年設立。

● 経緯・目的

第一次世界大戦後の1919年、ヴェルサイユ条約第13編「労働」に基づき、国際連盟の機関（加盟42か国）として設立。1946年から国際連合の専門機関となった。政・労・使の三者構成の形式をとっており、労働条件の改善を通じて社会正義を基礎とする世界の恒久平和の確立に寄与するとともに、完全雇用、労使協調、社会保障等を促進することを目的としている（ILO憲章およびフィラデルフィア宣言〈同憲章付属書〉）。

日本は、国際労働機関（ILO）創立時の加盟国であったが、1940年の脱退を経て1951年に再加盟し、1954年以降主要国（常任理事国：ブラジル、中国、フランス、ドイツ、インド、イタリア、日本、ロシア、英国および米国の10か国）の一国となっている。

2. 事業の仕組み

● 概 要

2年予算制をとっており、その財政収入は、通常予算および特別予算に大別される。加盟国がそれぞれの分担率に従って拠出する分担金により賄われる通常予算は、会議予算、調査研究等ILOの通常の活動費用、人件費に充てられる。国連開発計画（UNDP）からの割当資金、

加盟国からの任意拠出金等から成る予算外財源は、主として技術協力活動のための費用となる。

● 審査・決定プロセス

各加盟国により構成され、1年に1度開催される国際労働総会を最高意思決定機関としており、総会では、条約・勧告の審議・採択、予算・分担率の決定、条約の実施状況の審議等を主要任務としている。事務局の具体的な事業の審査・決定を実質的に行っているのは理事会であり、総会で選出された理事（政府代表28名、労働者・使用者代表各14名）により構成される理事会が、事務局から提出された主要な事業計画や、人事、会議の開催等について了承を与える形で、事務局の監督を行っている。

特別予算については、ILOが作成した事業計画案について援助国と事務局間で協議を行い、決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

通常予算は項目別に定められた事業を事務局が実施する。事業の実施状況については理事会に報告がなされる。

特別予算については、ILO事務局と援助国との間の合意事項に基づき事業が実施され、事業終了後にはILOから援助国に対し、評価および報告が行われる。

3. 最近の活動内容

● 概 要

1999年以降「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現」のため、(1)労働における権利、(2)

雇用、(3)社会保護、(4)社会対話、の4つの戦略目標を掲げ、これらに重点をおいて援助を行っている。

なお、2012～2013年における上記4分野における実績（通常予算および予算外財源の合計）は以下のとおりである。

(1) 労働における権利	250.1百万ドル	22.5%
(2) 雇用	404.1百万ドル	36.4%
(3) 社会保護	182.8百万ドル	16.5%
(4) 社会対話	234.5百万ドル	21.1%

＊このほかに、その他として39.7百万ドル（3.5%）等がある。

● 地域別実績

2014年における地域別援助額（通常予算および予算外財源の合計）とその割合は以下のとおりである。

（単位：百万ドル、%）

地 域	実 績	構成比
アジア・太平洋 ^{*1}	71.1	28.7
アフリカ	72.2	29.1
アラブ・中東	7.8	3.2
中南米	33.9	13.6
欧州 ^{*2}	9.8	3.9
地域間	53.4	21.5
合 計	248.2	100

＊1 アフガニスタンおよびイランを含む。

＊2 イスラエルを含む。

＊3 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

1919年の加盟以来、日本はILOの活動に積極的に参画している（1940年に脱退し、1951年に再加盟）。1954年以降、日本政府は常任理事国となっている（1970年代以降政・労・使ともに理事を務める）。

● 邦人職員

2014年12月末現在でジュネーブ本部に538名、地域総局等地域組織に229名の合計767名の職員（専門職以上）

がいるが、そのうち邦人職員は36名。

● 日本の財政負担

2014～2015年のILO予算は7億6,119万7,000スイスフラン（2年間の総額）。一般予算の財源は、加盟国の義務的負担である分担金により賄われる。2014年および2015年の日本の分担率は10.839%で、2014年および2015年の分担金はそれぞれ約4,100万スイスフラン。米国（2014年、2015年の分担率は共に22%）に次いで第2位の拠出国となっている。また、このほかにもILOによる技術協力等への支援として、任意拠出を行っている。

● 主要分担国一覧

（単位：百万スイスフラン、%）

順位	2014年			2015年		
	国 名	分担額	分担率	国 名	分担額	分担率
1	米国	82.7	22.0	米国	83.3	22.0
2	日本	41.2	10.8	日本	41.0	10.8
3	ドイツ	27.2	7.1	ドイツ	27.0	7.1
4	フランス	21.3	5.6	フランス	21.1	5.6
5	英国	19.7	5.2	英国	19.6	5.2
6	中国	19.5	5.2	中国	19.5	5.2
7	イタリア	16.9	4.5	イタリア	16.9	4.6
8	カナダ	11.4	3.0	カナダ	11.3	3.0
9	スペイン	11.2	3.0	スペイン	11.3	3.0
10	ブラジル	11.2	2.9	ブラジル	11.1	2.9
	合 計	380.6	100	合 計	380.6	100

＊1 合計はその他の国を含む。

＊2 分担率は同じでも、インセンティブ・スキーム等により2014年、2015年で実際に支払われた分担額が異なる国がある。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

ILOは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2014年末までに計17件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

・国際労働機関（ILO）：<http://www.ilo.org>

⑮ 国際原子力機関（IAEA:International Atomic Energy Agency）

1. 設立・経緯・目的

● 設 立

1957年設立。日本は、同年のIAEA設立当初からの加盟国である。

● 経緯・目的

国際原子力機関（IAEA）は、1957年にIAEA憲章に基づき、原子力の平和的利用の促進と原子力の軍事的利用へ

の転用防止等を目的として設立された国際機関。IAEAの主な目的は、IAEA憲章に定められている原子力の平和的利用の促進および原子力活動が軍事転用されていないことを検認するための保障措置の実施である。ウラン、プルトニウム等の核物質は、原子力発電のような平和目的のためにも、また、核兵器製造等の軍事利用のためにも使用され得る。このため、原子力の平和的利用の推進は

常に核兵器の拡散をいかに防止するかという問題を伴う。IAEAは、第二次世界大戦終結後、世界が原子力の平和的利用から得られる経済的利益に注目し始めたことなどを背景に、1953年、アイゼンハワー米大統領が国連総会で行った「平和のための原子力（Atoms for Peace）」演説を契機に、米国のイニシアティブの下に国連総会決議を経て創設された。

2. 技術協力事業の仕組み

● 概 要

IAEAは、原子力発電分野および非発電分野（保健・医療、水資源管理、食料・農業、環境など）において、専門家派遣、機材の供与、研修員の受入れなどの技術協力事業を実施している。その主たる活動資金は、各国に割り当てられた「技術協力基金」に対する拠出により賄われている。2014年の同基金の予算目標総額は6,922万ユーロであった。

● 審査・決定プロセス

開発途上国の要請に基づき、事務局が事業計画を作成し、基金の目標総額を理事会の承認を得て総会に提出し、決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

決定された事業計画に基づき、事業を要請した国または地域に対し、IAEAが専門機関として自らその知見を活用して事業実施に係る調整を行う。事業の実施に際しては、受益国の自助努力に加え、先進国あるいはIAEAの専門家の参加を得ることもある。

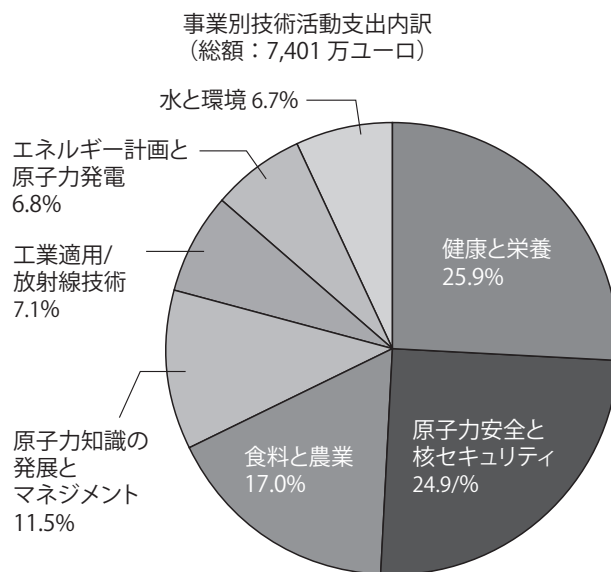
3. 最近の活動内容

● 概 要

2011年に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を世界の原子力安全強化に役立てるための取組を行った。そのほか、原子力技術を利用し健康と栄養、原子力安全と核セキュリティ、および食料と農業などの分野における地球規模の課題に対処するために専門家派遣、機材の供与、訓練コース開催などを実施した。

● 活動実績

技術協力活動の、2014年事業別実績は以下のとおり。



出典：IAEA Technical Cooperation Report for 2014

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、IAEAの原加盟国であると共に、発足当初からIAEAの意思決定機関である理事会の理事国として、IAEAの政策決定・運営に一貫して参画してきた。また、日本は国際的な核不拡散体制を強化するとともに、世界有数の原子力先進国として開発途上国に対する原子力の平和的利用を推進するため、IAEA技術協力プログラムへの人的・財政的協力を積極的に実施している。特に、2011年に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を世界と共有し、国際的な原子力安全を強化するための取組においてもIAEAと緊密に協力してきている。

● 邦人職員

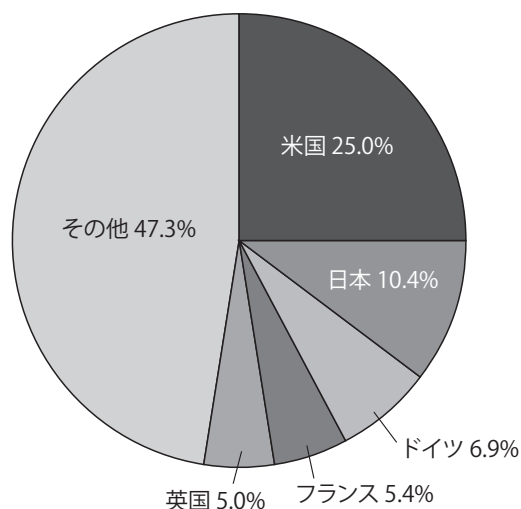
事務局には、2015年12月31日現在、日本人として2期目を務める天野之弥事務局長（任期は2013年12月から2017年11月末までの4年間）をはじめ、39名の邦人職員が在籍している。

● 技術協力分野における日本の財政負担

技術協力基金に対し、2007年度1,502万ドル（全体の19%）、2008年度1,283万ドル（目標額全体の16%）、2009年度1,363万ドル（目標額全体の16%）、2010年度1,361万ドル（目標額全体の16%）、2011年度1,039万ドル（目標額全体の12%）、2012年度1,072万ドル（目標額全体の12%）、2013年度863万ユーロ（目標額全体の12%）、2014年度722万ユーロ（目標額全体の10%）を拠出して

いる（米国に次ぎ第2位）。

技術協力基金拠出割合（2015年）



● 技術協力分野における日本の主な貢献

日本を含む22か国が加盟国であるIAEA・アジア原子力地域協力協定（RCA、日本は1978年から加盟）に基づき、日本はRCA締約国を対象とする放射線照射および同位体分析等の技術を利用した医学・環境・農業・工業適用分野での技術協力プロジェクトを行っている。また、日本は、

IAEAによる原子力の平和的利用の促進に係る活動に対し一層の支援を行うため、2011年より平和的利用イニシアティブ（PUI）を通じて途上国に対する技術協力事業を実施してきている。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

IAEAは人間の安全保障基金を活用した技術協力プロジェクト実施に力を入れており、2014年末までに計2件のプロジェクトが承認されている。（合計約2,200万ドル）

5. より詳細な情報

● 書籍等

毎年、技術協力に関する「Technical Cooperation Report」を発刊しているほか、技術系の書籍等を多数発刊している。また、その一覧は下記のウェブサイトに掲載されている。

● ウェブサイト

- ・国際原子力機関（IAEA）本部：<http://www.iaea.org>
- ・アジア原子力地域協力協定（RCA）：
<http://www.rcaro.org/>

①⑥ 国連薬物・犯罪事務所 (UNODC: United Nations Office on Drugs and Crime)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

2004年設置。

● 経緯・目的

国連薬物・犯罪事務所（UNODC）は持続可能な開発と人間の安全を確保する観点から、不正薬物、犯罪、国際テロの問題に包括的に取り組むことを目的とする。

国連においては、薬物問題に専門的に取り組むため、1990年国連総会決議45/179に基づき国連薬物統制計画（UNDCP：United Nations International Drug Control Programme）が設置された。一方、国際犯罪に対応するため、1991年国連総会決議46/152に基づき犯罪防止刑事司法計画（CPCJP：Crime Prevention and Criminal Justice Programme）が設置された。

1997年、事務総長報告A/51/950に基づき国連犯罪防止センター（CICP：Centre for International Crime Prevention）が設置され、CPCJPの実施を担当することとなった。また、同報告により、相互に関連する不正薬物対策を含む犯罪

対策および国際テロ対策を包括的に行うため、UNDCPおよびCICPが国連薬物統制犯罪防止オフィス（UNODCCP：United Nations Office for Drug Control and Crime Prevention）を構成することとなった。

さらに、2002年、これが現在の国連薬物・犯罪事務所（UNODC）に改称され、2004年には、国連事務総長により正式にUNDCPおよびCPCJPの両計画を統合するものとしてUNODCが発足した。なお1999年には、国際テロへの対応を強化するため、当時のUNODCCP（現在はUNODC）内に、テロ防止部（Terrorism Prevention Branch）が設置されている。

2. 事業の仕組み

● 概要

主な事業は、(1)薬物に関する国際条約を批准、実施する国家の政策および事業決定過程で必要な情報の収集のため、不正薬物および犯罪に関する調査・分析を行うこと、(2)国連加盟国による不正薬物、犯罪、テロに関する

各条約の締結・実施および国内法整備を支援すること、(3)国連加盟国に対し、不正薬物、犯罪、テロ対策における能力向上のための技術協力を提供すること、の3つである。また、UNODCは、国連経済社会理事会の機能委員会である麻薬委員会（CND）および犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）と、国際麻薬統制委員会（INCB）、さらに、国際組織犯罪防止条約（UNTOC）と国連腐敗防止条約（UNCAC）および薬物関連諸条約の事務局機能を果たしている。

● 審査・決定プロセス

UNODCは、薬物対策実施のための国連薬物統制計画（UNDCP）基金および犯罪・テロ対策実施のための犯罪防止刑事司法基金（CPCJF：Crime Prevention and Criminal Justice Fund）の2つの基金を管理する。基金の用途等については、国連の監査を受けるとともに、各々麻薬委員会および犯罪防止刑事司法委員会の会期間会合において審議され、各委員会の本会議で正式に決定される。

3. 最近の活動内容

● 主要な事業

(1) 薬物対策

薬物分野では、薬物関連諸条約の実施のための法整備支援、不正薬物治療やリハビリ支援、麻薬栽培依存脱却のための代替開発等の技術協力支援を実施し、年に一度、世界の麻薬の現状を報告書にまとめるなどの情報分析を行っている。

最近では、薬物需要や供給の削減および不正取引の防止にとどまらず、保健、経済発展および人間の安全保障の観点も考慮した、包括的なアプローチをとっている。

(2) 犯罪防止・刑事司法

犯罪防止および刑事司法分野では、各国に対し新しい形態の犯罪に関する情報を提供するとともに各国の国際組織犯罪防止条約および関連議定書や国連腐敗防止条約等の締結・実施を支援し、また「司法の独立」「証人の保護」「被害者問題」「拘禁者の処遇」等に関する基準・規範の普及や国際協力促進に努めている。

特に、腐敗、人身取引、組織犯罪に対する各グローバル・プログラムを通じて、法の支配の強化や安定した刑事司法制度の促進など、国際組織犯罪の脅威との闘いに取り組んでいる。

(3) テロ対策

1999年に、国際テロへの対応を強化するため、テロ防止部が設置され、安保理決議第1373号およびテロ防

止関連条約実施のための技術的支援を、国連テロ対策委員会（CTC：Counter-Terrorism Committee）ないし援助を必要とする国々からの直接要請に基づき実施している。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、麻薬委員会（2010～2011年を除く）および犯罪防止刑事司法委員会のメンバー国として、また、UNODCへの主要拠出国として、長年にわたりUNODCの政策決定に参画している。フェドートフUNODC事務局長は2013年4月に訪日し、谷垣法務大臣、鈴木外務副大臣（当時）はじめ関係省庁等との意見交換を行った。同年6月にはTICAD Vに出席するため再度訪日し、安倍総理大臣への合同表敬や岸田外務大臣への表敬を行うとともに、平松外務省総合外交政策局長と第1回日・UNODC戦略政策対話を行い、戦略的協力のための地域、分野等を特定した日・UNODC行動計画に署名した。2015年1月には第2回日・UNODC戦略政策対話がウィーンで開催されるとともに、同年6月には行動計画が改定され、女性の参画推進および我が国で開催予定の2020年国連犯罪防止刑事司法会議（コングレス）に向けた協力強化等が新たに盛り込まれた。

● 邦人職員

2015年4月末現在、専門職以上の邦人職員数は5名である。

● 日本の拠出

日本は、UNDCP基金にその設立当初から拠出しており、CPCJFに対しても、1996年、1998年、2000～2002年、および2006年以降毎年拠出している。

UNDCP基金に対し日本は、2012年度には当初予算で81万ドル、補正予算ではアフガニスタンおよびその周辺国の麻薬対策プロジェクトに555万ドルを拠出し、2013年度には当初予算で約65万ドル、補正予算ではアフガニスタンおよびその周辺国の麻薬対策プロジェクトに500万ドル、サブサハラ地域の薬物違法取引等組織犯罪対策プロジェクトに150万ドル拠出した。2014年度には当初予算で約45万ドル拠出したほか、補正予算においてアフガニスタンおよびその周辺国の麻薬対策プロジェクトに350万ドル、サブサハラ地域の麻薬・国境管理対策に約82万ドル、中東・北アフリカ地域における麻薬・国境管理対策プロジェクトに約200万ドルを拠出した。

CPCJF（テロ防止部分を除く）に対しては、2012年度は当初予算で約33万ドルを、2013年度には当初予算で約63万ドル、さらに補正予算で北アフリカの刑事司法改革プロ

プロジェクトに40万ドルを拠出した。2014年度には、当初予算で約47万ドル、補正予算ではサブサハラ地域向けの組織犯罪対策プロジェクトに約70万ドル、中東・北アフリカ向け国境管理対策プロジェクトに約200万ドル拠出した。

また、CPCJF（テロ防止部）に対しては、2012年度は当初予算で約4万ドル、補正予算でアフガニスタンのテロ防止対策プロジェクトに45万ドル、2013年度は当初予算で約11万ドル、補正予算で中東・北アフリカ向けのテロ対策法制度整備支援プロジェクトに約122万ドルを拠出した。2014年度には当初予算で約5万ドル、補正予算では中東・北アフリカ向けのテロ対策法執行能力強化プロジェクト等に143万ドル拠出した。

● 日本の拠出金の活用状況

薬物対策について日本は、薬物問題が人々の生活や生存を脅かし、各国の社会的発展を阻害する危険性のある地球規模の問題であり、国際社会が一体となって取り組まなければならない問題であるという認識の下で、UNDCP基金への拠出を通じて、UNODCの実施する薬物対策プロジェクトを積極的に支援してきた。また、国内で押収される不正薬物の多くが東南アジア地域から密輸されていることを踏まえ、特に東南アジア地域におけるプロジェクトを重点的に支援してきた。具体的には、地域間協力を促進する目的で東南アジア諸国の国境地帯における不正取引取締強化プロジェクトや、ミャンマーにおけるケシの不法栽培監視のためのプロジェクト、合成薬物対策の前駆化学物質規制プロジェクト、合成薬物のデータ分析・収集を目的としたプロジェクト等である。さらに、2008～2014年度には、アフガニスタンおよびその周辺諸国への麻薬対策プロジェクトも支援してきている。

このほか、日本は、2006～2014年度にCPCJFに対して行った拠出を通じて、UNODCが東南アジア地域（タイやフィリピン等）で実施する人身取引対策プロジェクトを支援した。また国際的な腐敗対策の取組のため2008年からは腐敗対策プロジェクト向けの拠出も行っており、2009年10月には、ベトナムでセミナーを開催したほか、ラオス、カンボジア向けプロジェクトを実施している。

テロ対策としては、テロ防止部への拠出により、2006年度以降、インドネシアをはじめとするASEAN諸国へのテロ対策法制整備支援を実施している。また、2013年には米国と協力し、拠出金を使って、リビアにおけるテロ対策法制度支援のためのプロジェクトを実施した。

また、UNODCは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2011年末までに計11件

のプロジェクトが承認された。

● 国連連携/UNODC実施無償資金協力

拠出金以外にも、日本は国連連携/UNODC実施の無償資金協力を行っており、2012年1月にはアフガニスタンへの「刑事司法能力強化計画」（約7億円）、また2013年10月には中央アジア地域3か国（ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン）への「中央アジア国境連絡事務所設立計画」（約1.4億円）に関する国際約束を締結した。

2013年1月のアルジェリアにおけるテロ事件を受け、日本は岸田外務大臣より、外交政策の「3本柱」を発表。このうちの「国際テロ対策の強化」では、UNODCの協力を得て、サヘルおよび北アフリカ各国で警察・国境管理能力の向上訓練・研修を行い、司法制度強化のための無償資金協力（サヘル地域の「刑事司法・法執行能力向上計画」等）を実施することを決定した。

2014年4月にナイジェリアで発生したイスラム過激派組織ボコ・ハラムによる女子生徒拉致事件を受け、ナイジェリアにおけるテロ対策および人身取引対策の法執行能力強化を目的に、「テロの効果的な訴追強化計画」、「人身取引との戦いに対する支援計画」を紛争解決・平和構築無償協力として実施（計1.1億円）することを決定した。

● 主要拠出国一覧

UNODC（UNDCP基金およびCPCJF）への主要拠出国・機関

（単位：百万ドル、％）

順位	2013年			2014年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	コロンビア	57.4	18.8	コロンビア	64.7	24.08
2	米国	52.9	17.3	EU	45.6	16.97
3	EU	43.8	14.4	米国	41.3	15.35
4	ブラジル	16.2	5.3	オランダ	12.6	4.68
5	日本	15.7	5.1	スウェーデン	11.7	4.35
6	スウェーデン	12.5	4.1	ブラジル	11.6	4.30
7	英国	12.2	4.0	英国	10.3	3.82
8	カナダ	11.9	3.9	日本	8.6	3.19
9	ドイツ	7.6	2.5	デンマーク	7.9	2.94
10	オーストリア	7.2	2.4	ノルウェー	7.7	2.85
	合 計	305.3	100	合 計	268.7	100

*1 UNODCのオンラインデータ集計による（2015年5月14日現在）。
*2 合計は、その他の国・機関を含む。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

・国連薬物・犯罪事務所（UNODC）本部：

<http://www.unodc.org>

⑰ 国際農業開発基金 (IFAD: International Fund for Agricultural Development)

1. 設立・経緯・目的

● 設 立

1978年より国連の専門機関として業務を開始。

● 経 緯

1974年11月、ローマで開催された世界食糧会議において、開発途上国の農業生産増大に必要な資金調達のため、国際農業開発基金（IFAD）の設立構想が決議されたことにより設立され、1978年よりローマにおいて業務を開始。日本は、原加盟国として設立当初から資金協力を行っている。

● 目 的

開発途上にある加盟国の農業開発のため、追加的な資金を緩和された条件で提供すること。

2. 事業の仕組み

● 概 要

所得が低く、かつ食料が不足している農村地域での飢餓と貧困を撲滅するため、被援助国である開発途上国からの依頼に基づき、農業・農村開発事業に必要な資金を融資することで食料の増産、所得の向上、健康・栄養・教育水準を改善し、持続性のある生計が営めるような援助を実施している。その活動資金は、加盟各国から過去複数の増資を通じて拠出されている。

● 審査・決定プロセス

IFADの行う事業のうち、融資および贈与等個々の事業については、基本的に年3回開催される理事会において審議、承認が行われる。また、事業に関する方針、政策を決定する場合には、理事会での審議・承認に加えてすべての加盟国により構成される総務会における承認を経て決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

IFAD自身は「金融機関」として資金の提供を行い、個々の事業は、IFADの融資対象国である加盟国、必要に応じて関係する国際機関およびNGO等市民社会団体の協力を得て実施される。なお、IFAD融資事業の管理・評価等は、外部の評価機関に加え、IFAD自身も行っている。

3. 最近の活動内容

● 概 要

2014年末において、IFADは224の事業を実施中であり、

その総事業費のうちIFADによる投資額は約54億ドルとなっている。

また、2011年に策定された「IFADの戦略枠組2011～2015」においては、開発途上国の農村の人々に、より高い所得とより良い食料安全保障および災害等への強靱性の向上を達成する能力を与えることをIFADの目標と位置付けている。

● 地域別実績（事業承認実績）

（通常融資案件ベース、単位：百万ドル）

地 域	2014年	1979～2014年
アジア・太平洋	181	3,249
東・南アフリカ	99	1,787
西・中央アフリカ	82	1,389
中東・北アフリカ	59	1,540
中南米	64	1,437
合 計	485	9,403

出典：IFAD2014年次報告

● 主要な事業

IFADの中心となる融資分野は、気候変動対策、農村金融、バリューチェーン開発、農業技術や生産性の改善、自然資源や生物多様性、生産者組合支援、農村事業者支援、技術開発やスキル向上の8分野。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、理事会における理事国として個々の事業の承認、事業に関する方針、政策の決定に関与している。

● 邦人職員

2014年12月末現在、邦人職員数は4名である。

● 日本の財政負担

IFAD設立時の当初拠出およびその後第1次から第9次までの各増資期間において、日本は総額約4.5億ドルを拠出し、米国、ドイツに次ぐ第3位の拠出国として貢献している。なお、2014年は2016年から2018年までのIFADの活動を対象とした第10次増資協議が実施され、日本は12月の最終会合において、5,700万ドルを上限とした拠出を表明。

● 主要拠出国等一覧（コア拠出）

（単位：百万ドル、％）

順位	第8次増資 対象期間：2010-2012年			第9次増資*1 対象期間：2013-2015年		
	国名	拠出額	拠出率	国名	拠出額	拠出率
1	米国	89.4	8.9	米国	90.0	8.4
2	イタリア	80.0	8.0	イタリア	83.0	7.7
3	オランダ	75.0	7.5	英国	82.9	7.7
4	カナダ	72.9	7.3	カナダ	76.9	7.1
5	ドイツ	68.8	6.8	日本	75.0	7.0
6	英国	65.0	6.5	オランダ	75.0	7.0
7	日本	60.0	6.0	ドイツ	74.9	7.0
8	スウェーデン	58.0	5.8	スウェーデン	72.6	6.7
9	スペイン	57.9	5.8	フランス	50.1	4.7
10	フランス	53.3	5.3	ノルウェー	49.6	4.6
	合 計	1,006.0	100	合 計	1,076.9	100

*1 第9次増資の拠出額については、誓約額ベースの値を記載。

*2 合計は、その他の国・機関を含む。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・ IFADの年次報告書「Annual Report」（IFAD発行）
国際農業開発基金（IFAD）の年間活動内容、財政状況等を取りまとめている。入手方法は下記ウェブサイトを参照。

● ウェブサイト

- ・ 国際農業開発基金（IFAD）：<http://www.ifad.org>

⑱ 国連合同エイズ計画

(UNAIDS: Joint United Nations Programme on HIV/AIDS)

1. 設立・経緯・目的

● 設 立

1996年1月1日設置。

● 経 緯

1981年に初めてHIV/エイズ患者が発見されて以来、WHOが中心となってHIV/エイズ対策の国際協力を進めてきたが、1990年代半ばに至って、HIV/エイズの世界的な広がりや感染が及ぼす社会・経済的影響の大きさから、国連システム全体の取組の一層の強化が求められることとなった。また、WHOと並んで、UNICEF、UNDP、UNESCO、UNFPA、世界銀行等の国連機関も従来からHIV/エイズ対策を推進しており、それらの活動の重複、非効率化を避けるため、何らかの調整の必要性が認識されるようになった。このような背景から、1994年7月の国連経済社会理事会において、5つの国連機関および世界銀行が共同スポンサー（co-sponsor）^{（注1）}として参画する国連合同エイズ計画（UNAIDS）の設置が承認され、1996年1月1日、UNAIDS（Joint United Nations Programme on HIV/AIDS）が正式に発足した。

● 目 的

UNAIDSの事業の目的は、途上国のHIV/エイズ対策強化支援、HIV/エイズ対策への政府の取組強化支援、国連のHIV/エイズ対策の強化と調整等であり、HIV/エイズ対策の政策立案やガイドライン作成、調査研究、モニタリング・評価、人材育成を中心とした技術支援、総合的・多角的なHIV/エイズ対策の啓発等を中心に活動を行っている。UNAIDSは共同スポンサーの各機関が有する資金、専門性、ネットワークの調整、強化を主目的としており、途上国におけるHIV/エイズ対策のための技術支援や政策助言等を行うが、直接プロジェクトを実施する機関ではない。

2. 事業の仕組み

● 意思決定機関

重要事項は、22の理事国（日本は発足当初より理事国を務めている）、投票権のない11の共同スポンサー機関および5つのNGOから成る事業調整理事会（PCB：Programme Coordinating Board）ならびに共同スポンサー委員会（CCO：Committee of Co-sponsoring Organizations）で決定される。

注1：その後、共同スポンサー機関は以下の11機関に拡大した。

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）、国連世界食糧計画（WFP）、国連開発計画（UNDP）、国連人口基金（UNFPA）、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）、国際労働機関（ILO）、国連教育科学文化機関（UNESCO）、世界保健機関（WHO）、国際復興開発銀行（IBRD）、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）

● 事務局組織

本部事務局はジュネーブに置かれ、事務局長は設立当初から2008年末まで務めたピーター・ピオット氏（ベルギー人）の後、2009年1月よりミシェル・シディベ前UNAIDS次長（マリ人）が第2代事務局長を務めている（国連事務次長を兼務）。

本部事務局は、管理・渉外部門、プログラム部門で構成されており、その他80か国以上に事務所を設置している。

3. 最近の活動内容

● 概 要

UNAIDSは2001年に開かれた初の国連HIV/エイズ特別総会の事務局を務め、同総会で採択された「HIV/エイズに関するコミットメント宣言（Declaration of Commitment on HIV/AIDS）」で定められた期限付きのHIV/エイズ対策の実績目標値実現に向けた全世界での進捗状況の監視と報告を先頭に立って行っている。2006年6月には、国連HIV/エイズ特別総会の包括レビュー会議およびハイレベル会議の事務局を務め、「HIV/エイズに関する政治宣言」のとりまとめを行った。このハイレベル会議では、2010年までにHIV/エイズの治療プログラム、予防、ケア、サポートを必要とするすべての人に提供できるように対策をとることを目標とする「ユニバーサルアクセス」が合意された。

UNAIDSはユニバーサルアクセスの達成に向け、世界の取組を強化・推進する中心的役割を担っている。2008年6月、国連本部にて、UNAIDSが中心となって国連HIV/エイズ総会レビュー会合が開催され、国連加盟国に加えてHIV感染者グループやNGO団体などが参加し、2010年までにユニバーサルアクセスを達成するという国際的な目標が再確認され、国際社会全体の取組を新たにすることが謳われた。また、UNAIDSは、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバル・ファンド）を通じたHIV/エイズ対策促進のため、グローバル・ファンドと緊密に協力しており、ポスト2015年開発アジェンダにおけるHIV/エイズ対策として、UNAIDSの3つのゼロ（HIV新規感染ゼロ、エイズ関連死ゼロ、差別ゼロ）のビジョンに基づき、2030年までに世界における公衆衛生上の脅威としてのHIV/エイズ流行を終息させることを目指し、事業を実施している。

● 活動分野

2014～2015年（2年予算制度）のコア予算は4億8,482万ドルで、各国および共同スポンサーを含む国連機関等からの任意拠出金で手当される。このほか、共同スポンサー等のHIV/エイズ関連予算等と合わせて、2014～2015

年の事業予算総額は9億6,964万ドルである。

UNAIDSでは戦略2011～2015に基づき、2012～2015の戦略的予算計画（UBRAF）を策定し、各国連機関等の役割分担を明確化した上で、以下のように戦略的に予算配分を行っている。

優先領域：

（単位：百万ドル、％）

戦略	項 目	金額	割合
(A) HIV感染予防を大幅に変革する	1. 若年者やMSM（男性間性交渉者）、セックスワーカーを含む性感染症による新規HIV感染者数を半減させる	48.5	
	2. HIV垂直感染を削減し、AIDS関連の母子死亡率を半減させる	14.3	
	3. 薬物使用者の間でのすべてのHIV新規感染の予防	16.3	
	計	79.1	16.3
(B) 治療、ケアと支援を触媒とする	1. HIV陽性患者の抗ウイルス薬治療へのユニバーサルアクセス	24.8	
	2. PLHIV（HIV陽性者）の結核による死亡の半減	5.9	
	3. PLHIVやHIVに感染した家庭はあらゆる国の社会保護戦略において取り組まれ、必須のケアや治療へのアクセスがある	16.8	
	計	47.5	9.8
(C) 人権や性的平等の向上	1. HIV伝播、セックスワーク、薬物使用やホモセクシャルといった人々に対して、効果的な対応を妨げるような罰則法規や慣習がある国の半減	10.6	
	2. 入場や滞在、居住に対するHIV陽性患者の制限を半減させる	1.0	
	3. 女性や少女に対する特定対策をすすめる	17.3	
	4. 性的ないかなる暴力も許容しない	9.0	
	計	37.9	7.8
(D) リーダーシップ調整と説明責任	1. リーダーシップとアドボカシー	131.6	
	2. 調整、一貫性やパートナーシップ	105.1	
	3. 相互の説明責任	83.5	
	計	320.2	66.1
コア予算合計		484.8	100

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

● 地域別実績

2014～2015年（2年間）における地域別援助全体額とその比率は以下のとおりである。

（単位：百万ドル、％）

地 域	2014-2015年	
	金 額	構成比
アジア・太平洋	33.8	7.0
中東・北アフリカ	17.3	3.5
サブサハラ・アフリカ	52.7	10.9
北米・中南米	24.8	5.1
欧州・中央アジア	29.4	6.1
HIV高疾病負荷20か国	125.4	25.9
本部（グローバル）	201.4	41.5
合 計	484.8	100

出典：UNAIDS 2012～2015 Unified Budget, Results and Accountability Framework

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、1996年にUNAIDSが設立されて以来、その意思決定機関である事業調整理事会の理事国を務めており、積極的にその活動を支援している。

● 邦人職員

2015年5月末現在、専門職以上の邦人職員数は、2名である。

● 日本の財政負担

各国からUNAIDSへの拠出については、義務的な分担金はなく、任意拠出金のみで構成されている。日本からの拠出金は、2014年は131万9,285ドルであり、ドナー29か国中の順位は15位である。

● 主要拠出国一覧

（単位：百万ドル、％）

順位	2013年			2014年		
	国 名	拠出額	拠出率	国 名	拠出額	拠出率
1	米国	42.8	18.5	米国	45.0	19.7
2	スウェーデン	38.9	16.8	スウェーデン	34.6	15.2
3	ノルウェー	30.7	13.3	ノルウェー	29.3	12.9
4	オランダ	26.2	11.3	オランダ	27.2	11.9
5	英国	23.5	10.2	英国	24.4	10.7
6	フィンランド	12.5	5.4	フィンランド	13.1	5.8
7	スイス	11.2	4.8	スイス	11.2	4.9
8	ベルギー	7.3	3.2	デンマーク	8.3	3.6
9	デンマーク	7.0	3.0	オーストラリア	6.7	2.9
10	カナダ	5.0	2.2	ベルギー	5.6	2.5
	合 計	230.8	100	合 計	228.1	100

* 合計は、その他の拠出国を含む。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

・国連合同エイズ計画（UNAIDS）本部：
<http://www.unaids.org/en/>

①9 国連ボランティア計画（UNV:United Nations Volunteers Programme）

1. 設立・経緯・目的

● 設 立

1971年1月1日設立。

● 経緯・目的

国連ボランティア計画（UNV）は、国連開発計画（UNDP）の下部組織として1970年の第25回国連総会決議2659に基づき創設された。

ボランティアの動員やボランティアリズムの推進を通して、持続可能な人間開発を支援し、人種や国籍に関係なくすべての人々に対してその参加の機会を広げること、平和構築や開発支援を行うことを任務としている。

日本の資金協力は1994年以来行われている。

2. 事業の仕組み

● 概 要

UNVの活動分野は農業、教育、難民支援等多岐にわたる。当初は技能・資質に恵まれた若い世代が経済社会のあらゆる分野の活動に参加することにより開発途上国の開発に貢献することを目的としていたが、近年は開発分野にとどまらず、人道援助分野や平和構築分野への貢献も行っており、ボランティアの世代も様々である。これらボランティアは、開発途上国政府や国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連世界食糧計画（WFP）等の国際機関、NGOの要請に応じ、それぞれの国・機関等が実施する活動を支援するためUNVから派遣されるほか、UNVが実施するプロジェクトに派遣される。

その活動資金は、UNDPから供与される資金や、各国の任意拠出金により賄われており、2014年実績は約1億7,000ドルである。

● 審査・決定プロセス

個々の国連ボランティア派遣は各国連組織および被援助国政府の要請に基づいて決定される。またUNVが独自に実施するプロジェクトは、UNVの上部組織であるUNDPおよび他の国連機関、受入政府が実施する活動を支援するのが目的であり、UNVはUNDPおよびその他の国連機関、受入政府と協議の上具体的なプロジェクトを確定し、UNV内部のプロジェクト審査委員会の審査を経て実施の可否を決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

個々の国連ボランティアは、派遣先の国連機関および政府機関により要請された活動を実施する。UNV独自のプロジェクトについては、UNDPはじめ他の国連機関や被援助国政府、NGOと協力して活動を実施する。プロジェクトによってはこれらパートナー組織に活動を一部委託する場合もある。

3. 最近の活動内容

● 概 要

UNVの活動分野は、貧困削減、民主化支援、防災・復興、環境などの開発分野、平和構築、人道支援等多岐にわたる。UNV戦略枠組み2014-2017ではユース、平和構築、基礎的社会サービスへのアクセス確保、コミュニティの環境および防災への強靱性、ボランティアスキームを通じた国家の能力強化の5つを優先分野と位置づけている。また、2012年に発表された国連事務総長の5か年行動計画に基づき「国連ユース・ボランティア・プログラム」の創設がUNVに委ねられた。

● 地域別実績

2014年のUNV地域別派遣実績は以下のとおり。

(単位:人)

地 域*	2014年
アジア・大洋州	643 (10%)
アラブ諸国	965 (15%)
サブサハラ・アフリカ	3,924 (61%)
ラテンアメリカ・カリブ諸国	579 (9%)
欧州・CIS諸国	322 (5%)
合 計	6,433 (100%)

* 地域分類は、UNVの分類による。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、ボランティア活動を通じた人間開発の重要性に鑑み、UNVに対して積極的な資金協力を行っており、

日本は2014年は第2位の拠出。UNVの管理・運営は、国連総会の委託に基づきUNDPにより行われており、その活動状況はUNDP執行理事会において2年に1度審査される。

● 邦人職員

2014年12月末現在において、UNVの専門職以上の邦人職員数は1名である。

● 日本の財政負担（暦年ベース）

日本政府の拠出は、JICA分、特定基金への拠出分を合わせ、2014年は総額約306万ドルとなる。

● 主要拠出国一覧

(単位:百万ドル、%)

順位	2013年			2014年		
	国 名	拠出額	拠出率	国 名	拠出額	拠出率
1	ドイツ	3.6	22	ドイツ	5.3	31
2	ベルギー	3.4	21	日本*1	2.3	13
3	日本*1	2.1	13	スイス	2.1	12
4	スイス	1.7	10	ベルギー	1.7	10
5	韓国	1.4	8	韓国	1.5	9
6	イタリア	0.7	4	フランス	1.5	9
7	スウェーデン	0.7	4	スウェーデン	0.8	4
8	フランス	0.6	4	アイルランド	0.6	3
9	アイルランド	0.6	4	ノルウェー	0.5	3
10	ルクセンブルク	0.5	3	ルクセンブルク	0.5	3
	合 計*2	16.6	100	合 計*2	17.6	100

出典:UNV Annual Report 2014, 2013

*1 日本の拠出額にはJICA分が含まれる。また、特定基金への拠出は含まない。

*2 合計は、その他の拠出国を含む。

● 主な使途を明示した特定基金への拠出、活用状況

(1) 日本は、ボランティアの活用により貧困緩和、平和構築、人道支援を推進し、持続的人間開発のための環境づくりに寄与することを目的として、1994年日本信託基金を設置した。

同基金の下、実施されたプロジェクトの実施国および地域は全世界にわたっている。また、日本信託基金の一部として、日本人ボランティア派遣事業を実施しており、毎年新たな日本人国連ボランティアが世界各地に派遣されている。2014年度は、約26万ドルを基金に拠出した。

(2) 外務省は、2007年度より、平和構築の現場で活躍できる日本およびその他の各国の文民専門家を育成することを目的に、委託事業として「平和構築人材育成事業」を実施している。UNVは、本事業の海外実務研修を担当しており、日本は、本事業に係る経費として、2014年度には約49万9,500ドルを拠出した。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「国連ボランティア計画年次報告書」
（国連ボランティア計画発行）

● ウェブサイト

- ・国連ボランティア計画（UNV）本部：

<http://www.UNV.org>

- ・UNV東京事務所：<http://www.UNV.or.jp>（日本語）

②0 国連人間居住計画 (UN-Habitat: United Nations Human Settlements Programme)

1. 設立・経緯・目的

● 設 立

1978年10月、「国連人間居住センター」として設立。

● 経 緯

1976年の第1回国連人間居住会議で採択された人間居住に関する国際協力計画を実行するための機関として、1977年の第32回国連総会決議32/162に基づき、「国連人間居住センター」としてナイロビに設立された。その後、2001年の第56回国連総会決議56/206に基づき、2002年1月より国連人間居住センターとその意思決定機関である「国連人間居住委員会」は、国連内で独立した事務局を持つ「国連人間居住計画」（UN-Habitat）へと改組、強化された。

日本の同機関への資金協力は1984年以來行われている。

● 目 的

- ・居住問題に関する政策目的、優先順位、および指針を確立し、その実施を促進すること。
- ・国連システム内の人間居住分野の諸活動を調整すること。
- ・地域的または国際的性格を有する居住問題を研究し、その解決策を検討すること。

2. 事業の仕組み

● 概 要

2年に1回開催される管理理事会で決定される方針、政策、事業計画に基づき、地球規模での包括的な調査・広報活動、各国の住宅および居住問題解決に向けた支援として研修、専門家派遣、シェルター建設等を行っている。6年ごとに中期的戦略が策定される。

その活動資金は、国連通常予算と各国および公的機関等からの任意拠出によって賄われている。2014年の拠出金総合計は、約1億7,275万ドルであり、そのうちコア（使

途不特定）拠出金総額は、約1,874万ドルである。

● 審査・決定プロセス

UN-Habitatの事業に関する方針・政策は、2年に1回開催される管理理事会における承認を経て決定され、これに基づき、被援助国政府および他の援助国等との協議を踏まえて具体的なプロジェクトを確定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

事業は、基本的にUN-Habitatが自ら実施する。実施においては、被援助国政府、自治体、住民組織、他の国際機関やNGO等と連携して行っている。

3. 最近の活動内容

● 概 要

1996年、トルコ・イスタンブールにて開催された第2回国連人間居住会議（ハビタットII）において採択された「ハビタット・アジェンダ（世界行動計画）」に基づき、都市の貧困層を支援し、環境に優しく健全で、人々が尊厳を持って生活できる「まちづくり」を推進している。地方自治体を含めたあらゆるレベルの機関や住民組織と協働し、環境や資源に配慮しながら、スラムのない都市の実現およびミレニアム開発目標（MDGs）に掲げる「環境の持続可能性の確保」と、それに続く「持続可能な開発のためのアジェンダ2030」の目標11として掲げられている「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する」の達成に向け、都市の建設・管理・計画など様々な分野で活動している。

2011年に、組織の理念や中期戦略と運営との一貫性を高め、説明責任・透明性の向上を目的とした構造改革が行われ、プログラムの再編成や運営システムが刷新された。新方針では、組織の従来の強みである能力開発やスラムの環境改善等に加え、都市の法整備等の都市開発問題に重点が置かれ、2014年から2019年までの中期戦略にも同様の重点項目が反映されている。

近年では、アフガニスタンやスリランカ等において、住民主体に重点を置いた紛争・災害復興にも積極的に取り組んでいる。

● 地域別実績

2014年の地域別事業実績は、支出額ベースで以下のとおり。

(単位:百万ドル、%)

地 域	2014年	
	金 額	構成比
アジア・太平洋	71.0	36.6
中東・アフリカ	54.2	27.9
中南米	10.8	5.6
欧州	1.7	0.9
地球規模	56.3	29.0
合 計	194	100

● 主な事業

人間居住に関するスラム問題、都市の過密、農村の過疎、都市計画、土地・住宅問題、上下水道、交通、廃棄物処理、建築資材、住宅融資等広範な問題に対し、問題解決のための研究、指針の作成、各国・各国際機関との情報交換、広報活動、研修、専門家派遣、パイロット事業の実施等の活動を行っている。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、1978年の設立以来、意思決定機関である管理理事会（2001年までは国連人間居住委員会）の理事国を務めており、UN-Habitatの政策・方針、予算、事業計画等の決定に関与している。

● 邦人職員

2014年12月末現在、専門職以上の邦人職員数は8名である。

● 日本の財政負担

日本の任意拠出金は、2013年度は約1,060万ドル（うち使途限定拠出は約1,051万ドル）。2014年度は約5,135万ドル（うち使途を定めた拠出は約5,130万ドル）。2014年のUN-Habitatへの拠出金総合計に占める日本の拠出割合は8.3%（第3位、暦年ベース）。

● 主要拠出国等一覧

コア（使途不特定）およびイヤマーク（使途限定）拠出を含めた総拠出状況（暦年ベース）は、以下のとおり。

(単位:百万ドル、%)

順位	2013年			2014年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	日本	46.8	24.2	EU	19.4	11.2
2	EU	26.1	13.5	UNDP	14.5	8.4
3	ノルウェー	14.6	7.6	日本	14.3	8.3
4	米国	12.7	6.6	サウジアラビア	13.1	7.6
5	国連通常予算	11.5	5.9	国連通常予算	11.2	6.5
6	スウェーデン	11.4	5.9	スウェーデン	10.3	6.0
7	UNDP	10.7	5.5	IFAD	8.5	4.9
8	UNHCR	4.9	2.6	UN-OCHA	7.9	4.5
9	オーストラリア	4.5	2.3	ノルウェー	7.6	4.4
10	スペイン	4.5	2.3	アフガニスタン	7.4	4.3
	合 計	193.2	100	合 計	172.7	100

出典:UN-Habitat(暦年)

*1 合計は、その他の拠出国を含む。

*2 合計には繰り越し金等は含まれず、これらを含む「地域別実績」の合計金額とは異なる。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

日本は、1984年から国連人間居住財団に一般目的で任意拠出しており、1995年からは、その拠出金を日本が重要と考える分野に有効に活用するため、一部を特定目的への拠出としている。また、2002年からは、アフガニスタンやイラクにおける紛争後の支援、スリランカ・パキスタン等の自然災害後の支援、スーダンやソマリアにおける平和構築・人道支援など緊急性の高い事業をUN-Habitatを通じて行っている。これは、UN-Habitatの知見、ネットワーク、迅速性等を活かすことにより、日本の二国間ODAを補完できるためである。

このほか、UN-Habitatは人間の安全保障基金を用いたプロジェクトも実施しており、2014年末までにカンボジア、ベトナム、スリランカ、アフガニスタン、ソマリア等における計8件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「State of the World Cities」(UN-Habitat編) 都市および人間居住に関する専門家の意見や最新の統計などをとりまとめている。偶数年に発行。
- ・「Global Report on Human Settlements」(UN-Habitat編) 世界の都市や人間居住に関する現状、傾向等を取りまとめている。奇数年に発行。

- ・UN-Habitatの年次報告書「Annual Report」(UN-Habitat 編)
上記書籍等の入手方法は下記ウェブサイトを参照。

- ウェブサイト
・国連人間居住計画（UN-Habitat）本部：
www.unhabitat.org

②1 国連国際防災戦略 (UNISDR: United Nations International Strategy for Disaster Reduction)

1. 設立・経緯・目的

● 設 立

2002年設立。

● 経緯・目的

国連国際防災戦略（UNISDR）は、2000年第54回国連総会決議（決議219）により2001年まで暫定設置され、2002年第56回国連総会決議（決議195）により正式発足した。

UNISDRは、国際防災戦略を推進する国連の事務局であり、当初は国連機関等が参加する「防災タスクフォース」の事務局という位置付けで発足した。2005年1月に神戸で開催された国連防災世界会議において、2015年までの国際防災戦略である「兵庫行動枠組2005～2015」が採択されたことから、国際社会の防災戦略を推進する事務局という位置付けになった。

日本の資金協力は2004年以来行われている。

UNISDR事務局の任務は、第56回国連総会決議（195）により、国連システム内における防災調整の窓口および国連システム・地域機関の防災活動と社会経済・人道分野における諸活動との連携の確保と定められている。また、兵庫行動枠組採択後の国連事務総長報告（60/180）では、兵庫行動枠組の推進、防災意識の醸成と情報共有、防災グローバル・プラットフォーム会合の支援、国連システム内における防災政策の窓口、国連防災信託基金の管理等をUNISDRの役割として挙げている。

2. 事業の仕組み

● 概 要

兵庫行動枠組の推進、防災意識の醸成と情報共有、防災グローバル・プラットフォーム会合の支援、国連システム内における防災政策の窓口等を行っている。2012～2013年の総収入は約6,343万ドルで総支出額は約6,565万ドル。

● 審査・決定プロセス

UNISDRの正式な意思決定は、国連総会における国際防災戦略決議にて行われる。このほか、年数回開催される

ドナー国協議等を経て事業計画や活動の評価等を行っている。

3. 最近の活動内容

● 概 要

前述「2. 事業の仕組み」の「概要」を参照。

● 主要な事業

2012～2013年の事業ごとの内訳は、「防災の先導と調整」約2,290万ドル（35%）、「信頼できる防災情報」約1,636万ドル（25%）、「啓蒙活動」約1,570万ドル（24%）、「コミュニケーション」約1,112万ドル（17%）等となっている。なおUNISDRは、2015年に仙台市で開催された第3回国連防災世界会議の開催事務局を務めており、本会議にて兵庫行動枠組の後継枠組みとなる「仙台防災枠組2015-2030」が採択された。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本政府はUNISDRが果たす役割の重要性に鑑み、可能な限りの資金協力を行うとともに、UNISDRの活動に示唆を与えるドナー国（援助国）協議等に積極的に参画。

● 邦人職員

2016年1月末現在、邦人職員数は4名である。

● 日本の財政負担（暦年ベース）

日本政府のUNISDRに対する2014年の拠出総額は約490万ドル、UNISDRに対する拠出総額（全政府中）に占める2014年の日本の拠出の割合は13.2%（第2位）。

● 主要拠出国一覧

(単位:百万ドル、%)

順位	2013年			2014年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	EU	7.9	27.2	EU	11.6	31.2
2	スウェーデン	3.8	13.3	日本	4.9	13.2
3	韓国	2.5	8.6	スイス	4.0	10.7
4	オーストラリア	2.2	7.7	スウェーデン	3.8	10.1
5	世界銀行	2.0	7.0	オーストラリア	2.2	5.9
6	フィンランド	1.6	5.5	ドイツ	1.6	4.4
7	スイス	1.4	4.7	米国	1.5	4.0
8	日本	1.3	4.6	韓国	1.5	4.0
9	ドイツ	1.3	4.5	オランダ	1.4	3.7
10	ノルウェー	1.0	3.4	フィンランド	1.1	3.0
	合 計	28.9	100	合 計	37.1	100

* 合計は、その他の拠出国を含む。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「Global Assessment Report」(世界防災白書)
- ・「Annual Report」(年次報告書)

● ウェブサイト

- ・国連国際防災戦略 (UNISDR) 事務局：
<http://www.unisdr.org/>
- ・国連国際防災戦略 (UNISDR) 兵庫事務所：
<http://www.adrc.asia/ISDR/index.html>
- ・防災ウェブ：
<http://www.preventionweb.net/english/>

② ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women:United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women)

1. 設立・経緯・目的

● 設立・経緯

2009年9月、4つのジェンダー関係国連機関、すなわち、国連婦人開発基金 (UNIFEM)、ジェンダー問題事務総長特別顧問室 (OSAGI)、女性の地位向上部 (DAW)、国際婦人調査訓練研修所 (INSTRAW) を統合する新たな複合型機関を設立し、その長を事務次長 (USG) クラスとすることを支持する国連総会決議が採択された。

上記決議を受け、2010年7月、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」(United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women、略称: UN Women) の設立を決定する国連総会決議 (A/RES/64/289) が採択され、2011年1月よりUN Womenは正式に活動を開始した。

● 目 的

UN Womenは、女性・女児に対する差別の撤廃、女性のエンパワーメント、ジェンダー平等の達成を目的とする。また、世界各国におけるジェンダー問題に関する施策や法整備の促進のための協力、婦人の地位委員会をはじめとする政府間交渉による政策・規範の策定の支援、そして国連システム全体のジェンダー問題に対する取組の主導と調整を主な役割としている。

優先分野として、①女性の参画拡大、②女性の経済的エンパワーメント、③女性に対する暴力の撤廃、④平和・安全保障・人道的対応における女性のリーダーシップ、

⑤政策・予算におけるジェンダーへの配慮、⑥グローバルな規範・政策・基準の構築を掲げている。

2. 事業の仕組み

● 概 要

国連加盟国、基金 (UN Womenジェンダー平等のための基金、女性に対する暴力撤廃国連信託基金) や財団、民間企業、NGO、UN Women国内委員会などから活動資金を得て、プログラムの実施と技術支援・資金供与を行い、女性の人権向上、女性に対する暴力撤廃、政策・予算へのジェンダーの視点の組み入れ、政府のジェンダー問題への対策技能や能力の向上を図る取組を行っている。同時に、婦人の地位委員会、国連総会、経済社会理事会、安全保障理事会に対して定期的な情報の提供を行い、ジェンダー平等と機会均等を目指して国連システムとの協働を進めている。

● 意思決定機関

(1) 執行理事会

41か国で構成される執行理事会を置く (アジア10、アフリカ10、中南米6、西欧その他5、東欧4、トップドナー4、非DACドナー2)。理事国の任期は3年。日本は初代執行理事国の一つであり、現理事国 (任期2016年末まで)。

(2) 事務局組織

ニューヨークに本部を置き、事業の実施・監督等の

ため、6つの地域事務所、52の国別事務所（アフリカ21、米州・カリブ海10、アラブ5、アジア・太平洋10、欧州・中央アジア6）を有する。

本部事務局の主要部局には政策・事業局、運営管理部、政府間協議支援・戦略的パートナーシップ局などがあり、UN Women全体では657名（2014年3月現在）の職員が働いている。

初代事務局長は、2013年3月までミCHEル・パCHEレ氏（元チリ大統領）。2013年7月からは、ムランボ＝ヌクカ氏（元南アフリカ副大統領）が二代目事務総長を務めている。

3. 最近の活動内容

● 概 要

2014年は、86か国で国別プログラム（124.8百万ドル）を実施。その他、第4回世界女性会議から20年を迎え、「北京+20」としてフォローアップキャンペーンの実施、またミレニウム開発目標のレビュー、それに続くポスト2015開発アジェンダたる「持続可能な成長のための2030アジェンダ」の議論におけるジェンダー主流化での主導的な役割、男女平等を推進するキャンペーン「HeForShe」等を実施。

● 優先課題領域

- ・女性のリーダーシップと政治参画
- ・女性の経済的エンパワーメント
- ・女性・女児に対する暴力の根絶
- ・平和・安全保障分野における女性の参画
- ・国家の開発計画と予算編成におけるジェンダー平等施策策定の推進

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、UN Womenの設立によって国連におけるジェンダー分野の活動がより効率的・効果的に実施され、これを通じて現場の女性の地位向上とエンパワーメントが目に見える形で実現するよう、UN Womenの活動に積極的に貢献してきた。日本は、設立当初からUN Women執行理事国を務めるとともに、UN Womenに対する財政的支援も行っている。

日本には、1992年から活動しているUN Women日本国内委員会（現名称は、国連ウィメン日本協会）がある（2010年まではユニフェム日本国内委員会）。また、UN Womenが国連グローバル・コンパクト（各企業・団体が責任あ

る創造的なリーダーシップを発揮することによって、社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組みづくりに参加する自発的な取組）とともに推進する「女性のエンパワーメント原則（WEP: Women's Empowerment Principles）」には、多数の日本企業が参加しており、民間セクターや市民社会を含め、UN Womenとの幅広い協力が進められている。

また2012年11月には、パCHEレUN Women 事務局長（当時）が来日し、総理大臣や外務大臣を表敬訪問した。2014年3月、9月には、ムランボ＝ヌクカ現事務局長が来日し、安倍総理大臣や岸田外務大臣を表敬訪問した。さらに、2015年4月には、UN Women日本事務所が東京都文京区に開設された。

● 邦人職員

2015年4月末現在、UN Womenの邦人職員数は8名である。

● 日本の財政負担

日本は前身のUNIFEMに対し、1979年度から継続的に資金協力を行ってきた。コア拠出額は、UN Womenとなった2011年度が45万ドル、2012年度と2013年度がそれぞれ95万ドル、2014年度と2015年度がそれぞれ469万ドル、さらにコア拠出に加え補正予算では、2012年度が100万ドル、2013年度が500万ドル、2014年度は1,400万ドルと大幅に伸ばし、アフリカ・中東地域9か国で主に紛争の影響を受けた女性の保護・支援プログラムに拠出している。

2014年、日本は第10位の拠出金負担国（拠出率は3.8%）である。2014年の拠出順位1位はスウェーデン、2位はフィンランドとなっている。

● 主要拠出国一覧

(単位:百万ドル、%)

順位	2013年			2014年		
	国名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	スウェーデン	35.2	14.7	スウェーデン	34.8	12.3
2	ノルウェー	28.1	11.7	フィンランド	33.3	11.7
3	フィンランド	22.3	9.3	ノルウェー	28.4	10.0
4	英国	19.9	8.3	英国	24.7	8.7
5	オーストラリア	19.0	8.0	スイス	22.1	7.8
6	オランダ	14.8	6.2	オーストラリア	17.2	6.1
7	スイス	14.3	6.0	デンマーク	14.2	5.0
8	カナダ	13.4	5.6	EU	12.4	4.4
9	デンマーク	12.1	5.1	オランダ	11.2	4.0
10	米国	8.1	3.4	日本	10.7	3.8
	日本(23位)	1.9	0.8			
	合 計	238.9	100	合 計	282.9	100

出典:UN Women年次報告(2013、2014)

* 合計は、その他の拠出国を含み、コア・ノンコア拠出の合計額。

5. より詳細な情報

民間レベルにおいては、UNIFEMの活動を支援するため、1992年11月に日本国内婦人団体により「ユニフェム日本国内委員会」(特定非営利活動法人)が設立された(現在は「国連ウィメン日本協会」〈参考サイト: <http://www.unwomen-nc.jp/>〉)。

● ウェブサイト

- ・ UN Women本部サイト: www.unwomen.org
(英語、フランス語、スペイン語)

② 紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所 (SRSG-SVC : The United Nations Office of the Special Representative of the Secretary-General on Sexual Violence in Conflict)

1. 設立・経緯・目的

● 設 立

2010年4月、初代・紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表 (SRSG-SVC) の就任に伴い設立。

● 経 緯

- (1) 紛争下の性的暴力に係る安保理決議第1888号 (2009年9月) に基づき、事務総長により、マルゴット・ウォールストローム初代SRSG-SVC (スウェーデン) が任命される。2012年6月、事務総長は、ザイナブ・ハワ・バンゲーラ現SRSG-SVC (シエラレオネ) を任命 (安保理決議第1888号による)。
- (2) 2009年11月、安保理決議第1888号に基づき、紛争下の性的暴力に対する国連アクションの運営委員会が国連PKO部局 (DPKO)、国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) および国連開発計画 (UNDP) に対して、法の支配・紛争下の性的暴力専門家チーム (ToE ROL/SVC : UN Team of Experts on the Rule of Law/Sexual Violence in Conflict) の設立のため共同責任機関となるよう要請。同決議により、事務総長に対して、武力紛争下の性的暴力に特に関係する地域に専門家チームを早急に派遣するよう要請があり、2011年、ToEが設立された。

● 目 的

国連の機関横断的なイニシアティブである「紛争下の性的暴力に対するUNアクション」等を通じて、既存の国連の調整メカニズムを強化し関係機関の協力を促進しつつ、対象国の軍、司法関係者を含む政府と市民社会に政策提言を行い、紛争下の性的暴力の問題解決に指導的な役割を果たすことを目的としている。

2. 事業の仕組み

● 概 要

紛争下の性的暴力の終焉に向けた政治的なアドボカシーに加え、不処罰の文化の終焉と説明責任の確保のために、法整備、性的暴力の被害者の保護メカニズムの構築、捜査と訴追能力向上など司法・警察・軍を含めた政府の能力強化プロジェクトを実施する。

紛争下の性的暴力SRSGおよび同事務所の活動資金は、基本的には国連の通常予算でまかなわれている。ToEについては、主にドナー (日本を含む国連加盟国) による任意拠出から活動資金を得ている。

● 意思決定機関

ToEは、プロジェクト形成を担当し、現場で活動する主な支援機関である国連カントリーチームと緊密に連携を取る。SRSG-SVCがプロジェクトを最終決定するが、そ

の過程では、UNアクション傘下の国連諸機関のトップなどと意見交換を行う。SRSG-SVC事務所は、年1回、安保理に活動報告を行っている。

- (1) 紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表 (Special Representative of the Secretary-General on Sexual Violence in Conflict、事務次長レベル)

紛争下の性的暴力担当SRSGの役割は、対象国の政府高官と交渉し、政治的なコミットメントを引き出し、対象国の取組を支援するために国際社会の支援を獲得することである。UNアクションの議長も務める。

- (2) 紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所 (The Office of the Special Representative of the Secretary-General on Sexual Violence in Conflict)

紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表が紛争下の性的暴力の分野における国連の指導的な役割を代表し、政治的アドボカシーを行うことをサポートする。紛争下の性的暴力担当SRSG事務所の6つの主要な優先的課題は、①紛争関連の性的暴力に対する不処罰の終焉、②補償を得るための女性のエンパワメント、③政治的オーナーシップの動員、④レイプに対する認識強化、⑤国連における対応の調和化、⑥国家のオーナーシップの強調、である。

- (3) UNアクション (UN Action Against Sexual Violence in Conflict Secretariat)

紛争下の性的暴力終焉のため、13の国連機関の取り組みを調整し、強化することを目的とする国連の組織 (2007年設立)。被害者の支援および各国の性的暴力予防の努力支援も行う。活動の3つの柱は、①国レベルの行動のネットワーク化と調整の支援 (UNカントリー・チームや平和維持軍との協働戦略)、②公衆の意識を高めるアドボカシー、③性的暴力に対する国連とパートナーによる効果的な対応に関する知識の集約、となっている。

- (4) 法の支配・紛争下の性的暴力専門家チーム (ToE ROL/SVC : UN Team of Experts on the Rule of Law/ Sexual Violence in Conflict)

DPKO、OHCHRおよびUNDPからの各1名の高官から成るToE諮問グループが、ToEによる活動への戦略的アドバイスの提供、活動地域の提案、専門家名簿の管理に関するアドバイスの提供等を行っている。ToEを構成する6名 (2014年末現在) の専門家は、対象国を訪問して幅広い分野の関係者と面談し、紛争下の性的暴力撤廃に向けたニーズと現実の支援とのギャップを指

摘した上で対処の方法について助言する。ギャップへの対処については、第一義的には対象国政府が行うが、これが難しい場合は国連機関やNGOが、それでも解決しない場合はToEが対応することとなる。

3. 最近の活動内容

● 概要

2012年および2013年の紛争下の性的暴力担当SRSG事務所の活動規模は、それぞれ約220万ドル、約324万ドルとなっている。職員数は2014年末時点で10名である。

● 主要な事業

- ・紛争に関連した性的暴力に関するトレーニング
- ・紛争下の性的暴力に特化した早期警戒指標の開発
- ・停戦合意や和平協定の中での紛争に関連した性的暴力への取組
- ・性的暴力撲滅のための包括的戦略の構築
- ・国家の能力強化を含むサービスへのアクセスの改善と拡大
- ・保護と予防の強化

● 優先地域

優先的に活動を行っている国は、コートジボワール、コンゴ民主共和国、スーダン、中央アフリカ共和国、南スーダン、コロンビアとボスニア・ヘルツェゴビナの7か国である。他にもカンボジアやシリアで活動を行っている。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、紛争下の性的暴力は看過できない問題であるとの立場から、バンクーラ紛争下の性的暴力担当SRSGとの連携を重視し、積極的に支援している。2014年、コンゴ民主共和国およびソマリアにおける案件に215万ドルの財政支援を行い、第1位のドナーとなった。

● 邦人職員

2014年6月末現在、紛争下の性的暴力SRSG事務所に邦人職員はいない。

● 日本の財政負担

日本は、2014年 (2013年度補正予算)、同事務所へ初の拠出を行った。具体的には、コンゴ民主共和国における性的暴力の不処罰への対応および司法制度強化 (185万ドル) とソマリアにおける性的暴力に関する法制度改革 (30万ドル) に支援を行った。

2014年の拠出第1位は日本、第2位はスウェーデンとなっている。

2015年（2014年度補正予算）にはコンゴ民主共和国および中央アフリカの案件に対し255万ドルを拠出した。

● 主要拠出国一覧

(単位:千ドル、%)

順位	2013年			2014年		
	国名	拠出額	拠出率	国名	拠出額	拠出率
1	スウェーデン	1,617	50	日本	2,150	50
2	英国	1,182	36	スウェーデン	1,530	35
3	ベルギー	331	10	英国	427	10
4	エストニア	68	2	フィンランド	150	4
5	トルコ	50	2	エストニア	62	1
	合 計	3,248	100	合 計	4,319	100

出典:紛争下の性的暴力担当SRSG事務所

*1 合計は、コア・ノンコア拠出の合計額。

*2 プログラムを実行するToEIに対する拠出額。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・ Team of Experts Annual Report 2013 (ToE発行)

● ウェブサイト

- ・ SRSG-SVC本部サイト:

<http://www.un.org/sexualviolenceinconflict/>

(英語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語)

2 国際開発金融機関

① 世界銀行(国際復興開発銀行<IBRD: International Bank for Reconstruction and Development>)および国際開発協会<IDA: International Development Association>)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

国際復興開発銀行（IBRD）は、1946年6月に業務を開始。日本は1952年に加盟。国際開発協会（IDA）は、1960年9月に設立され、日本は同年12月から加盟している。

● 経緯・目的

IBRDは、第二次世界大戦後、ブレトン・ウッズ協定の下で、国際通貨基金（IMF）とともに設立された。IBRDの当初の目的は、戦争破壊からの復興と開発途上国における生産設備および生産資源の開発であるが、最近は、開発途上国の貧困緩和と持続的成長のための支援を業務の目的としている。2015年6月末現在188か国が加盟している。

IDAは、IBRDが準商業ベースで貸付を行っているのに対して、そうした条件で借入が困難な低所得国に対して、より緩和された条件で融資および贈与を行うことを主たる業務としている。2015年6月末現在173か国が加盟している。

2. 事業の仕組み

● 概要

IBRDおよびIDAは、開発途上国の貧困削減に向けた努力を支援することを目的とし、これらの国々における持続的成長、人々の生活水準の向上に資するプロジェクトやプログラムの実施に対して、主に貸出による支援を行うとともに、専門的見地から政策アドバイスをを行っている。

IBRDの事業資金は、市場からの資金調達により賄われており、2015世銀年度（2014年7月～2015年6月）の中長期の資金調達額は約580億ドルとなっている。IDAの事業資金は、先進加盟国からの出資金、IBRDの純益移転等により賄われており、おおむね3年に1度、出資国による増資交渉が行われる。

● 審査・決定プロセス

IBRD・IDAは、各国のマクロ経済調査、セクター調査等の各種調査を行い、その国の開発課題に対する世銀の分析である体系的国別診断（SCD）を作成した後、同国政府機関および他の援助機関と協議の上で国別パート

ナーシップフレームワーク（CPF）を策定し、支援の重点方針、援助すべきプログラム案を決定する。その後、支援戦略との整合性、貧困緩和・経済発展への貢献度、周辺環境への影響等を勘案し、借入国政府や他の援助機関との対話を行いつつ具体的な支援プロジェクト・プログラムを決定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の実施は、借入国自身が行っており、IBRD・IDAはこれら事業が円滑に実施されるようモニタリングを行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

2015世銀年度（2014年7月～2015年6月）の貸付・融資承認総額は、IBRDが約235億ドル、IDAが約190億ドルとなっている。

● 地域別・分野別実績

IBRD・IDAの地域別・分野別の貸付・融資承認実績は以下のとおり。

2015世銀年度のデータ：

地域別実績		(単位:億ドル)	
地	域	IBRD	IDA
東アジア・大洋州		45.4	18.0
南アジア		21.0	57.6
サブサハラ・アフリカ		12.1	103.6
中東・北アフリカ		32.9	2.0
中南米・カリブ諸国		57.1	3.2
欧州・中央アジア		66.8	5.3
合	計	235.3	189.7

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

分野別実績

(単位:億ドル)

分 野	IBRD・IDA
法務・司法・行政	81.8
金融	40.5
運輸	51.5
保健その他のサービス	66.5
エネルギー・鉱業	45.1
産業・貿易	23.1
教育	35.3
農業・漁業・林業	30.3
上下水・治水	47.6
情報・通信	3.2
合 計	424.9

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、貸付・融資の承認等の日常業務の意思決定は2015年6月末現在、25名の理事（任命理事5名、選任理事20名）から成る理事会で行われており、日本からは任命理事として単独で理事が選出されている。

● 邦人職員

2015年6月末現在、IBRD・IDAの専門職員・任期付職員4,272名のうち日本人職員数は139名である。

● 日本の財政負担

IBRD資本金約2,772億ドル（授權資本ベースでは約2,784億ドル）のうち、日本の出資額は約200億ドル（出資率約7.2%）であり加盟国中第2位。また、IDAの資本金約2,447億ドルのうち日本の出資額は約432億ドル（出資率約17.6%）であり、加盟国中第2位である。

※IBRDについては、2011年3月に決定された増資に係る手続きが各国とも完了した場合のもの。IDAについては、2015年6月末の最新の年次報告書に基づいたもの。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

(1) 開発政策・人材育成基金

(PHRD Fund: Policy and Human Resources Development Fund)

2014年度拠出 約71億円

使途: PHRD基金への資金拠出は、途上国における開発政策の策定・実施と人材育成、世界銀行グループへの日本人職員派遣、および日本と世界銀行グループのパートナーシップ強化等を通じて、途上国の持続的発展の促進、国際機関における日本のプレゼンス向上、および日本の知見の世界銀行の援助方針への反映を目的とするもの。

(2) 日本社会開発基金

(JSDF: Japan Social Development Fund)

2014年度拠出 約39億円

使途: JSDFへの資金拠出は、途上国の貧困層・社会的弱者に対する直接的支援や、その担い手となるNGO等に対する能力強化を通じて、途上国の社会開発・貧困削減の促進を目的とするもの。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「年次報告」

1年間の開発途上国援助活動を地域別・課題別にとりまとめているほか、各地域への貸付・融資等データを分野別に掲載している。例年10月ごろに発行されており、世界銀行東京事務所にて入手が可能である。また、ウェブサイトにも掲載されている。

● ウェブサイト

・世界銀行 (IBRD、IDA) 本部:

<http://www.worldbank.org>

・世界銀行 (IBRD、IDA) 東京事務所:

<http://www.worldbank.org/ja/country/japan>

② 国際通貨基金 (IMF: International Monetary Fund)

1. 設立・経緯・目的

● 設 立

国際通貨基金 (IMF) は、1944年7月、米国ブレトン・ウッズにおいて開催された連合国通貨金融会議において調印された国際通貨基金協定 (1945年12月発効) に基づき、1946年3月から業務を開始している。日本は1952年に加盟している。

● 経緯・目的

IMFの目的は、国際通貨協力の促進、国際貿易の拡大とバランスの取れた成長の促進、為替安定の促進、多国間決済システム確立の支援、および国際収支上困難に陥っている加盟国への一般資金の提供である (協定第1条)。

2015年7月現在の加盟国数は188か国である。

2. 事業の仕組み

● 概 要

具体的活動としては、①国際収支危機を未然に防ぐために行う、加盟国のマクロ経済・為替政策や世界全体・各地域の経済・金融情勢等に関するサーベイランス（監視）、②加盟国の国際収支調整および経済構造調整のための融資、③加盟国財政金融制度の整備や統計作成のための技術支援等が挙げられる。

● IMFによる国際収支支援の標準的な審査・決定プロセス

被支援国が、IMFと協議しつつ経済調整プログラムを策定し、理事会においてこのプログラムおよび融資の内容を審査の上、承認がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

原則として、承認と同時に一定額が引き出し可能となり、その後は、IMFが被支援国のプログラム履行状況を定期的に審査し、その結果に応じて資金が引き出し可能となる。

3. 最近の活動内容

● 概 要

アジア通貨危機や2008年秋以降の金融経済危機を踏まえ、グローバル化に伴う環境の変化に対応するために、国際通貨システムを強化する種々の取組を行っている。特に2008年以降、危機に陥った各国に多額の資金支援が実施されただけでなく、危機予防の観点からIMFの融資制度の改革が行われ、政策運営の健全な加盟国に対しては引き出しに際しての条件を課すことなく一度に多額の資金を支援できる制度が整えられた。また、2010年末に決定された包括的なIMF改革の中で、資金基盤を強化するためにクォータ（出資割当額）を倍増させることに加盟各国が合意した。さらに、欧州債務問題等に対応するため、2012年4月に日本が非ユーロ圏の国として先陣を切って600億ドルの資金貢献を表明したが、その後各国からの貢献表明もあり、6月のG20ロスカボス・サミットにおいて4,500億ドルを上回る規模のIMF資金基盤強化が合意された。

IMFの機能強化については、貿易・金融相互の関係の深まりや、国境を越えた波及効果の拡大などの世界経済の発展と変容に対応するため、サーベイランスの強化を図るための新たな指針「統合サーベイランス決定」が2012年に採択された。

組織のあり方については、IMFにおける新興国・途上国の発言権を強化するため、2010年末の包括的改革（米

国において議会承認が得られておらず、受諾が完了していないため、発効要件を満たしておらず、未発効）において、出資割合の6%以上を経済成長の著しい新興国・途上国に移転すること、全理事を選任制とすることなどが合意された。

低所得国に対しては、譲許的な条件による融資（PRGT融資）を実施している。世界金融危機を受けて低所得国向け融資制度改革が行われ、利用限度額の倍増、譲許性の拡大、従来の中長期的な国際収支問題への支援制度に加え、短期的な問題を支援する制度の創設等が行われた。

● 地域別実績

①IMF通常融資（一般資金の引き出し）

（単位：百万SDR）

地 域	2013年		2014年	
	国 数	金 額	国 数	金 額
アジア	—	—	—	—
中東・北アフリカ	3	1,245	5	2,488
サブサハラ・アフリカ	1	7	1	3
欧州	6	12,072	6	7,956
西半球	3	205	2	186
合 計	13	13,528	14	10,634

出典：IMFウェブサイト

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

②PRGT（貧困削減・成長トラスト）融資

（単位：百万SDR）

地 域	2013年		2014年	
	国 数	金 額	国 数	金 額
アジア	2	293	3	101
中東・北アフリカ	—	—	1	49
サブサハラ・アフリカ	17	465	14	388
欧州	1	27	0	—
西半球	3	13	3	9
合 計	23	798	21	547

出典：IMFウェブサイト

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

IMFは各加盟国の総務（代表）により構成される総務会（年1回開催、2012年は東京にて開催）を最高意思決定機関とし、日本は財務大臣が総務に任命されている。総務会に対しては、国際通貨金融委員会（日本総務を含む24名がメンバー、年2回開催）が勧告・報告を行っている。なお、日常業務の決定（融資の承認等）は日本を含む5か国からの任命理事と19名の選任理事からなる理

事会で行われている。

日本はIMFに加盟した1952年以降現在まで理事国を務めている（1970年以降は任命理事となっている）。

● 邦人職員

IMFのスタッフは、各国理事室職員を除いて2015年4月30日現在2,617名（マネジメント5名、専門職2,158名、補助職454名）となっている。マネジメントおよび専門職2,163名のうち邦人職員は55名。主な邦人幹部職員では、古澤満宏氏が副専務理事を務めている。

● 日本からの出資

2015年7月現在、日本の出資額は156億2,850万SDR、出資率は約6.6%であり、米国に次いで加盟国中第2位。

● 主な使途を明示した特定信託基金への拠出、活用状況

IMFの特定活動に係る日本管理勘定

（Japan Subaccount for Selected Fund Activities）

2013年度拠出 約30.0億円

2014年度拠出 約29.7億円

使途：技術支援（金融セクター改革、統計整備、税制改革等に関する専門家の派遣・セミナーの実施）および奨学金制度（アジア・太平洋の開発途上国の人材育成等）への支援。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「Annual Report of the Executive Board」

IMFの年次報告。例年総会の開催される秋ごろに発行。

● ウェブサイト

・国際通貨基金（IMF）本部：<http://www.imf.org>

・国際通貨基金（IMF）アジア太平洋地域事務所：
<http://www.imf.org/external/oap/jpn/indexj.htm>

③ アジア開発銀行（ADB: Asian Development Bank）

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1963年に開催された第1回アジア経済協力閣僚会議において、アジア開発銀行（ADB）の設立が決議され、1966年に発足。日本は設立準備段階より参画しており、原加盟国である。

● 経緯・目的

ADBは、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP、旧称ECAFE）の発案により、アジア・太平洋地域における経済成長および経済協力を助長し、地域内の開発途上国の経済開発に貢献することを目的として設立された（本部マニラ）。2014年12月末現在、67の国および地域が加盟しており、日本を含む域内加盟国は48か国、域外加盟国数（米国、欧州等）は19か国となっている。歴代総裁はすべて日本人であり、2014年12月現在の総裁（第9代目）は中尾武彦氏である。

2. 事業の仕組み

● 概要

ADBの主な機能は、①開発途上加盟国に対する融資等、②開発プロジェクト・プログラムの準備・執行のための技術支援および助言、③開発目的のための公的・民間支援の促進、等である。

ADBの財源には、中所得国向けに準市場金利による融

資を行う「通常資本財源（OCR）」と、低所得国向けに緩和された条件で融資等を行う「アジア開発基金（ADF）」がある。

● 審査・決定・実施のプロセス

ADBが融資借入国との協議の上、プロジェクト・プログラムを策定し、理事会において審査、決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

ADBが事業を実施している。

3. 最近の活動内容

● 概要

ADBは、2008年から2020年までのADBの長期的な戦略目標を定めた「Strategy2020（2008年4月策定）」において、アジア・太平洋地域の貧困削減を最重要目標に設定し、包括的経済成長、環境面で持続可能な成長、地域統合を中心戦略として掲げている。2013年の融資承認額はOCRが102億ドル、ADFが30億ドル、2014年はOCRが102億ドル、ADFが27億ドルとなっている。

なお、分野別実績は以下のとおり（OCR+ADF）。

（単位：百万ドル、％）

部 門	2013年		部 門	2014年	
	金額	構成比		金額	構成比
エネルギー	3,476	26.3	運輸・情報通信技術	3,825	29.6
運輸・情報通信技術	3,423	25.9	エネルギー	2,513	19.5
マルチセクター	1,502	11.4	上水道都市インフラ	1,736	13.4
上水道都市インフラ	1,414	10.7	公共政策	1,559	12.1
公共政策	1,090	8.3	金融	1,060	8.2
農業・天然資源	695	5.3	農業・天然資源	983	7.6
金融	560	4.2	教育	786	6.1
保健・社会保障	520	3.9	工業・貿易	458	3.5
教育	490	3.7	マルチセクター	—	—
工業・貿易	24	0.2	保健・社会保障	—	—
合 計	13,193	100	合 計	12,920	100

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

国別実績は以下のとおり（OCR+ADFの上位10か国）。

（単位：百万ドル、％）

2013年			2014年		
国 名	金額	構成比	国 名	金額	構成比
インド	2,360	17.9	インド	2,835	21.9
中国	2,035	15.4	中国	1,820	14.1
パキスタン	1,497	11.3	パキスタン	1,383	10.7
インドネシア	1,014	7.7	ベトナム	1,149	8.9
フィリピン	872	6.6	フィリピン	975	7.5
バングラデシュ	872	6.6	バングラデシュ	968	7.5
ベトナム	775	5.9	インドネシア	554	4.3
ウズベキスタン	691	5.2	スリランカ	532	4.1
ミャンマー	635	4.8	ネパール	325	2.5
スリランカ	378	2.9	ウズベキスタン	300	2.3
その他	2,064	15.6	その他	2,078	16.2
合 計	13,193	100	合 計	12,919	100

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成され

る総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、融資の承認等日常業務の意思決定は12名の理事（域内国8名、域外国4名）から成る理事会で行われており、日本からは単独で理事が選出されている。

● 邦人職員

専門職員1,058名のうち、日本人職員は150名（2014年12月末現在）で、最多人数。

● 日本の財政負担

OCRのうち、日本の出資割合は15.6%であり、米国とならび加盟国中第1位。2014年12月末現在、OCR1,531億ドルのうち、日本の出資額は240億ドル。このうち、実際の払込額は約5%。また、ADF313億ドルのうち、日本の拠出額は120億ドル（拠出率38.3%）であり、加盟国中第1位。

※OCRについては、第5次増資に係る手続きが各国とも完了した場合のもの。ADFについては、2014年12月末の最新の年次報告書に基づいたもの。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

・ 貧困削減日本基金

（JFPR：Japan Fund for Poverty Reduction）

2014年度拠出 約48億円

使途：ADBの加盟途上国における開発プロジェクト、プログラムの策定・実施の促進等に必要な技術支援、小規模な貧困削減プロジェクト、NGOによる貧困削減活動等の支援などを実施。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・ 年次報告

1年間の開発途上国援助活動を国別・課題別にとりまとめているほか、域内開発途上国のデータを掲載している。例年5月に発行されており、ADB駐日事務所に入手可能。また、ウェブサイトにも掲載されている。

アジア開発銀行（ADB）本部：<http://www.adb.org>

④ アフリカ開発銀行（AfDB: African Development Bank）

1. 設立・経緯・目的

● 設 立

アフリカ開発銀行（AfDB）は1964年にアフリカ諸国のみにより設立された。その後、域外の国への開放を受け、日本は1983年に加盟した。

一方、アフリカ開発基金（AfDF）は1973年に設立され、

日本は原加盟国である。

● 経緯・目的

AfDBは、アフリカ地域の開発途上国の経済的・社会的開発を促進することを目的として設立された。本部は、コートジボワール・アビジャン（2003年以来、チュニジア・チュニスに暫定的に移転していたが、2014年夏、アビジャン

ンに復帰)。2014年12月末現在で79か国が加盟している。アフリカの全53か国、また域外から26か国が加盟している。

AfDFは、IBRDに対するIDAに相当しており、AfDBが準商業ベースで貸付を行っているのに対し、AfDFはそうした条件での借入が困難な国に対して、より緩和された条件で融資を行うとともに、債務が持続可能でないと認められる国に対しては、無償資金による協力を行っている。2014年12月末現在、27か国（域外国26か国、南アフリカ共和国）およびAfDBが加盟している。

2. 事業の仕組み

● 概 要

主な機能は、①域内加盟国に対する資金の貸付、②開発プロジェクト・プログラムの準備・執行のための技術支援および助言業務等である。

AfDBは、各種格付会社から最高の格付（AAA）を受けた機関として、先進国政府および世界銀行等類似の国際開発金融機関とほぼ同一の条件で国際資本市場から資金を調達し、域内加盟国に転貸している。これに対してAfDFは、ドナーによる出資金および貸付先国からの元利返済金等を使って、緩和された条件で融資業務および贈与を行っている。

● 審査・決定プロセス

借入国と協議の上、プロジェクト・プログラムを策定し、理事会において審査・決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

借入国が案件を実施し、AfDB（AfDF）はモニタリングを行っている。

3. 最近の活動内容

● 概 要

AfDBの資金供与先は、政府保証を付して行われる公的セクター部門と、政府保証を付さずに地方公共団体や公的企業・民間企業に対して行われる民間セクター部門とに大別される。一方、AfDFの資金供与は、すべて政府保証付で行われている。

2013年の融資等総額は承認ベースで、AfDBが22.0億ドル、AfDFが32.4億ドル、2014年はAfDBが42.1億ドル、AfDFが23.0億ドルである。

なお、部門別の融資等承認額は以下のとおり（AfDB、AfDFの合計）。

（単位：百万ドル、％）

部 門	2013年		部 門	2014年	
	金額	構成比		金額	構成比
輸送	1,768.5	32.2	エネルギー	1,912.8	29.3
エネルギー	876.4	16.0	輸送	1,331.0	20.4
マルチセクター	691.8	12.6	金融	1,168.8	17.9
農業・農村開発	660.2	12.0	農業・農村開発	707.5	10.8
社会セクター	515.5	9.4	社会セクター	531.6	8.1
合 計	5,484.1	100	合 計	6,519.7	100

*1 ナイジェリア信託基金(NTF)分を含む。

*2 合計は、その他の部門を含む。

国別融資等承認額は以下のとおり（AfDB、AfDFの合計）。

（単位：百万ドル、％）

2013年			2014年		
国 名	金額	構成比	国 名	金額	構成比
ナイジェリア	632.3	11.5	ナイジェリア	1,387.8	21.3
ケニア	368.8	6.7	アンゴラ	959.3	14.7
モロッコ	315.1	5.7	南アフリカ	341.4	5.2
ナミビア	307.0	5.6	モロッコ	336.5	5.2
コンゴ民主共和国	285.6	5.2	ケニア	275.4	4.2
合 計	5,484.1	100	合 計	6,519.7	100

*1 ナイジェリア信託基金(NTF)分を含む。

*2 合計は、その他の国を含む。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、AfDBにおける融資承認等の日常業務の意思決定は20名の理事（域内13名、域外7名）から成る理事会で行われており、日本からも常時、理事が選任されている。

● 邦人職員

専門職員1,263名のうち日本人職員9名（2014年12月末現在）。

● 日本の財政負担

AfDBの資本金970億ドル相当額のうち、日本の出資額は51億ドル相当額（出資率5.5％）であり、域外国中第2位。また、AfDFの資本金361億ドル相当額のうち、日本の出資額は38億ドル相当額（出資率10.6％）であり、第1位である。（原公表金額単位はUA（2014年1UA＝1.44881ドル））※両機関とも、2014年12月末の最新の年次報告書に基づいた累積額。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

・アフリカ民間セクター支援基金

2014年度拠出 約6.0億円

使途：アフリカの民間セクター開発に関する日本とAfDBとの共同イニシアティブ（EPSA for Africa）の下、2006年にAfDB内に設置されたグラント支援基金。投資環境の構築、金融システム強化、インフラの構築、中小零細企業開発の促進、貿易の促進に係る技術支援を実施。

・開発政策・人材育成基金

2014年度拠出 約1.6億円

使途：AfDBグループの域内開発途上加盟国における開発プロジェクトの策定・実施の促進に必要な技術協力や人材育成等のために、AfDB内に設置されたグラント支援基金。

か、域内加盟国のデータを掲載している。例年、年次総会に合わせて6月に発行され、ウェブサイトにも掲載されている。

・「アフリカ開発報告（African Development Report）」

年次報告と対をなす文書であり、アフリカを取り巻く様々な開発上の課題について、分析が行われている。

・「アフリカ経済見通し（African Economic Outlook）」

IMFのWorld Economic Outlookのアフリカ版として、毎年、年次報告に合わせ、OECDと共同出版。

● ウェブサイト

・アフリカ開発銀行（AfDB、AfDF）本部：

<http://www.afdb.org>

域内加盟国に対する支援活動に係る最新情報や職員の募集情報、開発政策に係る各種詳細情報を提供している。

・アフリカ開発銀行アジア代表事務所：

<http://www.afdb-org.jp/japan/>（日本語）

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「年次報告」

1年間の業務内容を国別・課題別にとりまとめているほ

⑤ 米州開発銀行（IDB: Inter-American Development Bank）

1. 設立・経緯・目的

● 設 立

米州開発銀行（IDB）は1959年に設立。日本は1976年から他の域外国と共に加盟した。

● 経緯・目的

中南米およびカリブ海諸国地域の開発途上国の経済的・社会的開発を促進することを目的として設立された（本部ワシントン）。2014年12月末現在48か国が加盟している。そのうち米州地域から28か国（26の中南米諸国と米国およびカナダ）、また域外のメンバー国として欧州、中東（イスラエル）、アジア（日本、韓国、中国）から20か国が加盟している。

2. 事業の仕組み

● 概 要

主な機能は、①開発途上加盟国に対する資金の貸付、②開発プロジェクト・プログラムの準備・執行のための技術支援および助言業務等である。

財源には、比較的所得の高い開発途上加盟国に準商業ベースで貸付を行うのに使用される「通常資本（OC）」と、

低所得国向けに緩和された条件で貸付を行うのに使用される「特別業務基金（FSO）」がある。

● 審査・決定プロセス

借入国と協議の上、プロジェクト・プログラムを策定し、理事会において審査・決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

借入国が案件を実施し、IDBはモニタリングを行っている。

3. 最近の活動内容

● 概 要

近年、域内の経済統合を促進するための支援を行うとともに、中南米およびカリブ海諸国地域の民間部門の発展のために、民間部門のビジネス環境改善等に力を入れている。

2013年の融資等総額はOCが133億ドル、FSOが2.5億ドル、2014年はOCが127億ドル、FSOが3.0億ドルである。

なお、分野別融資等実績は以下のとおり（上位5部門）。

（単位：百万ドル、％）

部 門	2013年		部 門	2014年	
	金額	構成比		金額	構成比
運輸	2,804	20.0	金融市場	2,547	18.4
行政改革	2,319	16.6	運輸	2,355	17.0
金融政策	1,614	11.5	行政改革	2,227	16.1
社会投資	1,527	10.9	保健	1,268	9.2
貿易	1,223	8.7	水・衛生	1,138	8.2
合 計	13,998	100	合 計	13,843	100

* 合計は、その他の部門を含む。

国別融資等承諾額は以下のとおり（OC、FSO他の合計 / 上位5か国）。

（単位：百万ドル、％）

2013年			2014年		
国 名	金額	構成比	国 名	金額	構成比
ブラジル	3,387	24.2	ブラジル	2,948	21.3
メキシコ	2,096	15.0	メキシコ	2,475	17.9
アルゼンチン	1,264	9.0	ペルー	1,176	8.5
コロンビア	1,054	7.5	エクアドル	1,081	7.8
ウルグアイ	782	5.6	コロンビア	951	6.9
合 計	13,998	100	合 計	13,843	100

* 合計はその他の国を含む。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、融資の承認等の日常業務の意思決定は14名の理事（域内11名、域外3名）から成る理事会で行われており、日本からも常時、理事が選任されている。

● 邦人職員

専門職員1,754名のうち日本人職員18名（2014年12月末現在）。

● 日本の財政負担

OC約1,709億ドルのうち、日本の出資額は約85.5億ドル（出資率約5.0％）であり、域外国中第1位。また、FSO約102億ドルのうち日本の拠出額は約6.2億ドル（拠出率約6.1％）であり、域外国中第1位である。

※OCについては、第9次増資に係る手続きが各国とも完了した場合のもの。FSOについては、2014年12月末の最新の年次報告書に基づいたもの。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

2014年度拠出 約7.1億円

使途：IDB加盟途上国による貧困削減努力を支援することを目的として、地域社会レベルにおける小規模基礎的インフラ、基礎的社会サービスの供与、零細企業支援、貧困削減・社会開発に取り組むローカルNGOおよびコミュニティの能力強化を支援。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「年次報告」

1年間の開発途上国援助活動を国別・課題別にとりまとめているほか、域内開発途上国のデータを掲載している。例年4月に発行されており、IDB本部にて入手が可能である。また、ウェブサイトにも掲載されている。

● ウェブサイト

・米州開発銀行（IDB）本部：<http://www.iadb.org>

途上国支援活動にかかわる最新情報や職員の募集情報、開発政策に係る各種詳細情報を提供している。

・IDBアジア事務所：

<http://www.iadb.org/en/asia/idb-office-in-asia,1226.html>

⑥ 欧州復興開発銀行

(EBRD: European Bank for Reconstruction and Development)

1. 設立・経緯・目的

● 設 立

欧州復興開発銀行（EBRD）は、1991年に設立。日本は1991年の設立時に加盟している。

● 経緯・目的

1989年のベルリンの壁崩壊等により加速化された、中

東欧諸国における民主主義、市場経済への移行を支援する銀行の必要性が提唱されたことを受け設立された。2014年12月末現在で64か国およびEU、欧州投資銀行（EIB）が加盟。

2. 事業の仕組み

● 概 要

主な機能は、支援対象国のプロジェクトに対する融資、出資、保証と、体制移行プロジェクト・プログラムの準備・執行や、投資環境整備のための技術協力および助言業務である。なお、投融資等の60%以上は民間部門向けでなければならない。

財源は、加盟国の出資金（払込資本）に加え、市場からの資金調達により賄われている。

● 審査・決定プロセス

各国のマクロ経済調査、セクター調査、マーケット調査等の各種調査を行った上で国別戦略を策定し、支援の重点分野を決定する。その後、国別戦略との整合性、体制移行への貢献度、周辺環境への影響等を勘案し、民間事業者や他の投資家、受入国政府との対話を行いつつ、プロジェクト・プログラムを策定し、理事会において審査・決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

プロジェクトの実施は、支援の受入側が行っており、EBRDはこれら事業が円滑に実施されるようモニタリングを行っている。

3. 最近の活動内容

● 概 要

EBRDの融資は市場金利ベースで実施されており、融資等の承認額は2013年が85.0億ユーロ、2014年が88.5億ユーロとなっている。分野別・国別の承認実績は以下のとおり。

● 分野別実績

(単位:百万ユーロ、%)

分 野	2013年		分 野	2014年	
	金額	構成比		金額	構成比
製 造	2,631	31.0	製 造	2,320	26.2
金 融	2,389	28.1	金 融	2,817	31.8
エネルギー	1,803	21.2	エネルギー	1,690	19.1
インフラ	1,675	19.7	インフラ	2,027	22.9
合 計	8,498	100	合 計	8,853	100

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

● 国別実績

(単位:百万ユーロ、%)

2013年			2014年		
国 名	金額	構成比	国 名	金額	構成比
ロシア	1,816	21.4	トルコ	1,394	15.7
トルコ	920	10.8	ウクライナ	1,210	13.7
ウクライナ	798	9.4	ロシア	608	6.9
ポーランド	756	8.9	ポーランド	594	6.7
ルーマニア	508	6.0	エジプト	593	6.7
合 計	8,498	100	合 計	8,853	100

* 合計はその他の国・地域を含む。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、融資の承認等の日常業務の意思決定は23名の理事（EU諸国から11名、中東欧等の受益国から4名、その他の欧州の国から4名、および、欧州以外の国から4名）から成る理事会で行われており、日本からは単独で理事が選出されている。

● 邦人職員

専門職員1,363名のうち日本人職員13名（2014年12月末現在）。

● 日本の財政負担

授権資本300億ユーロのうち、日本の出資額は約26億ユーロ（出資率8.6%）であり、米国に次いで、フランス・ドイツ・英国・イタリアとならび加盟國中第2位。

※出資額および出資率は、2014年12月末の最新の年次報告書に基づいたもの。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

2014年度拠出 約1.1億円

使途：体制移行国の市場経済移行・民主化効果を向上させるための技術協力や人材育成の実施。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「年次報告」

例年5月に発行されており、その他刊行物もウェブサイトに掲載されている。

● ウェブサイト

・欧州復興開発銀行（EBRD）本部：

<http://www.ebrd.com>

③ その他の国際機関等

① 国際移住機関 (IOM: International Organization for Migration)

1. 設立・経緯・目的

● 設 立

1951年設立。

● 経緯・目的

欧州から中南米諸国への移住支援のために1951年に設立された「暫定欧州移民移動政府間委員会」が国際情勢の変化を背景として、全世界へとその活動範囲を広げ、かつ、新たな任務として難民・国内避難民等の輸送、帰国移住等に関するサービスを行うようになり、国際移住機関 (IOM) と名称変更した。現在は国際的な人の移動に関連した問題への対処を目的に幅広い活動を実施。

2. 事業の仕組み

● 概 要

人の移動にかかわる以下の各種支援を実施。

- (1) 移住と開発分野 (専門家交流、移民や帰国者への小規模融資、頭脳「流出」・「流入」問題等)
- (2) 適切な移住の促進 (家族呼び寄せ、国際的人材の採用と派遣、渡航手続き、語学研修、文化紹介等)
- (3) 移住の管理行政 (人身取引対策、出入国管理、不法入国対策、自主帰国・再定住支援等)
- (4) 非自発的移住 (難民・難民申請者支援、国内避難民支援、帰還・再定住支援、緊急人道援助、復興支援、除隊兵士の社会復帰、所有権争議と補償、選挙と国民投票等)

● 審査・決定プロセス

フィールドレベルで作成された国別予算書に基づき年間事業予算計画書が作成され、年次総会で承認を受ける。年次アピールに加えて、フィールドでの新たなニーズに対応した新規事業が本部の審査を受けて随時立案され、国連アピールへの参加、または個別ドナーとの協議を経て、任意拠出金を受け次第実施される。

● 実施の仕組み

フィールドレベルで作成された事業計画が本部に提出された後、委員会、総会の決定を受け、年次アピールとして発表され、ドナーの拠出等により資金のめどが付いた事業が実施される。フィールドでの事業は現地政府や地元NGO等との協力の下で実施される。

3. 最近の活動内容

● 概 要

2013年のIOMの活動規模は12億3,000万ドル、2014年は約14億6,000万ドルとなっている。職員数は9,062名 (2014年12月現在)、事務所数は486 (2013年11月現在) となっている。

● 地域別実績

(単位: 百万ドル、%)

地 域	2014年実績	構成比
アジア・大洋州	279.8	20.7
サブサハラ・アフリカ	308.0	22.8
中東・北アフリカ	198.6	14.7
中南米	342.4	25.3
北米	27.3	2.0
欧州	193.0	14.3
合 計	1,349.1	100

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

2009年11月から1年間、最高意思決定機関である総会の議長に北島信一・ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使 (当時) が就任し、IOMの意思決定に積極的に関与した。

● 邦人職員

国際専門職以上の邦人職員は25名 (JPO4名含む、国際専門職員全体の3.3%、2014年12月現在) である。

● 日本の財政負担

日本は、積極的に資金援助を行っている。加盟国に義務的に課される分担金については分担率12.1817% (2014年) で世界2位。また、任意の拠出金は、2012年は約3,300万ドル、2013年は約4,990万ドル、2014年は約3,565万ドルである (いずれも送金ベース)。

● 主要拠出国・機関一覧（民間援助含む）

（交換公文ベース、単位：百万ドル、％）

順位	2013年			2014年		
	国名	拠出額	拠出率	国名	拠出額	拠出率
1	米国	317.3	34.2	米国	400.2	35.8
2	コロンビア	109.1	11.7	ペルー	212.6	19.0
3	オーストラリア	78.4	8.4	コロンビア	95.2	8.5
4	カナダ	55.6	6.0	英国	68.4	6.1
5	ペルー	51.0	5.5	オーストラリア	66.1	5.9
6	日本	49.9	5.4	カナダ	44.5	4.0
7	英国	44.2	4.8	日本	35.6	3.2
8	ノルウェー	25.5	2.7	ノルウェー	24.6	2.2
9	スイス	25.4	2.7	オランダ	23.5	2.1
10	ドイツ	22.9	2.5	スウェーデン	22.1	2.0
	合計	928.9	100	合計	1,117	100

出典：IOM統計（暦年）

* 合計は、その他の拠出国・機関を含む。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

- ・国際移住機関（IOM）本部：
<http://www.iom.int/>（英語）
- ・国際移住機関（IOM）駐日事務所：
<http://www.iomjapan.org>（日本語）

② 世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド） （The Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria）

1. 設立・経緯・目的

● 設立

2002年1月設立。

● 経緯・目的

2000年に日本が議長国を務めた九州・沖縄サミットで、サミット史上初めて感染症対策を主要議題の一つとして取り上げたことが契機となり、感染症対策のための基金設立構想が生まれた。この流れが2001年の国連エイズ特別総会、ジェノバ・サミットを経て、2002年1月の世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）設立につながったことから、日本はグローバルファンドの「生みの親」と呼ばれる。

グローバルファンドは、開発途上国等におけるHIV/エイズ、結核およびマラリアの三大感染症対策を資金支援する基金として、スイス・ジュネーブにスイスの国内法に基づき設立された。日本等が強調した新しい官民パートナーシップを基本理念とし、官民双方の関係者がプロジェクト形成・申請、承認、実施に参画して、三大感染症との闘いに努めている。その例として、グローバルファンド理事会では、ドナー国（援助国）および受益国政府、国際関係諸機関、民間企業代表、民間財団、先進国NGO、開発途上国NGO、感染者代表の協働が挙げられる。

2. 事業の仕組み

● 概要

グローバルファンドは、三大感染症に対処するための資金を集め、その資金を最も必要とする地域へ振り向けるために設立された。その目的を効果的に果たすため、政府や国際機関だけでなく、民間財団、企業等の民間セクター、NGOや感染症に苦しむコミュニティといった市民社会が一体となってパートナーシップを組み、次の基本原則に則って、開発途上国における三大感染症の予防、治療、ケア・サポートのために資金支援を行っている。

- ・資金供与に特化し、技術面では他の機関と連携
- ・事業の実施においては開発途上国の主体性を尊重
- ・予防、治療、ケアのバランスのとれた統合的アプローチを追求
- ・迅速かつ革新的な支援決定プロセスの確立
- ・運営の透明性と説明責任の確保

グローバルファンドでは、感染症に苦しむ国々が各国の保健政策の実施に合わせてグローバルファンドから必要な資金支援を受けられるよう、案件申請を随時受け付けている。グローバルファンドの資金援助は保健、開発の専門家で構成される独立した審査機関（技術審査パネル）を通じて技術的に有効な事業に向けられ、追加的な資金の支払いは成果主義に基づいて行うなど、限られた資金を最大限に有効活用するため、結果を重視したもの

となっている。

● 審査・決定プロセス

- (1) 資金の支援を受ける開発途上国ごとに設置される国別調整メカニズム（Country Coordinating Mechanism：政府、二国間・国際援助機関、NGO、学界、民間企業および三大感染症に苦しむ地域の人々等で構成）において、その国でのニーズや援助の吸収能力などに基づいて支援案件が形成される。
- (2) 案件が事務局に提出されると、技術審査パネル（Technical Review Panel）が独立して専門家の見地から審査し、案件の承認を理事会に勧告する。
- (3) 理事会による支援案件の承認を受けると、世界銀行は各国に設置される国別調整メカニズムが指定する資金受入責任機関（Principle Recipient）に資金を送付する。このとき資金受入責任機関は事務局と協議して、達成すべき事業目標を定めて3年間の資金供与協定を取り決める。また、事務局は、事業運営や資金使用が適切に行われているか確認する現地資金機関（Local Fund Agent）を公募、契約する。成果主義に基づいて資金支援を行うというグローバルファンドの方針により、資金受入責任機関は原則として半年ごとに事業の進捗報告を行い、現地資金機関と事務局の確認を受ける。目標達成に向けて明確な進捗が見られる場合には、資金受入責任機関は次の期間の資金の追加的な支払いを要請することができる。

3. 最近の活動内容

● 概 要

2014年12月現在、官民ドナーによるグローバルファンドへの総拠出額は約321億ドルであり、グローバルファンドは150か国以上の感染症対策事業に対し、累積約258億ドルの無償資金による支援を実施した。

これまで承認された資金供与の52%がHIV/エイズ対策に、30%がマラリア、15%が結核に活用されている。また、国際的な三大感染症対策の支援資金のうち、グローバルファンドによる支援額はHIV/エイズ対策で20%、結核で75%およびマラリアで67%を占めている。

これらの支援により、これまで全世界で約870万人以上の生命が救われている。

● 地域別実績

承認された支援資金の59%がサブサハラ・アフリカに充てられ、次いでアジア地域に23%、中南米のカリブ諸国に6%、北アフリカ・中東地域に4%、東欧・中央アジ

ア地域に8%、が配分されている（2014年12月現在）。

● 主要な事業

支援の成果（2014年12月現在）

- (1) HIV/エイズ
 - ・730万人に対する抗レトロウイルス薬治療の実施
- (2) 結核
 - ・1,230万人への直接監視下短期化学療法（DOTS：Directly Observed Treatment, Short-course）治療実施
- (3) マラリア
 - ・4.5億張りの殺虫剤浸漬蚊帳配布

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本はグローバルファンドの設立に主導的な役割を果たし、設立後には最高意思決定機関である理事会メンバーとしてグローバルファンドの運営・管理に重要な役割を果たしている。日本は米国、フランス、英国、ドイツと共に理事会で単独議席を持つ5か国の一つ。

● 財政負担

日本はアジアにおける主要ドナー国として、2002年以降、2013年末までの累計で18.7億ドルをグローバルファンドに拠出。また、日本は、2013年12月に、2014年以降当面8億ドルの拠出を行う旨を発表し、2014年に2.89億ドルを拠出した（2014年末までの累積額：21.6億ドル）。

● 主要拠出国・機関一覧

（単位：百万ドル、%）

順位	2013年			2014年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国 名	拠出額	拠出率
1	米国	866	30.3	米国	1,552	40.1
2	フランス	443	15.5	英国	614	15.9
3	ドイツ	265	9.3	フランス	384	9.9
4	英国	205	7.2	ドイツ	318	8.2
5	カナダ	174	6.1	日本	289	7.5
6	EC	122	4.3	スウェーデン	116	3.0
7	日本	122	4.3	オランダ	91	2.3
8	スウェーデン	106	3.7	ノルウェー	71	1.9
9	豪州	94	3.3	イタリア	41	1.1
10	オランダ	90	3.2	デンマーク	30	0.8
	合 計	2,860	100	合 計	3,866	100

出典：グローバルファンド（2014年末現在）

* 合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

- ・世界エイズ・結核・マラリア対策基金（The Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria）本部：
<http://www.theglobalfund.org/en/>
- ・グローバルファンド日本委員会（Friends of the Global Fund, Japan）：<http://www.jcie.or.jp/fgfj/top.html>

③ 赤十字国際委員会 (ICRC: International Committee of the Red Cross)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1863年、スイス人アンリ・デュナンらが設立した「戦傷者救済国際委員会」（五人委員会）が前身。

● 経緯・目的

アンリ・デュナンが紛争犠牲者の保護のための組織および条約の必要性を提唱したことを受け、1863年にジュネーブにて赤十字国際委員会（ICRC）が設立された。翌年に締結された紛争犠牲者の保護を目的とするジュネーブ条約は、累度の拡充を経て1949年のジュネーブ諸条約（世界のほぼすべての国が締約国となっている）に至っている。

2. 事業の仕組み

● 概要

国際赤十字・赤新月運動の基本原則（人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性）に則り、主として以下のような紛争犠牲者の保護・救援活動を行っている。

- ① 保護（Protection）：国際人道法の遵守の推進を通じた文民保護、離散家族の再会・通信支援、拘禁施設の訪問、関係当局等との対話を通じた捕虜および被拘禁者の支援。
- ② 救援（Assistance）：紛争犠牲者（避難民、病人・負傷者、被拘禁者等）に対する救援活動。医療支援、食料・生活物資等の供給、水供給・衛生活動、その他の生活再建支援等。
- ③ 予防（Prevention）：ジュネーブ諸条約をはじめとする国際人道法の普及、遵守の促進。国際人道法の発展の準備。
- ④ 各国赤十字・赤新月社への協力：各国赤十字社・赤新月社の能力強化支援。

● 審査・決定プロセス

委員会総会（Assembly）が翌年の活動計画・予算を討

議の上、承認する。

● 実施の仕組み

事業計画は委員会総会の決定を受けて実施される。ICRCの独立、中立性維持の観点から、ICRCが業務委託する場合は主に各国赤十字社がパートナーとなる。

3. 最近の活動内容

● 概要

2013年のICRCの活動規模は約11億7,070万スイスフラン、2014年は約13億3,320万スイスフランとなっている。職員数は2014年末時点で約13,300名（うち国際職員2,723名）、世界87か国において活動を実施している。

● 地域別実績（本部関連経費を除く）

（単位：千スイスフラン、％）

地 域	2014年実績	構成比
アフリカ	493,746	40.81
アジア・太平洋	216,784	17.92
欧州・米州	151,224	12.50
中東・北アフリカ	347,931	28.76
合 計	1,209,684	100

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本はドナー国会合（前年に1,000万スイスフラン以上拠出した国に参加資格が与えられる）参加国の一つとして同国会合にてICRCの行う支援等に関する意見を述べることができる。

● 邦人職員

ICRCの邦人国際職員は25名である。（2015年1月現在）

● 日本の財政負担

日本は積極的に資金協力を行っており、資金拠出は、2012年は約4,277万スイスフラン、2013年は約5,059万スイスフラン、2014年は約3,385万スイスフランである。

● その他

2009年2月、東京に駐日事務所が開設された。

● 主要抛出国・機関一覧

(単位:千スイスフラン、%)

順位	2013年			2014年		
	国・機関名	抛出资额	抛出率	国・機関名	抛出资额	抛出率
1	米国	260,075	23.27	米国	313,365	25.28
2	英国	163,249	14.60	英国	171,331	13.82
3	スイス	119,803	10.72	スイス	140,068	11.30
4	EC	88,238	7.89	EC	126,370	10.19
5	スウェーデン	69,831	6.25	スウェーデン	73,154	5.90
6	ノルウェー	63,936	5.72	ノルウェー	59,347	4.78
7	日本	50,587	4.53	ドイツ	52,541	4.23
8	ドイツ	48,655	4.35	オランダ	47,686	3.84
9	オーストラリア	45,068	4.03	カナダ	46,493	3.75
10	カナダ	36,633	3.28	オーストラリア	36,701	2.96
	合 計	1,117,815	100	合 計	1,239,494	100

*1 合計は、その他の抛出国・機関を含む。

*2 2014年、日本は11位(33,858千スイスフラン、2.73%)。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

・赤十字国際委員会 (ICRC) 本部：

<http://www.icrc.org/> (英語)

・赤十字国際委員会 (ICRC) 駐日事務所：

<http://jp.icrc.org/> (日本語)

④ 地球環境基金 (GEF: Global Environment Facility)

1. 設立・経緯・目的

● 設 立

地球環境基金 (GEF) は、1991年5月、パイロットフェーズとして発足。日本は発足時より参加。

● 経緯・目的

1989年7月のアルシュ・サミットを受け、開発途上国の地球環境問題への取組を支援する基金の設立が検討され、1991年5月、1994年までのパイロットフェーズとしてGEFが世界銀行に信託基金として設立された。その後、1992年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議 (地球サミット) での議論を受け、パイロットフェーズの経験を踏まえた改組・増資の討議が行われ、1994年3月、GEFの基本的枠組みおよび向こう4年間の資金規模が合意された (GEF-1)。これ以降、4年ごとに増資が行われ、2014年4月、第6次増資の交渉が決着し、現在GEF-6期間中 (2018年6月まで)。

GEFは、開発途上国で実施されるプロジェクトにおける地球環境の保全・改善のための追加的費用に対して、原則として無償資金を提供する。2015年6月現在のGEF参加国数は183か国 (うちGEF-6までの抛出国は日本を含め39か国) である。

2. 事業の仕組み

● 概 要

GEFの対象分野は、①気候変動対策 (例：太陽熱等のクリーンエネルギーの開発・利用)、②生物多様性の保全 (例：動物保護区の制定・管理)、③国際水域の管理・保護 (例：産業廃棄物汚染処理施設)、④土地劣化防止 (例：植林)、⑤化学物質・廃棄物対策^(注1) (例：PCB^(注2) 汚染の除去) である。

GEFは、気候変動枠組条約、生物多様性条約、砂漠化対処条約、水銀に関する水俣条約 (未発効) および残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の資金メカニズムに指定されている。

● プロジェクトの審査・決定・実施プロセス

世界銀行、アジア開発銀行 (ADB)、アフリカ開発銀行 (AfDB)、欧州復興開発銀行 (EBRD)、米州開発銀行 (IDB)、国連開発計画 (UNDP)、国連環境計画 (UNEP)、国連食糧農業機関 (FAO)、国際農業開発基金 (IFAD)、国連工業開発機関 (UNIDO)、世界自然保護基金 (WWF-US)、コンサベーション・インターナショナル (CI)、南アフリカ開発銀行 (DBSA)、国際自然保護連合 (IUCN)、ブラジル生物多様性基金 (FUNBIO)、中国環境保護対外協力

注1: オゾン層保護、残留性有機物質 (POPs) 対策および水銀対策を含む。

注2: polychlorinated biphenyl ポリ塩化ビフェニル (最も毒性の強い化学物質)

センター（FECO）、西アフリカ開発銀行（BOAD）、アンデス開発公社（CAF）の18の実施機関が開発途上国政府と協議しながらプロジェクトを組成し、GEF評議会において審査、決定がなされる。GEF評議会承認されたプロジェクトは担当の各実施機関の理事会で検討され、承認された場合は、各担当実施機関がプロジェクトを実施する。

3. 最近の活動内容

● 主要な事業

分野別の実績は下表のとおり。

（単位：百万ドル、％）

分 野	金 額	構成比
生物多様性保全	947.5	30.4
気候変動対策	1,132.0	36.4
国際水域汚染防止	285.4	9.2
土地劣化防止	222.2	7.1
残留性有機汚染物質対策	229.6	7.4
オゾン層の保護	11.9	0.4
複数分野	283.5	9.1
合 計	3,112.2	100

出典：GEFウェブサイト Annual Monitoring Review FY14

*1 2013年7月～2014年6月現在実施中の案件。

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

● 2014年地域別実績

（単位：百万ドル、％）

地 域	金 額	構成比
アフリカ	727.3	23.4
ラテンアメリカ・カリブ海諸国	776.2	24.9
欧州・中央アジア	337.3	10.8
東アジア・太平洋	631.8	20.3
南アジア	243.8	7.8
中東・北アフリカ	180.3	5.8
地球規模	215.3	6.9
合 計	3,112.2	100

出典：GEFウェブサイト Annual Monitoring Review FY14

*1 2013年7月～2014年6月現在実施中の案件。

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

すべてのGEF加盟国が参加する総会（4年に1回）の下に評議会（年2回）が設置され、評議会が実質的な意思決定機関として機能している。評議会は、途上国16、先進国14、経済移行国2の計32のグループの各代表で構成。なお、日本が所属するグループの構成国は日本のみ。

● 邦人職員

2014年12月現在、事務局職員約100名のうち邦人職員は5名である。うち事務局長に相当するCEO兼議長に石井菜穂子氏（元財務省副財務官）が2012年8月1日に就任。

● 日本の財政負担

日本は累積で米国に次ぐ第2位の拠出国であり、GEF-1では約457億円（拠出率21.2%）、GEF-2では約488億円（拠出率20.7%）、GEF-3では約488億円（拠出率18.8%）、GEF-4では約337億円（拠出率13.3%）、GEF-5では約484億円（拠出率14.3%）を拠出。2014年7月より開始されたGEF-6では600億円（拠出率16.4%）の拠出を表明している。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

日本は、遺産資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書の早期発効と効果的な実施を支援するためにGEFへの名古屋議定書実施基金（NPIF）の設立を主導し、2011年に10億円を拠出した。

5. より詳細な情報

● 書籍等

「年次報告」をはじめ各種情報は、GEFのウェブサイトよりダウンロードできる。

● ウェブサイト

- ・地球環境基金（GEF）本部：
<http://www.thegef.org/gef/>

⑤ 国際農業研究協議グループ (CGIAR: Consultative Group on International Agricultural Research)

1. 設立・経緯・目的

● 設 立

1971年5月設立。

● 経緯・目的

1971年にワシントンにおいて、世界銀行、国連食糧農

業機関（FAO）および国連開発計画（UNDP）が発起機関となり、日本を含む先進国16か国、地域開発銀行、開発途上国農業研究支援に実績を有する民間財団等が参加して設立が決定された。

国際農林水産研究に対する長期的かつ組織的支援を通

じて、開発途上国における食料増産や農林水産業の持続可能な生産性改善を行い、住民の福祉向上を図ることを目的とする。

2. 事業の仕組み

● 概要

CGIARの下で、国際農林水産研究を実施する15の研究センターが研究・普及活動を行っている。研究センターの主な活動は以下のとおり。

(1) 人口問題に応じた農業分野での食料増産および持続可能な農業に関する活動

開発途上国の農産物の約75%に当たる穀物、豆類、イモ類、家畜等を対象として、最新の科学研究技術を用いて開発途上国の多様な土地・生態に応じた品種改良や病虫害管理等の技術開発を行うことで、農業分野の食料増産を目指している。また、砂漠化、気候変動等の地球規模の環境問題に対応するために「環境に優しい」農林水産技術の研究開発を行い、開発途上国において農業の基盤である土地（土壌）、水（灌漑など）、森林資源（熱帯林）や水産資源などの天然資源の適切な管理・保全に寄与している。

(2) 植物遺伝資源の収集とその保全活動

3,000種以上の食料作物、肥料、牧草等有用植物に由来する70万点以上の植物遺伝資源を用い、失われつつある貴重な植物種の保全や、開発途上国の作物等の品種改良、育種等を行う。また、これらの遺伝資源の保存、利用等に関する地球規模のネットワークを構築している。

● 審査・決定プロセス

従前は全メンバーが参加する年次総会、メンバー国・機関から選出された理事により構成される執行理事会において、各種の意思決定が行われていた。運営方針の改革に伴い、2010年からは研究を実施するセンター側と資金を拠出するドナー側に分かれて、それぞれ説明責任を負う仕組みとなっている。前者では、新たに意思決定機関としてコンソーシアム（Consortium）が設置され、コンソーシアム理事会（Consortium Board）が意思決定を行う。後者では意思決定機関として各機関・国の代表からなるファンド・カウンシル（Fund Council）が設置された。また、「CGIAR全体の戦略および成果の枠組み（The Strategy and Results Framework）」は、2年に1度のファンダーズ・フォーラム（Funders' Forum、CGIARに拠出する国・機関はすべて参加可能）において承認される。

CGIAR傘下の研究センターの運営に関する意思決定は、各センターの理事会が行っている。

● 決定後の案件実施の仕組み

コンソーシアム理事会、ファンド・カウンシル、各研究センターの理事会における決定に基づき、各研究センターが実施する。

3. 最近の活動内容

● 概要

2014年に改訂された「CGIAR全体の戦略および成果の枠組み」に基づき作成された、CGIAR全体で行う主要研究プログラムが実施されている。

● 地域別実績

CGIARは、その事業の52%をサブサハラ・アフリカにおいて行っている。次いで、西アジア以外のアジア（26%）、中南米（16%）、西アジアおよび北アフリカ（6%）の順となっている（2014年）。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は新たな制度（第1期2010～2012年、第2期2013～2015年）において、ファンド・カウンシルの理事国に選出され、CGIARのドナー側の意思決定に関与している。また、CGIAR傘下の3つの研究センターの理事会に、日本人理事（個人資格）が参加し、各センターの意思決定に関与している。

● 邦人職員

CGIAR傘下の研究センターにおける邦人職員研究員数は31名（2015年4月）。

● 日本の財政負担

日本は、1977年度からCGIARの研究センターに対する拠出を行っている。

2014年には、日本は約1,024万ドルを拠出した。その内容としては、アフリカ稲センターに対して補正予算で対応したサブサハラ・アフリカ支援のための稲の種子の配布や、小規模農家等への生産機材の提供等がある。

● 主要拠出国・機関一覧

(単位:百万ドル、%)

順位	2013年			2014年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	米国	207.6	18.0	米国	170.3	17.2
2	英国	107.6	9.3	ドイツ財団	107.6	10.9
3	ドイツ財団	98.6	8.5	英国	92.4	9.3
4	オランダ	62.3	5.4	世界銀行	48.5	4.9
5	欧州委員会	61.2	5.3	オランダ	48.1	4.9
6	世界銀行	53.1	4.6	オーストラリア	46.7	4.7
7	スウェーデン	48.4	4.2	スウェーデン	33.9	3.4
8	オーストラリア	48.1	4.2	カナダ	27.8	2.8
9	カナダ	48.0	4.2	スイス	26.9	2.7
10	メキシコ	34.8	3.0	アフリカ開発銀行	22.1	2.2
	合 計	1,155.4	100	合 計	991.2	100

*1 合計は、その他の国・機関等を含む。

*2 拠出額は、基金事務局経由の拠出と、各研究機関への直接拠出とを合計した値。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・ CGIARの年次報告書「Annual Report」(CGIAR発行)
CGIARの年間活動内容、財政状況等を取りまとめている。入手方法は下記ウェブサイトを参照。

● ウェブサイト

- ・ 国際農業研究協議グループ (CGIAR) 本部：
<http://www.cgiar.org/>

⑥ 国際獣疫事務局 (OIE: World Organisation for Animal Health)

1. 設立・経緯・目的

● 設 立

1924年1月25日設立。

● 経緯・目的

国際獣疫事務局 (OIE) は牛疫の世界的な広がりを背景に、世界の動物衛生の向上を目的として、1924年に加盟国28か国の署名を得て発足した国際機関であり、フランス・パリに本部を置き、現在180か国・地域が加盟している (2015年5月現在)。

OIEの主な活動内容は、以下の3点である。

- ① 国際貿易上、社会・経済的に重要な意味を持つ動物の伝染性疾病的防疫のために適当と認められる動物衛生基準等を策定
- ② 世界各国における動物の伝染性疾病的発生状況や科学的知見についての情報収集・分析・提供
- ③ 動物疾病的防疫に関する技術的支援や助言

また、世界貿易機関 (WTO) の設立とともに「衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS協定)」が発効し、OIEは動物衛生や人獣共通感染症に関する国際基準を策定する国際機関として位置付けられ、その役割はますます増大している。

2. 機 構

OIEの組織は、総会、理事会、事務局、地域代表事務所、専門委員会、地域委員会、リファレンスラボラトリーお

よびコラボレーティングセンターから構成される。このほか必要に応じて設置される常設作業部会 (ワーキンググループ) および特別会合がある。概要は以下のとおり。

● 総 会

OIEの最高意思決定機関であり、最低年1回開催され (毎年5月、パリにて開催)、加盟国すべての代表者 (動物衛生行政の責任者〈首席獣医官〉) により構成されている。主要な機能は以下のとおり。

- ・ 動物衛生分野、特に国際貿易に関する国際基準の採決
- ・ 主要な動物疾病的防疫に関する決議案の採決
- ・ 事務局長の任命、議長、各種委員会議長等の選出
- ・ 年次活動報告、事務局長の最終報告ならびに年間予算案の議論および承認

● 理事会

総会に代わって業務を遂行し、年2回パリにおいて技術的事項や活動方針、予算など、OIEの運営に関する事項を協議する。

● 事務局 (パリ)

OIE事務局は、加盟国から構成される総会の権限および管轄の下に設置されており、本事務局は日常的に、総会に関する事務、各種委員会および技術的会合の調整ならびにとりまとめ等の活動を行う。

● 各種委員会

(1) 専門委員会

科学的知見を活用し、動物疾病的予防・蔓延防止お

および疫学問題の研究、国際基準の見直しや加盟国により提起された科学・技術問題の処理を行う。

- ・陸生動物衛生規約委員会（コード委員会）
- ・動物疾病科学委員会（科学委員会）
- ・生物基準委員会（ラボラトリー委員会）
- ・水生動物衛生規約委員会（水生動物委員会）

(2) 地域委員会

各地域特有の課題の検討および各地域内の協力活動を組織するために設置されている。アフリカ、アメリカ、アジア・極東・オセアニア、ヨーロッパ、中東の5つの地域委員会があり、各地域の議長等は3年ごとに総会において選任される。

● 地域代表事務所

アフリカ、アメリカ、アジア・太平洋、東ヨーロッパおよび中東の5つの地域に地域代表事務所が設置され、地域での動物疾病の発生状況やその推移の監視および防疫の強化を目的として、各地域に適合した各種サービスを提供する。

● リファレンスラボラトリー

動物の疾病の診断、診断方法に関する助言、診断に利用する標準株・診断試薬の保管等を行う研究機関である。指定された専門家は、OIEおよび加盟国に対して、特定の疾病の診断および防疫に関する科学的および技術的な助言を行う。

● コラボレーティングセンター

動物衛生に関する特定の専門分野（リスク分析、疫学等）における活動の中心的役割を担い、その分野に係る国際協力を行う。

● 常設作業部会（ワーキンググループ）

野生動物疾病、アニマルウェルフェア（動物福祉）および動物の生産段階における食品安全の3つのワーキンググループが設置されており、それぞれの分野における進展を継続的に調査・検討し、科学的会合、セミナー、ワークショップや研修を通じて情報提供を行う。

● 特別会合（アドホックグループ）

特定の科学的および技術的事項を検討するため、事務局局長により特別に設置される会合で、委員は世界的な専門家の中から選定され、その報告書は総会等の指針として提供される。

3. 最近の活動内容

OIEは、国際貿易上社会・経済的に重要な意味を持つ動物の伝染性疾病の防疫のために、動物衛生基準（OIE

コード）等の策定、加盟国からの発生通報、疾病情報の収集・分析・提供、防疫に関する技術的支援を行っているほか、最近では食品安全、飼料安全、動物用医薬品管理、獣医組織の向上、獣医学教育、アニマルウェルフェア等の分野にも取り組んでいる。

また、国連食糧農業機関（FAO）との共催フォーラムとして「越境性感染症の防疫のための世界的枠組み（GF-TADs）」を立ち上げ、各国際機関、各援助機関、各国が連携して、鳥インフルエンザや口蹄疫等の国境を越えて蔓延していく越境性感染症の効率の対策を進めている。

さらにFAOと世界保健機関（WHO）と共に、“ワンヘルス”の考え方の下で、動物衛生分野と人の保健衛生分野および環境分野が協力して、人・動物の健康の促進を図るための活動を強化している。

4. 日本との関係

日本は、1930年1月28日にOIEに加盟し、1949年以降総会に出席している。

日本は分担金のほか、任意拠出金によるOIEの活動支援を1991年以降継続して行っている。また、人的支援として1997年以降専門家をOIE本部に派遣しているほか、理事会、専門委員会や各種ワーキンググループ等の活動に委員として参画している。日本政府からは、理事会（総会議長、副議長、前議長、理事〈6名〉の9名で構成）の理事に川島俊郎農林水産省大臣官房審議官がOIE総会で選出される（任期2015年5月～2018年8月）とともに、コード委員会（議長、副議長〈2名〉、および委員〈3名〉の6名で構成）の委員が1名選出されている（任期同上）。

地域代表事務所については、1971年に東京にOIEアジア地域事務所が設立され、地域加盟国の意見のとりまとめや出版活動等の活動をしてきたが、1990年の総会において、その機能強化が決議され、同事務所はOIEアジア太平洋地域事務所となっている。

また、リファレンスラボラトリーについては、陸生動物疾病関係として、農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（牛海綿状脳症〈BSE〉、馬伝染性貧血、豚コレラおよび豚インフルエンザ）、北海道大学（鳥インフルエンザ）、帯広畜産大学（馬ピロプラズマ病、牛バベシア病およびスーラ病）、酪農学園大学（エキノコックス症）が指定されている。水生動物疾病関係では、水産総合研究センター（マダイイリドウイルス病〈RSI〉およびコイヘルペス病）、北海道大学（サクラマス口腔基底上皮症〈OMVD〉）、広島大学（ウイルス性脳症・網膜症〈VNN〉）

が指定されている（2015年5月現在）。コラボレーティングセンターでは、帯広畜産大学原虫病研究センター（動物原虫病のサーベイランスと防疫）、農林水産消費安全技術センター（飼料の安全と分析）、東京大学食の安全研究センター、酪農学園大学獣医学群獣医学類衛生・環境学分野（食の安全）および農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所・農林水産省動物医薬品検査所（アジアにおける家畜疾病の診断、防疫と動物医薬品評価）が指定されている（2015年5月現在）。

● 邦人職員

OIE本部の邦人職員は1名（全体の約1.3%、2014年12月31日現在）である。OIEアジア太平洋地域事務所の代表は、釘田博文氏が務めており、アジア・太平洋地域の高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫など越境性疾病の蔓延防止、動物衛生情報システムの改善等に精力的に取り組んでいる。

● 日本の財政負担

加盟国は、その財政状況に応じてカテゴリー1～6に分類され、カテゴリーに応じた分担金を拠出している。日本は、フランス、米国等の先進国と同様カテゴリー1の国として位置付けられている（カテゴリー1の国の分担金額は15万7,125ユーロ〈2015年〉）。また、各種事業の実施のための拠出金額は、94万8,201ユーロ（2015年）である。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

- ・国際獣疫事務局（OIE）本部：<http://www.oie.int>
- ・OIEアジア太平洋地域事務所：
<http://www.rr-asia.oie.int>

⑦ 国際熱帯木材機関 (ITTO: International Tropical Timber Organization)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1985年に設立。

● 経緯・目的

1976年の国連貿易開発会議（UNCTAD）第4回総会で合意された「一次産品総合計画」に基づき、熱帯木材についての国際商品協定を締結するための交渉が開始され、1983年11月18日、「1983年の国際熱帯木材協定」が採択された。1985年にこの協定が発効したのに伴い、同協定を運用し、実施を監視するための機関として「国際熱帯木材機関（ITTO）」が設立され、1986年11月に本部が横浜市に設置された。

熱帯木材の貿易の振興、促進を通じて熱帯木材生産国の経済発展に貢献するとともに、熱帯林の持続可能な経営を促進することを主な目的とする。

2. 事業の仕組み

● 概要

熱帯林の持続可能な経営を促進するとともに、持続可能な供給源からの熱帯木材の国際貿易を発展させるため、政策形成やプロジェクト実施を通じて、木材生産国と木材消費国との間の国際協力を促進する。

● 審査・決定プロセス

各加盟国から事務局へ提出されたプロジェクト案について、消費国および生産国から構成される専門家パネルにより審査が行われる。さらに、理事会において、それぞれ関連の委員会（経済市場情報委員会、造林森林経営委員会、林産業委員会）により審査、検討が行われた上で拠出対象案件が提示され、共同拠出も含め各ドナー国が案件に対するプレッジ^(注1)を行う。

● 決定後の案件実施の仕組み

事務局がプロジェクト実施機関と契約を結び、各プロジェクトの実施と資金の支出を管理する。

3. 最近の活動内容

(1) 「2006年の国際熱帯木材協定」の発効

2011年12月7日に、従前の「1994年の国際熱帯木材協定」に代わる「2006年の国際熱帯木材協定」が発効。新しい協定では、違法伐採問題への対処が目的の一つとして明記された。

また、同協定では、熱帯林と熱帯木材に関する国際的な課題ごとのプログラムに拠出することにより戦略的アプローチを実現することを狙いとした、課題別計画勘定を新設。なお、テーマ別プログラムについては、

注1: 援助供与側が援助先に、具体的金額をもって資金供与の表明を行うことをいう。

2008年に開催された第44回理事会において、同協定の発効より前倒しで開始している。

(2) 政策形成

熱帯林の経営および熱帯木材貿易に関して、生産国と消費国の間の協議の場を提供し、熱帯林の持続可能な経営のための国際的な基準・指標の開発、ガイドラインの策定等を実施。

(3) プロジェクト実施

造林・森林経営、林地の復旧、人材育成等のプロジェクトに対する資金・技術協力の実施や、調査団の派遣等のプロジェクトを実施。2014年11月の第50回理事会においては、事務局の活動およびプロジェクトに対して合計400万ドルのプレッジが行われた。

● 地域別実績

ITTOは、アジア・大洋州、アフリカ、中南米における持続可能な森林経営を目的としたプロジェクトに対する支援を実施してきており、2014年11月の第50回理事会にてプレッジが行われたプロジェクトは、地域別にアジア・大洋州4件、アフリカ3件、中南米3件となっている。また、熱帯木材生産国の人材育成を目的とした奨学金制度（フェローシップ基金）を支援するなど、世界各地域の支援を幅広く行っている。

● 主要な事業

- ・持続可能な森林経営のためのモニタリング情報システムの構築
- ・森林法の執行能力、ガバナンスの強化
- ・森林統計情報センターの強化
- ・違法伐採および木材製品の違法貿易の摘発・防止の強化
- ・木材認証と木材貿易の促進
- ・フェローシップ基金（木材生産国の人材育成）

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、世界有数の熱帯木材輸入国であることから、熱帯木材の日本への安定供給を確保し、熱帯林の保全および熱帯木材貿易の促進について国際的な貢献を行うことを重視し、ITTO本部を横浜に誘致した。

設立当初より、日本はホスト国として、ITTOの政策形成に積極的に関与するとともに、主要ドナーとして開発途上国からの要請を踏まえ多数のプロジェクトに拠出してきた。

● 邦人職員

2015年6月現在、事務局職員28名（地域事務所を含む）のうち邦人職員は12名。

● 財政負担

日本はITTOに対する設立以来最大の任意拠出国。主要国・団体の2014年実績は次のとおり。

● 主要国の任意拠出金（2014年）

（単位：千ドル、％）

順位	国名	拠出額	拠出率
1	日本	5,359	67.9
2	米国	900	11.4
3	ドイツ	808	10.2
4	オランダ	723	9.2
5	中国	100	1.3
	合計	7,890	100

* EUIは5,435,000米ドルを2013年から5年間で拠出予定。

5. より詳細な情報

各種情報は、以下ウェブサイトよりダウンロードできる。

● ウェブサイト

- ・国際熱帯木材機関（ITTO）：<http://www.itto.int/>

⑧ アジア生産性機構（APO: Asian Productivity Organization）

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1961年5月に設立。発足時のメンバーは日本、台湾、インド、韓国、ネパール、パキスタン、フィリピンおよびタイ。現在では20か国・地域が加盟している。

● 経緯・目的

1961年5月、暫定事務所（現事務局）を東京に置き、

設立。日本政府と、当時から国内で精力的に生産性運動（注1）に取り組んでいた公益財団法人日本生産性本部とのイニシアティブの下で、アジア各国に対し生産性運動の連携を提唱し、1959年に『アジア生産性国際会議』を東京で開催した。同会議をきっかけとして、1961年5月に第1回アジア生産性機構（APO）理事会が東京で開催され、正式に発足した。

注1：入手し得る様々な経営資源を最も効率的に活用し、その国の社会・経済の進歩・発展を通じて国民の生活を豊かにすることを目的とした活動。

加盟諸国・地域の「相互協力」により、生産性向上を通じてアジア・太平洋地域の社会経済を発展させ、同地域の人々の生活水準を向上させることを目的に、人材育成を中心として事業を実施する。

2. 事業の仕組み

● 概 要

工業、農業、環境の分野を中心に、加盟国・地域の生産性本部（各加盟国・地域に設置されている生産性運動の推進組織）関係者および中小企業関係者を主な参加者として、年間100件以上の事業を実施している。主に、複数の加盟国に参加が認められている、セミナー、eラーニング、視察研修、調査・研究、会議・フォーラム等のマルチカントリー・プロジェクトと、専門家派遣、特定加盟国への視察団派遣、生産性本部強化支援等の国別事業の2種類がある。事業実施に当たっては、各国の生産性本部のネットワークを利用して、「生産性本部の連合体」としての側面もある。

● 事業計画・決定プロセス

事務局が加盟国の要望等を踏まえて翌年の事業案を策定し、各加盟国・地域の生産性本部の代表者が出席する生産性本部代表者会議（例年10月に開催）に提示して検討の上、翌年の理事会（例年4月開催）に提案して正式に承認される。生産性本部代表者会議では、工業および農業の分科会が個別に開催され、専門的見地から議論が行われる。また、各事業の実施国の割り当て（原則、各加盟国・地域は一年に一件以上の事業を実施することとなっている）も生産性本部代表者会議で決定される。

● 決定後の事業実施の仕組み

工業・サービス業関連事業の場合には、通常、APO事務局と実施国の生産性本部が連携して実施する。また、農業案件の場合には、APO事務局と実施国の農業推進機関（生産性本部が兼ねる国もある）が連携して実施する。なお、必要経費については、通常、APOと実施国の機関が分担して支出している。

3. 最近の活動内容

(1) プロジェクトの傾向

2014年に実施された事業のテーマは、生産性本部強化、中小企業強化、イノベーションによる生産性向上、緑の

生産性（生産性向上と環境保全の高次な両立）、国別の生産性研究・調査など多岐にわたる。最近はAPOのホームページや他機関の遠隔教育・ビデオ会議設備を利用したeラーニング・コースも実施しており、より多くの参加者が効率的に学習している。

また、各加盟国・地域の生産性本部支援として、専門家派遣や実証・モデル事業、加盟国相互の生産性組織から学ぶ視察団の派遣等を実施しているほか、生産性本部の戦略立案および事業の具体化にも協力している。

(2) プロジェクトの参加人数

2014年には172のプロジェクトが実施され、4,540人が修了したのに加え、国別事業などの一般参加者に公開されている事業には、合計21,514人が出席した。また、563名の専門家がプロジェクトを担当し、eラーニング・コースでは延べ41名のナショナル・コーディネーターが協力した。

(3) 主要な事業

ア 緑の生産性事業

1994年から環境保全と生産性向上の両立を図るための「緑の生産性（Green Productivity：略称GP）事業」に着手し、各加盟国・地域でエネルギーの効率化や適切な管理についての研修を行っているほか、サプライチェーンの環境負荷低減（グリーン化）、マテリアルフロー・コスト会計^{（注2）}の重要性についてのワークショップなどを実施し、着実な成果を挙げている。また、環境経営・技術・サービスに関して豊富な知見を有する日本企業の助言と協力を活用し、GP事業をより発展させるため、日本の産業界の賛同を得て2003年に「緑の生産性諮問委員会」（会長：北山禎介三井住友銀行取締役会長〈2015年6月現在〉）を設立。同諮問委員会には60の日本企業が参加し、様々な形でAPOの事業を支援している（2015年6月現在）。

イ エコプロダクツ国際展

環境に配慮した製品・サービスの総合展示会「エコプロダクツ国際展」を2004年より加盟国・地域内で9回開催。日本、開催国双方の産業界との直接的なパートナーシップの下で、アジアにおける持続可能な社会づくりに貢献する事業として各方面から高い評価を受けている。

注2:製造プロセスにおけるマテリアル（原材料＋エネルギー）のフローとストックを物量単位と金額単位で測定するシステム。廃棄物のコストを算出することにより、より有効な廃棄物削減策を考案できる。

2014年の第9回エコプロダクツ国際展は3月に台北で開催され、ビジネス・一般を合わせ17,483人の来場者があり、同地域の環境ビジネスの促進に大きく貢献した。

ウ 生産性データベースの構築とデータブックの出版

生産性統計データの研究を目的として、加盟国・地域の生産性を比較するためのデータベースを多角的に構築し、かつ、データブック（APO Productivity Databook）として毎年出版している。また、加盟国に対し、収集すべき生産性データ・収集法の助言、データ推計の指導等も行っている。

エ アジア後発開発途上国の食品の生産流通管理技術向上への支援

2004年から日本政府の支援を得て、カンボジア、ラオスといったアジア後発開発途上国で重要な地位を占める農業・食品産業の生産性、安全性の向上を目的とした事業を実施している。

オ APO加盟国の生産性機関への支援

2002年から日本政府の支援を得て、インド、モンゴルなどのアジアの開発途上国延べ11か国で、各国生産性機関の組織強化と職員の育成を目的とした専門家派遣および訪日研修を実施している。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、APOの設立提唱国であり、設立以来の最大拠出国である。事務局は東京に所在し、歴代事務局長は日本から選出され、常にAPOを主導する立場を維持している。また、生産性運動の先進国として、公益財団法人日本生産性本部が中心となって、日本で考案され、あるいは発展した生産性向上手法の加盟国・地域への普及に努

めている。

さらに、任意拠出金により、アジア後発開発途上国の食品の生産流通管理技術向上を支援する特別事業をAPOのネットワークを活用して実施している。

● 邦人職員

2015年6月現在、事務局職員39名のうち邦人職員は27名。

● 日本の財政負担

日本はAPOに対する最大の資金拠出国。2014年度実績は、分担金（ホスト国義務的負担金を含む）約640万ドル、任意拠出金約69万ドル（外務省：約53万ドル、農林水産省：約16万ドル）。

● 主要拠出国一覧（加盟国分担金）

（単位：千ドル、％）

順位	2013年			2014年		
	国名	拠出額	分担率	国名	拠出額	分担率
1	日本	6,133	56.0	日本	6,133	56.0
2	インド	1,316	11.0	インド	1,316	11.0
3	韓国	1,082	10.9	韓国	1,082	10.9
4	台湾	482	4.5	台湾	482	4.5
5	インドネシア	424	3.6	インドネシア	424	3.6
6	イラン	326	2.7	イラン	326	2.7
7	タイ	296	2.5	タイ	296	2.5
8	マレーシア	246	1.8	マレーシア	246	1.8
9	パキスタン	190	1.8	パキスタン	190	1.8
10	シンガポール	189	1.6	シンガポール	189	1.6
	合 計	11,107	100	合 計	11,107	100

*1 合計はその他の拠出国を含む。

*2 日本の分担額は、ホスト国義務的負担金を除く。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

・アジア生産性機構（APO）：<http://www.apo-tokyo.org>

⑨ 国際家族計画連盟

（IPPF：International Planned Parenthood Federation）

1. 設立・経緯・目的

● 設 立

国際家族計画連盟（IPPF）は、1952年に、インドのボンベイ（現在のムンバイ）にて設立。

● 経緯・目的

IPPFは、1952年に米国のマーガレット・サンガー氏、インドのラマ・ラウ氏、日本の加藤シヅエ氏他の提唱により国際NGOとして設立。人種、宗教、政治体制等の相

違を乗り越えて家族計画を含む性と生殖に関する健康（セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス）サービスを普及し、病気や望まない妊娠、暴力および差別から解放された性生活をすべての人が享受するための権利を守るために活動している。

2. 事業の仕組み

● 概 要

IPPFはロンドンの事務局（本部）、6つの地域事務所（クアラルンプール、チュニス、デリー、ナイロビ、ニューヨーク、ブリュッセル）および約150か国・地域の加盟協会（現地NGO）により構成されている。特に公的サービスが届きにくい貧困層や社会的弱者に対して、草の根レベルでの家族計画、母子保健、女性の健康とエンパワーメントに関連するサービス・情報の提供のほか、資金および避妊具・薬品、医療機器、車両、視聴覚機器・教材、事務機器等の物品の提供や、人口・家族計画情報の収集、啓発活動、政策提言活動等を行っている。創立50周年を機に10か年指針「IPPF戦略的枠組（2005-2015）」を策定。事業実施においては、世銀、UNFPA、WHO、UNICEF、UNAIDS等と協調している。2012年11月に開催された創立60周年記念会合にて、性と生殖に関する健康と権利の確保・推進のための10の目標から成る「Vision 2020」を発表した。

● 審査・決定プロセス

IPPF加盟協会は、IPPF全体の活動目標をもとに事業を計画し、予算案として作成して各地域の地域事務所に提出する。各地域事務所は、現地における満たされていないニーズや実施団体である加盟協会の過去の実績を踏まえた事業実施能力などから実施可能性を検討し、事務局（本部）に提出する。事務局は、加盟協会の事業計画と予算案を勘案して事務局の事業計画と予算案を作成。その後、IPPF全体の事業計画と予算案をとりまとめて監査委員会に提出し、同監査委員会における審議ののち、理事会に最終承認を申請する。

● 実施の仕組み

世界各国・地域の加盟協会が事業を実施。加盟協会の提出した予算案が承認された後は、活動目標の変化がなければ、その後の活動に伴う予算の変更は柔軟に対応可能としている。事務局（本部）は各加盟協会の事業実施担当と緊密な連絡を取り、加盟協会の直面する課題等を把握している。

3. 最近の活動内容

2013年および2014年のIPPFの支出額は、それぞれ約1億3,280万ドル、約1億3,760万ドルで、そのうち各地域における活動のための加盟協会等への割り当ては、それぞれ約8,010万ドル、約7,450万ドルであった。

● 2014年地域別実績

（単位：百万ドル、％）

地 域	金 額	構成比
アフリカ	30.0	40.3
アラブ諸国	4.5	6.1
東・東南アジア、大洋州	7.0	9.3
欧州	2.9	3.9
南アジア	14.9	19.9
西半球	15.2	20.4
合 計	74.5	100

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

IPPFは年に1回ドナー会合を開催しており、日本は主要ドナーとして同会合へ積極的に参加し意見を表明することでIPPFの意思決定に影響を与えている。2013年には、特にアフリカでの自発的な家族計画を含むリプロダクティブ・ヘルス分野における外務省とIPPFとの長期的かつ安定した協力のための強固な基礎を築くものとして、「戦略的パートナーシップに関する覚書」の署名が行われた。

● 邦人職員

2015年6月現在、IPPF本部の職員92名のうち、邦人職員は2名。

● 日本の財政負担

日本は1969年以来拠出しており、主要ドナー国の一つである。2014年の拠出額は約960万ドル。

● コア資金に対する主要拠出国

（単位：百万ドル、％）

順位	2013年				2014年			
	国 名	拠出額	拠出率		国 名	拠出額	拠出率	
1	スウェーデン	16.6	23.02		スウェーデン	17.5	25.09	
2	英国	13.4	18.59		英国	14.2	20.39	
3	日本	9.2	12.79		日本	8.8	12.62	
4	デンマーク	6.9	9.60		ドイツ	7.8	11.23	
5	ドイツ	6.7	9.30		デンマーク	7.4	10.61	
6	ノルウェー	6.6	9.17		ノルウェー	7.0	10.03	
7	オーストラリア	6.0	8.30		フィンランド	2.4	3.37	
8	スイス	2.2	3.08		スイス	2.2	3.15	
9	ニュージーランド	2.1	2.93		ニュージーランド	2.1	3.06	
10	フィンランド	2.0	2.77		中国	0.2	0.29	
	合 計	72.0	100		合 計	69.8	100	

* 合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

・国際家族計画連盟 (IPPF) : <http://www.ippf.org/>

⑩ Gavi ワクチンアライアンス (Gavi, the Vaccine Alliance)

1. 設立・経緯・目的

● 設 立

Gavi ワクチンアライアンス (以下Gavi) は、2000年のダボス世界経済フォーラムにおいて設立された。

● 経緯・目的

Gaviは、開発途上国の予防接種率を向上させることにより子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップ。ドナー国や被支援国政府、WHO、UNICEF、世界銀行、市民社会、ワクチン産業界、研究機関、ゲイツ財団等が参加している。設立からの10年間で2億9,600万人の子どもたちに予防接種を行い、400万人の子どもたちの命を救った。旧称 (2014年8月から現名称に改正) は、GAVIアライアンス (ワクチンと予防接種のための世界同盟、the Global Alliance for Vaccines and Immunisation)。

2. 事業の仕組み

● 概 要

主な活動は、①既存のワクチン (ジフテリア、破傷風、百日咳、B型肝炎およびインフルエンザ菌b型〈Hib〉の5価ワクチン、黄熱病、麻疹等) や新しく導入されたワクチン (肺炎球菌、ロタウィルス等) の普及と使用の促進、②予防接種を効果的に提供するための保健システム強化、③国際的な資金調達の予測可能性の向上および国家の予防接種計画の持続可能性改善のための取組、および④適切なワクチン市場の形成である。

また、ドナーからの資金調達手段である拠出金に加えて、ワクチン債 (IFFIm発行) やワクチン事前買取制度 (AMC) 等の革新的資金調達手段を通じて長期に予測可能な資金源を確保する取組を行っている。

● 審査・決定プロセス

Gaviは現在、1人当たりの国民総所得 (GNI) が1,580ドル以下の国々を支援の対象としている。被支援国が自国における予防接種関連ニーズを特定し、プログラム実施のための申請を行う。Gavi事務局では、独立審査委員会が各国からの申請書を審査し、事務局長が承認する。

● 決定後の案件実施の仕組み

UNICEFによって調達されたワクチンが被支援国へ送付され、現地ではWHOやUNICEFの協力の下、被支援国のオーナーシップを重視しながら事業を実施。その国のオーナーシップを高め、プログラムの持続可能性向上の観点から、Gaviは被支援国政府自身がワクチン支援プログラムの一部の費用を負担する共同出資ルールという原則を採用しており、被支援国も一部費用を負担している。

3. 最近の活動内容

● 概 要

2013年および2014年のGaviの活動規模は、それぞれ約14億9,000万ドル、約14億4,000万ドルとなっている。職員数は202名 (2015年7月現在)。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

理事会は、WHO、UNICEF、世界銀行、ゲイツ財団、ドナー・被支援国政府 (各5議席)、製薬会社、研究機関、市民社会、Gaviに属さない個人の9議席およびGavi事務局長の合計28議席で構成される。2015年7月現在、日本はドナー議席 (選挙区) の一つに所属しており、同じ議席のメンバーは、オーストラリア、韓国および米国。複数メンバーが所属する議席の代表 (理事) は持ち回りであり、同代表がメンバーの意見を吸い上げて理事会で議論する。日本は代表を通じ、意思決定に参画している。

● 邦人職員

邦人職員は1名 (2015年7月現在)。

● 日本の財政負担

日本は2011年からGaviへの拠出を開始し、2014年には8,684,463ドルを拠出した。

● 主要拠出国・機関一覧

(単位:百万ドル、%)

順位	2013年			2014年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	英国	598	33.4	英国	532	33.8
2	ドイツ財団	308	17.2	ドイツ財団	235	14.9
3	ノルウェー	157	8.8	ノルウェー	169	10.8
4	米国	138	7.7	米国	175	11.1
5	オーストラリア	99	5.5	イタリア	83	5.3
6	イタリア	90	5.0	フランス	69	4.5
7	フランス	88	4.9	スウェーデン	67	4.3
8	スウェーデン	73	4.1	カナダ	56	3.6
9	カナダ	56	3.1	オランダ	56	3.6
10	オランダ	53	3.0	オーストラリア	47	3.0
	合 計	1,793	100	合 計	1,570	100

* 合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

・ Gaviワクチンアライアンス：<http://www.gavi.org/>